

議事日程

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
15番	土屋	隆義	16番	小川	勝範
17番	藤橋	礼治	18番	若園	五朗
19番	星川	睦枝			

本日の会議に欠席した議員（なし）

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀	孝正	副市長	奥田	尚道
教育長	横山	博信	企画部長	伊藤	脩祠
総務部長	早瀬	俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田	薫
福祉部長	宇野	睦子	都市整備部長	福富	保文
調整監	岩田	勝之	環境水道部長	弘岡	敏
会計管理者	馬淵	哲男	教育次長	林	鉄雄
監査委員 事務局長	松井	章治			

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会議務局長	田 宮 康 弘	書	記	清 水 千 尋
書	記	今 木 浩 靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第 1 一般質問

議長（星川睦枝君） 日程第 1、一般質問を行います。

会派代表質問の通告がありますので、順番に発言を許します。

日本共産党瑞穂市議員団、小寺徹君の発言を許します。

1 1 番（小寺 徹君） 皆さん、おはようございます。

議席番号 11 番、日本共産党瑞穂市議員団の小寺徹でございます。

ただいまより会派を代表して一般質問を行わせていただきます。

きょうの一般質問は、3 点にわたって質問をさせていただきます。

第 1 点目は、瑞穂市土地開発基金の執行について、2 点目は、火事火災による市税の減免について、3 点目は、清流会に関する陳情書について、以上 3 点を質問させていただきます。

詳しい質問は質問席から行いますので、よろしく願いいたします。

9 月議会で、牛牧市道 7 - 3 - 557 号路線の道路改良工事用地取得について、土地開発基金を活用されました。この土地は、牛牧小学校の生徒が、通学路で交差点を牛牧の団地の北側の信号を横断するときに待避所がないということで、その待避所を確保するために用地取得をされたわけでございます。9 月議会の議案提案前の説明会で、土地開発基金を活用するという説明は副市長の方からお聞きをしておりました。しかし、なぜ土地開発基金を活用するのかということ詳しく議論をしませんでしたし、私も使うんかなあという程度の認識でおりました。この土地取得の経過を聞く中で、これでいいのかなあという点がございまして、質問をいたします。

まず第 1 点目は、なぜこの土地取得に対して土地開発基金の活用をしたのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 改めまして、おはようございます。

それでは、小寺議員の御質問にお答えをさせていただきます。

なぜ土地開発基金を活用したかということでございますが、市が公共用地を取得する仕組みから御説明をさせていただきたいと思っております。

市が公共用地を取得する場合、予算に計上いたしまして、一般会計で取得をするほか、事業

を円滑に進める目的から、先行取得することが認められておりまして、その手段として、本市においては三つの方法がございます。一つ目が、土地開発公社による取得と、二つ目が、特別会計による取得、三つ目が、ただいま問題になっております土地開発基金による取得の3通りでございます。

これらの運用方法については、事案とか取得の実態において使い分けて運用しておるところでございますが、過去の実例を示させていただきますと、土地開発公社で取得したものについては、別府保育所の用地、給食センターの用地でございます。特別会計においては、生津ふれあい広場の用地を取得しております。土地開発基金においては、美来の森の駐車場、それからみずほターミナル、バスの駐車場になっておるところでございますが、その土地ですね。それから、あと穂積駅周辺開発用地についても土地開発公社によって取得してきております。

そこで、今回なぜ土地開発基金を活用したかということでございますが、この基金は、その目的を公用もしくは公共用に供する土地または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより、事業の円滑な執行を図るためと、瑞穂市基金条例において規定されております。すなわち、市が公共用地等を取得する際、地権者との話し合いの中で契約できる状態に至った場合、機動的に対応ができるように設けられたものと解釈しておるわけでございますが、今回、地権者の意向に沿いまして、この基金による取得を行ったものでございます。端的に言いますと、早く契約して、お金が欲しいという要望があったということございまして、9月議会を待たずして取得したものでございますので、御理解を賜りたいと思えます。以上でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） それで、この土地を買うための契約はいつにしたのかと、またお金はいつ払ったのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 契約日は、平成23年、ことし8月10日でございます。

契約金額は、1,940万3,692円ということでございます。ちょっとこの内訳を概略で説明させていただきますと、土地の価格としまして1,133万3,000円、そして、建物が建っておりましたので、その建物価格が315万3,000円、その他構築物としまして、あと取得経費及び宣伝費ということがありますので、91万7,000円を積算しております。

そしてその次に、市が更地でしてもらったらどうかという要望をしまして、市の希望によりまして、建物、構築物及び盛り土、そうしたものの撤去処分と、隣地との土どめ、擁壁工、そういうものとして400万円計上をしました。

それで、その支払いは、実際に支払ったのは9月20日でございます。現地確認等を行いました

て、物件の引き渡しをしまして、契約金額を一括支払っております。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の経過を聞きますと、8月10日に契約をし、9月20日にお金を引き渡すということで執行をされておるわけでございます。9月議会の最終議決は、9月27日に本会議で補正予算を可決したわけでございます。審議をし、議決前に契約されて、お金も渡っちゃっておると。それを知らずに一生懸命議員は議論をしておると。最終日の附帯決議の中でも、私が附帯決議を提案させていただいたんですが、牛牧市道7の3の557号、242平米、1,950万円、坪単価26万7,000円が計上されているが、既に建物解体と土地整地がされている。坪単価が高いということで附帯決議で指摘しながら、不動産鑑定をしっかりとやって、価格交渉もしっかりやれよという附帯決議を出しておるときに、既に契約し、お金も払ってしまっていると。そのことも一切本会議で報告されずに、本会議終わった後の全協でこの経過を若干報告されるという経過があったわけでございます。

議会の議決を経ずに執行できる根拠として、先ほど土地開発基金の、公社の用地として、公用地もしくは公共用に供する土地、または公共の利益のために取得する必要がある土地をあらかじめ取得することにより事業の円滑な執行を図るためと、「あらかじめ」ということは、これは議決を経なくても執行できると、そういう趣旨でこの基金条例というのはこの目的が書かれておるのかどうか、そこら辺ちょっと確認したいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） まさにお見込みのとおりでございます。あらかじめというのは、要は市長の裁量でもって公共用地に資する場合、緊急性とか、先ほど申しましたように、地権者の意向に沿って、議会に諮らずとも、あらかじめ土地開発基金で購入して、一般会計ではそれを買い戻すという予算計上をするということでございます。

それで、今御指摘ありましたように、9月議会定例会において、会派説明、あるいは総務委員会の説明の中では、そうした土地開発基金で契約をしているというようなこともお話をしたところですが、その真意が十分に伝わらなかったということについては申しわけなく存じておるところでございます。ただ、最終日で附帯決議がついたときには、執行部では発言権がございませんので、何ら説明する機会がなかったということで、今、小寺議員がおっしゃられましたように、その後の全協でもって簡単に経緯を説明した程度で終わっておりますが、一応冒頭に小寺議員もおっしゃっていただきましたように、私自身も会派のときにも説明をしてきたんですが、ただ、基金の運用の仕方ということについてもう少し詳しく御説明をさせていただければ、こういった誤解が生じなかったということは反省しております。今後、基金を使う場合については、十分に説明をしながら執行していきたいと思っておりますので、御理解を賜り

たいと思います。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） この補正予算の審議をする中で、公園の土地の問題と清流会への補助金の問題を、削減をする修正案を出して可決しておるんですね。附帯決議の中でもこの単価は高いよということを指摘しながら、その経過の中で契約もしてしまっておる、金も払ってしまっておると。こんな執行の仕方があるかということではっきりすれば、もしこの中身も含めた削減の修正案が出されて可決された場合はどうなるんですか。お金も払ってしまっておるのに、予算は否決されたという事態になった場合、これはだれの責任で、どうなるんですか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 今回の場合、予算の否決もしくは修正ということだと思いますが、そうなった場合は、土地開発基金で土地を取得しまして、その土地が結局塩漬けになるということでございますね。一般会計で買い戻しができませんので、交差点改良に資することができないということになります。一般的には、土地開発基金で土地をいわゆる商品という形で持つこととなりますが、買い戻しができないとなりますと、基金ですうっと土地が動かなくなりますので、塩漬けの土地ということになります。もしくは民間に売却して、換価するということとなりますが、今回、先方は、不動産会社でございますが、株式会社アルミックというところが地権者でございましたんですが、ここと交渉をさせていただきました。

その中で、当初、これは売り値1,640万円という価格だったんですね。それは現状有姿、そのままの姿でも1,640万円。で、向こうの意向としましては、少し建物がございましたので、その建物をリフォームして、何がしか上乘せして売りたいような意向もあったわけですが、市が、学童とか通行者、歩行者のために交差点改良をして、危ない状況を回避したいというため、ですから、建物を撤去してでも交差点改良をしたいもんで、何とぞ御理解をさせていただいて、御協力していただけないかというお話をしました。それがアルミックという会社にとって、市に協力したということで会社のイメージもよくなるというようなこともお話をしましたところ、先方がわかりましたということで、建物残存価格が315万3,000円ぐらいの価値があったんですが、それを壊してでも市がやろうとする意気込みを感じていただけて、価格についても、更地にするので、建物はお金を払いますけれども、あと植栽等の関係については計上しないでほしいというような要望もしましたところ、100万円値引きをさせていただきました。そういったことで、そこで更地にさせていただけるとどうなるかということをお願いをしましたところ、すべて撤去して、土どめ等、工事も全部入れて400万でやりましょうという話になりましたので、ただし、90万ぐらい宣伝費なんかに使っているということで、なるべく早くお金が欲しいという御要望がありましたので土地開発基金で購入したものでございますが、そうい

った経緯もありまして、いろいろ御指摘のような問題も残しはしたんですが、交差点改良に資することができるということで、実は公安とも既に協議が調いまして、歩行者用の信号機の移設、それから交差点のゼブラゾーンの移設も承認を得ております。もう既に、先ほどというか近ごろ、工事発注もしておりますので、年末には何とかなるのではないかなというふうに思っております。こういった状況、いわゆるその必要性から土地開発基金を使ってでもやりたかったという思いでございますので、そこら辺、御理解をいただきたいと思えます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） この土地開発基金の活用をしようという発案をされたのは副市長ですかどうか、確認したいと思えます。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 最終的な結論は市長ですが、一応先方との交渉を、鹿野都市開発課長と2人で不動産会社へ赴きまして、やってきました。その中で、先方は早く換価してほしいというような要望がありましたので、市では土地開発基金という制度もありますので、議会を待たずして契約することも可能である旨はお話をさせていただきまして、後ほど決裁という形で了解をとって、執行しました。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） もう一つ、この土地開発基金が、議会の議決を経ず、あらかじめ公用地として確保できるという規定になっておるんですけども、地方財政法、財政を預かる基本的な法律の中で、こういうような公用、供用する、要するに議決前に財政を使ってもいいというような、そういう条文があるんですか、法律で。地方財政法というのがあるんじゃないですか。そういう中で、こういう使い方もいいよというような条文はございますか。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 具体的にこういう場合は土地開発基金を使ってもいいとか、そういう規定はないわけですが、ただ、瑞穂市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例というのがありまして、この条例の第3条に、議会の議決に付すべき財産の取得の規定というのがございます。ここでちょっと条文を御紹介しますと、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決に付さなければならない財産の取得または処分は、予定価格2,000万円以上の不動産もしくは動産の買い入れ、もしくは売り払い（土地については1件5,000平方メートル以上のものに係るものに限る）、または不動産の信託の受益権の買い入れもしくは売り払いとするという規定がございますので、この規定に該当する場合は土地開発基金を使うことはできないというふうに解釈しております。今回、金額的にも面積的にもこれを

上回らないものでございますので、市長の裁量の範囲で執行することができるというふうに解釈をしたところでございまして、ただ、これを一般会計で買い戻しをして、それから工事着手しますので、予算の獲得ということで9月議会の補正に計上させていただきました。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 通学路で、子供たちの安全を確保する点ではあの土地が必要だと思うし、あの面積が必要か、価格はいいかということでいろいろ議論をしてきたわけございまして、その発想、その報告を聞くのも、議会へ提案されてからその内容を聞くということで、事前にそういうことを計画しておるよということが全然議員の耳に、議会にも報告なしに突然議会へ提案されたという感がするわけですね。そういう点で、そういう議会の議了を経ずに執行する場合は、事前に全協なりに報告をして諮りながら執行していくということをやらないといかないんじゃないかなと思いますし、こういうことは特に特別の事情があるときということだと思わんですが、今回の場合、それに適用されるのかどうかという点も疑問を感じますので、今後執行に当たっては、ぜひひとつ慎重にやってほしいということを要望して、この質問を終わりたいと思います。

続きまして、第2点目の質問に入ります。

火事火災による市税の減免についてということでございますが、先日、重里で火災がございまして、全焼という形で、その方といろいろ生活相談にも乗っていったわけですが、その場合、市税や国民健康保険税の減免がどうなっておるかということで、役場へ問い合わせさせていただいて、火事の場合ですので、生活が非常に困るというふうで減免をぜひということでお話をしてきたんですが、こういう火事の場合の税、国保税の減免制度はどうなっておるのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 小寺議員の御質問にお答えをいたします。

火事災害が起きた場合の市税並びに国保税の減免の、どのようにされるのかということでございますが、固定資産税、市民税の減免につきましては、地方税法並びに瑞穂市の税条例の規定によりまして、さらにその取り扱いにつきましては、瑞穂市市税の減免取扱要綱に基づき、今後、納期が到来する分について、その損害の割合に乗じて得た額を被災者の方からの申請により減免をしておるところでございます。さらに国保税の減免につきましても、国民健康保険税条例の規定によりまして、その取り扱いについて国民健康保険税の減免取扱要綱がございまして、これにつきましては、市民税と同様の減免方法で減免をいたしておるところでございます。以上です。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 火事のあった後の納期以降の納税に対する減免をするということのよ
うに要綱はなっておるんですけれども、それで、1年分の前納をされてしまった人もおるわけ
ですね。この方も前納してみえるわけですね。対象にならんよということを係の人に聞きました。
係の人も、これはちょっと道理に通らんとするけれども、しょうがないですねということ
で、決まっておるという形ですね。この減免制度をつくった趣旨というのは、火事災害で生
活が困るよと。そういう点で、その人たちの生活を助けるという意味での減免を行うと、負担
を軽減するということですね。火事に遭った場合は、ほとんど家財も何もなくなってしまうと。
これからの生活に途方に暮れてしまうというような状況の中で、少しでも軽減をしてほしいと
いうことで、前納したやつでも返してもらえんかというのが気持ちだと思っただけですね。それが
減免制度の趣旨だと思っただけなんですけれども、これ、なぜ前納で納めてしまった人は返せんよと、
それ以降の減免だということになっておるのかどうか、その辺はなぜですか。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 先ほど回答させていただきました中の今後納期が
到来する分ということとは、本来、今後の納期の未納分、未納についての到来分ということがま
ず第1点。そして、前納に対して減免が適用できないかということですが、そもそも
地方税法の減免が何かといいますと、課税権者である地方団体、今回は瑞穂市でございますが、
その意思表示によって一たん成立した納税義務を解除し、その全部または一部を消滅させるこ
とをいうものであるということになっております。市税のように、納期が分かれております、
固定ですと1から4期、市民税も1から4期というふうに分かれておりますが、各納期ごと
において納付が行われるごとに納税義務の一部が消滅していくものというふうに考えております
ので、既に前納納付によって消滅した納税義務を減免によって消滅させるということは、理論
上不可能ということから、還付はできないということになるとの解釈がなされておるところで
ございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 難しいことはようわからんですけれども、要するに、そういう条文は
いいですけれども、気持ちとして、要するに火災があったと、生活が大変だ。そのときはちょ
っとお金が余裕があって前納したと。これから全部なくなっちゃったと、困っておるよとい
うときには、その納めたやつをちょっと返して、助けようかという、そういう気持ちが減免制度
だと思っただけですね。そういう気持ちを酌んだ制度にし、これは要綱をちょっと変えればい
いんじゃないですか。要綱を変えればずっとできる問題なのか、そういう法律上、条例上までな
らんとこの制度がでんのか、それはどうなんですか。

議長（星川睦枝君） 高田市民部長。

市民部兼巢南庁舎管理部長（高田 薫君） 減免要綱の改正についてということでございますが、これにつきましては、地方税法第17条の3に、地方税の予納額の還付の特例という規定がございます。その還付を請求することができないということになっております。そのことから、この要綱を改正すること自体が現時点ではできないということをお聞きしたいと思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 今の法律上、条例上、減免制度というのは非常に四角張った形で、本当にその人の生活の状況、立場に応じた条文になっていないというのがはっきりしてきましたので、また今後の問題として、この問題はぜひひとついろんな提案、提起をしながら改善をするように努力をしてまいりたいと思っております。

続きまして、第3点目の質問に入ります。

清流みずほに関する陳情書についてということでございます。

瑞穂市議会の議長に、清流みずほに関する陳情書が来ております。社会福祉法人清流会、学校法人総純寺学園、瑞穂市民親の会の3団体から陳情書が出ております。この陳情書に対する市長の見解をお聞きしたいと思います。

この陳情書の趣旨は、9月議会で補助金が削減されたと。臨時議会を開いて再提案をして、可決してほしいと、そういうのが第1番の趣旨ですね。そういう趣旨で陳情書が出ております。市長は、今議会の11月29日に議会を開催されて、議会本会議後、全協の会議を開きまして、その中で、10月24日に十九条の地区から要望書が提出されたと。その要望書の添付書類に、平成9年、十九条の要望書があったと。その要望書の第1項に、現在牛牧第1保育所から十九条は遠いので、保育所をつくってほしいという要望があったと。このことは、私は全く知らなかったと。このことを知っていれば、議会の中で皆さんにこのことをよく報告していれば、また違った議決の内容になったかもしれないということで、こういう要望書があったということを報告しておきますという全協での報告がございました。

その後、12月2日に十九条の区で、十九条の要望書に対する説明会か報告会かわかりませんが、そういうのがあったと。その中で市長はあいさつをされた中で、清流会の保育園建設補助金が、9月議会で少数の差で負けたと。十九条の皆さんの平成9年の要望書の内容も全く知らなかったと。十九条の皆さんの声を聞いて、再提案も考えたいと、そういう発言がされたとあいさつに書いてあります。その市長のあいさつに対して、元議員の土屋勝義さんも発言されて、この要望書の趣旨は、十九条の皆さんの大きな声じゃなくて、美来の森を建設するときの松野市長との協定書の中で、市執行部から、こういう保育所も建ててもいいよというような発

言があったので、その要望書に載せたんだという発言がされたということも聞いております。

さらに、今現職の土屋隆義さんは、平成9年の要望書を全く知らなかったというのは遺憾だと。私はこの本会議の一般質問で2回も質問し、この要望書の内容を説明しながら、保育所の問題も質問しておると。それなのに全く知らなかったというのはおかしいというような発言もされたということも聞いております。

そういうようなことで、十九条の説明会の中では、市長の発言を支持し、要望書をぜひというような発言がほとんどなかったと聞いております。で、きょうお尋ねしますのは、この要望書、陳情書が出て、臨時議会を開いたということですが、臨時議会は開かれませんでした。きょうの、今日の12月の議会まで来ております。12月の議会の最終日は16日です。市長の議案提案権は、16日の最終日でも提案ができる市長の権限はございます。そういう今までの状況、経過の中で、現在の市長は、この陳情書を受けて、清流みずほの保育所を建設する補助金を出すような、再提案をする気持ちがあるのかどうか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 小寺議員には、まずこの陳情書についてどのように考えたかということだけちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今、議員おっしゃられました社会福祉法人清流会、それから学校法人総純寺学園等から陳情書が提出されております。また、その前には十九条からも要望書が出ておるわけですが、議員も御承知かと思いますが、陳情及び要望、それから請願は、同じように国民の権利として認められた要望でございます。しかし、請願が憲法上の国民の基本的権利の一つとして保障されているのに対し、陳情や要望は、法律上保障された権利として行使されたものじゃないとの認識を持っております。

しかし、今回、陳情書については、市が行おうとした事業に対するものであることから、市としては少なからず責任を感じまして、その内容の重さを真摯に受けとめているところでございますが、また同様のものが、先ほどお話もありましたように、議長あてにも出されていることでございますので、一層その重みを考えた次第でございます。

ちなみに、議会に提出された陳情書については、陳情であっても、議長が特に審査の必要性を認めた場合においては請願と同様の取り扱いをする旨、当市の議会会議規則にも定められておりますことから、市長部局としては、議会にも意見を求める必要性を感じたところでございます。

ただ、保護者会から出された陳情書については、差出人も不明でございまして、かつ記載されている内容についても正当なものとは判断をいたしがたく、いわゆる投書箱に寄せられた投書として取り扱うこととしまして事務処理をしておりますので、皆様方には配付をいたしませんでしたので、御理解をいただきたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 小寺議員の御質問に私の方からもお答えをさせていただきます。

ただいま副市長がお答えをいたしました。今回の陳情書につきましては、捨ておけないものと感じまして、議会にも御意見を求めたところでございます。と申しますのは、陳情書の内容が、9月議会定例会において一般会計の補正予算に計上した事業につきまして、再考を願う内容でございます。市が県に対しまして補助金申請をしている事業であるからでございます。保育所と緊急整備事業費補助金事業は、国の施策に伴う安心こども基金を活用する事業であります。県に補助金申請を行っているのは瑞穂市でございます。整備対象施設の設置主体は社会福祉法人清流会ではありますが、事業の実施主体は市町村というのがこの事業のメニューであります。したがって、市としましては、9月議会に補正予算を提出に当たりまして、それなりに申し出のあった清流会より、事業内容の確実性や事業規模、また事業の実現性等も内容を伺い、その内容を精査して、9月議会にこの提案をさせていただいたものであります。結果は御承知のとおりでございます。

そうした折、今回の陳情書が出されてまいりました。ちょうど十九条自治会の要望書も出されて、その中に御案内のとおりでございます。鉄道の北付近に保育所云々という要望内容もあったところから、改めて皆様方の御意見をお伺いしたいとの思いで全員協議会に提出をさせていただきました。それには、先ほど副市長が申し上げましたように、同じ内容の陳情書が議長あてにも出されておりますので、議会としても何らかの意見をお持ちなのではないかと判断をいたす次第でございます。

実は御案内のように、11月2日でございますが、地元十九条へ行きまして、美来の森に係りましてのいろいろなお話を、また懇談をさせていただきました。そういう状況等も、いろいろな過去のこともわかったわけございまして、しっかり取り組まなくてはいけないなと思っております。今回の清流みずほの保育所の関係におきましては、はっきりここでお答えをさせていただきますが、この議会では、私としましては提案をしないということで判断をさせていただいておりますので、それも踏まえまして私の答弁とさせていただきます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ただいまの市長の答弁の中で、最後に市長として政治判断で清流会への補助金の再提案はしないということが表明されましたので、確認をしていきたいと思っております。

この陳情書の中で、非常に大きな議会に対する非難中傷の内容がございます。この辺もこの議会の中で一遍説明をしなければならんと思っておりますので、質問をいたします。

瑞穂市民親の会からも出ておりますね。どうもこれは差出人が不明で、足らないので、今、陳情書としては取り扱わなくて、投書ということで取り扱うということで副市長が言われまし

た。しかし、この内容は、非常に問題がある内容が列記されております。この社会福祉法人清流会と瑞穂市民親の会との関係はどのような関係になっておるのか、正式にこの親の会というのは社会福祉法人清流会の中にあるのかどうか、そこら辺は教育長、お願いしたいと思うんですが、どうですか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 瑞穂市民親の会から投書というような形、陳情書とも、今話題になっていますが、出されました。その市民親の会と社会福祉法人清流会との関係ということですが、議員さんもその存在がわからないということと私どもも同じで、出された方の名前とか連絡先等、一切記入されておりませんので、教育委員会といたしまして、この瑞穂市民親の会という団体について、全く把握できておりません。したがって、この瑞穂市民親の会と社会福祉法人清流会との関係についても、全く把握していないという実情でございます。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 社会福祉法人清流会の保育園の中には、公立でいえば父母の会とか、学校でいえばPTAとか、そういうような会がありますけれども、そういうような親の会はあるんですか。どうか、そこら辺をお尋ねしたい。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） どの幼稚園でも保育所でも、そういう保護者の集まりというのがありますので、あると思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） あるところへ、親の会ですから、その親の会と清流みずほの正式の親の会との関係があるのかどうか、清流みずほへ問われたことはあるんですか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） この陳情書、それから投書に当たるようなものについて、清流会とのかわり等について記述があったわけではございませんので、清流会の方にそういった問い合わせをしております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） ずうっと経過を見てみますと、非常に関係が深いということが、これ推測ですけど、推測されるというか、事実関係がありますので報告させていただきます。

9月の議会のこの審議をする前に、各議員のところへ郵送で、投書と申しますか、陳情と申しますか、来ました。これが一つございます。

前略。突然このようなお手紙を出して申しわけありませんという内容のチラシです。これが全議員のところへ来ました。そして、先ほど親の会が出した陳情書、投書、その中にもこれのやつが最後の方に添付されております。それからもう一つ、清流みずほ幼稚園、園長、加納大裕さんが保護者に出しているこういう文書なんですね。この文書にも、この議員に送ったやつが添付されている。各保護者に配られておるんですね。この清流みずほ幼稚園の園長の加納さんの文章の中には、児童福祉法では、家庭で保育できない子に対して自治体は保育を施さなければならないという義務があります。反対議員の中には、瑞穂市に15人の待機児童がいるという事実を報告し、みずからもその事実を認識しながら、反対の意見を述べるだけで、代案の提出することなく反対されましたということで、これに反対する議員に対する反論が書いてあるんですけども、この代案を出さずに反対をしたということが書いてあるんですけども、本当にこの議員が代案を出さなかったかどうか、その辺はどう認識されておるか、教育長。この文章を初めて読まれたけれども、私たちも議論し、文教の中でも議論してきた中で、議員はただ反対するだけで、何も代案を出さずに対応してきたかどうか、その辺の事実をどう認識されていますか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、議員が紹介して下さった文章は、私ども教育委員会は持っておりません。把握しておりません。加納園長さんが保護者あてに文書を出されたということは、初めて知りました。

今、議員から質問のありました、代案をなしに反対だけをしていたのかということにつきましては、私どもは公設公営というような形で、就学前の教育について瑞穂市は充実を図っていくというような方向性の中で、公の全体計画をどのように考えていくかということで、文教常任委員さん、それから全協でもそのことを繰り返し指摘をいただいて、私どもも公の施設整備を進めていくという方向で今考えているところです。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そういう点では、この園長である園の責任者が、非常に認識不足でこういうようなチラシを保護者に配るとするのは、非常にいいことじゃないですね。これは本当に議会としては非常に抗議をしなければならん内容だと思います。そういう点では、こういう問題もあるということをはっきりと指摘をしておきたいと思います。

時間がございませんので、次に、9月議会で最終日の本会議場で本会議のときに、清流の関係者が傍聴をたくさんされて、そこの中で、責任者の重要な人物である加納精一さんという方が傍聴されていまして、議会中に拍手をする、やじを飛ばす、また、後ろの傍聴席から議員に話しかけをするというような行為がされました。傍聴規則も議場に入る前に書いてあるし、

傍聴するときも絶えずその規則を見ながら、注意してくださいよということを指摘しておるわけですね。拍手するというのは、自分の思いに賛同する発言をした場合には拍手するというようなことはやらんようにということも書いてあるわけですね。そういうような行為をされたということについて、学校の重要責任者であるその人がやったということについては、教育長はどのような認識をされておるか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 9月議会最終日に、今議員が紹介していただいたような内容を私も認識をしております。

保育園の経営に参画するそういった園長というお立場ということもありますが、この傍聴する態度ということでは、傍聴の規則に違反していたということは確かでございますので、議場内において傍聴規則を違反することは、大変遺憾なことであると思います。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） そういう人物が経営し、さらに今回の件でいろいろな陳情書を出されて、私が思うには、社会福祉法人清流会と関係が深くあると思われる親の会の陳情書の中に、非常に議会を攻撃し、議員を攻撃する内容が書かれております。これは名誉毀損、または侮辱罪に当たる内容があるのではないかと思います。

一つ読み上げますと、正直怖いです。日本共産党の小寺徹さんと並んでいると、2人とも北朝鮮人に見えるかも、このような文章がございます。さらにもう一つ、この文書を匿名にした理由として、自分たちの名前、住所がわかってしまうといけないのでという理由として、日本共産党の小寺徹を敵に回すことは、命の危険も考えなければならないのですというような内容になっております。まさに日本共産党と私小寺徹に対する名誉毀損であり、侮辱罪に当たるのではないかと考えておるわけですが、教育長はこれをどう思われますか、ちょっとお尋ねしたい。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今紹介していただいたその文言については、瑞穂市民の声ということで届けられた、大変長文の投書の中だと思えます。このことについては、冒頭にもお話をしておりますが、全く責任者の氏名、住所がわからなくて、連絡もつかないような、そういった投書ということで、一市民の声としては認識しますけれども、その内容については、甚だ遺憾に感じる内容が多々あると思っております。

〔11番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 教育長も、この内容は遺憾に感じる内容であるということであると思

うんです。そういう点では、これは私個人に対する名誉毀損でありますし、日本共産党の行動に対する侮辱でありますし、さらにこの中には、修正案を提案し、賛成した方々の個々の名前を上げながら非難中傷する文章もございます。名誉毀損、侮辱罪で告訴をし、だれがこの文章を出したのか、清流との関係はどうなのかということをはっきりさせていきたいと思っておりますので、またそのときにはいろいろ皆さんにも事情聴取があるかと思っておりますので、ぜひひとつ御協力をお願いいたしまして、きょうの私の一般質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） 日本共産党瑞穂市議団、小寺徹君の質問を終わります。

続きまして、公明党、若井千尋君の発言を許します。

12番（若井千尋君） 皆様、おはようございます。

議席番号12番、公明党、若井千尋です。

星川議長より発言の許可をいただきましたので、通告に沿って、公明党としての会派代表の質問をさせていただきます。

本日は12月12日、本年も残すところ20日を切りました。顧みれば、本年は、何と云っても3月11日に東北地方を中心として発生した東日本大震災が、国内外に大変大きな影響を与えました。震災から9ヶ月が経過した今なお、多くの方が避難を余儀なくされ、この師走に入り、寒さも一層増して、避難所の防寒対策に追われているとの報道も見聞きいたします。一日も早く復旧、復興を心より願ってやみません。

さて、私たち現瑞穂市議会議員の任期も、残すところあと4ヶ月余りとなりました。任期中の一般質問の機会も、本日と3月と、残すところあと1回となりました。私は、この1期、1人ではありましたが、皆様にいろいろ大変お世話になりまして、公明党の議員として、ここまで自分なりに精いっぱい仕事をさせていただいたのではないかと考えております。私の議員としての政治信念は、市民の声を徹して聞き、断じて市政に届ける、そして、安心・安全で、さらに安定したまちづくりを目指すであります。このことは精いっぱい取り組んできましたが、しかし、自身の政治信条にはまだまだ遠く及ぶものではありません。限られた機会となってきましたこの一般質問の大切な機会を、私自身、初心に戻り、通告の項目に沿って、執行部にそのお考えを伺います。

本日最初の質問は、安全・安心のまちづくりの観点から、皆様も御承知のとおり、先月末に通学途中の生徒さんの列に車が突っ込み、お一人のとうとい命が奪われるという、大変に残念な事故が発生いたしました。慎んで御冥福をお祈りするとともに、御家族様、御関係者の方々様に衷心よりお悔やみを申し上げます。

この事故に限らず、このような痛ましい事故が二度と起こらないよう、再発防止について、今私が非常に危惧している、これは生徒の通学路の問題ですけれども、そのことについて伺い

ます。2点目は、災害時の際、市職員が市民の安全・安心確保のため、専門的知識を持つことの大切さ、さらに専門の取得も必要性を考えますので、そのお考えを伺います。3点目は、住宅用火災警報器の設置状況について。最後は、当市の自主財源の確保について、順次伺います。

以下は、質問席に移り、質問させていただきます。

最初に、先月11月25日、田之上で発生した事故について、確認の意味で御質問したいと思いますが、1点目は、通学時の注意事項として、生徒さんに対して日ごろの指導体制に問題はなかったのかどうでしょうか。また同じように、ここの事故に関して、通学路には問題がなかったのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今回、11月25日、田之上で起きました交通事故について、この場をおかりして、議長さん、文教常任委員長さんには、大垣市民病院にも駆けつけていただきました。また、通夜席、告別式には、多数の議員の皆様にお世話になりました。本当にありがとうございます。

この交通事故、そういったものを二度と繰り返さないために、学校といたしまして、子供たちに指導している内容をまず紹介させていただきます。

各小・中学校、その学校安全計画というものを毎年策定し、年間を通じて登下校指導、それから通学路の安全確認、交通安全教室、それから必要に応じて自転車の乗り方指導を意図的、計画的に行っております。小学校では、4月の段階で通学班の指導とともに、担当の教諭が実際に通学団の集合場所まで引率をして、危険箇所の確認等も行っております。また、交通安全教室を実施し、歩行や自転車の乗り方についての指導を通して、交通ルールについて学ぶ機会を位置づけております。

また中学校では、通学路の確認及び自転車の安全な乗り方についての指導を行っております。登下校時のみならず、部活動においても、自転車を使用する生徒もあり、使用者に対しては、保護者の同意の上で使用許可申請書を提出し、自転車点検を実施して、安全を確認しております。

また、教職員の登下校の指導、見届けだけではなくて、おかげさまで保護者の方、地域の方の安全サポーターの方も、この瑞穂市内は多数見守り隊として支えておっていただいております。子供の命を守るために、全市を挙げて取り組んでくださっている地域だと思っております。

二つ目の通学路についてでございますが、事故現場は、学校も通学路としておる道路ですが、その事故のときにおいて、生徒は、路側帯、70センチ幅だったんですが、その路側帯を歩いておって、後ろから路側帯に車が突入してきたということで、この亡くなった生徒は、全く防ぐすべもない、そういう状況でございました。70センチという幅は、生徒にとって十分な広さとは思えませんし、また、縁石があってストップがかかるような、そういった高低差もありませ

んでした。市で現在推奨して取り組んでおりますカラー舗装とか歩道の確保等、都市整備部と、また公安、警察と、先日も一緒にその現場で今後の対策を考えたところです。以上です。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、教育長から安全対策とか通学路のお話がありました。田上の事故に関しては、通学路は問題があったとかなかったとかいうことではないにしろ、また、これは冒頭にお話ししましたように、再発防止ということで、こういう痛ましい事故がないようにということをお聞きしておくことをまずもう一度念を押させていただきまして、今、教育長の方から、学校におけるマナーとか指導はしっかりされておるということであったんですけども、一つ私が一番心配しておるのは、自転車通学のお子さんのことでございます。

これは皆さんも御承知かと思えますけれども、ことしの5月、タンクローリーが歩道に突っ込み、2人が死亡した事故で、その直前に自転車が道路を横断し、事故を引き起こした男、これ60歳ということですが、大阪地検は禁錮2年の実刑判決を下したという報道がありました。私たちも車の運転をするわけですが、本来、車と自転車と考えれば、当然自転車の方が非常に弱い立場というか、そういうこともありましたけど、この事故は、タンクローリーが左手を走っておりまして、右手から自動車が寄ってきたと。それを避けるために歩道に突っ込まざるを得なかったんですけども、なぜこの右手の車がタンクローリーの方に寄ってきたかという、その道路の中央を自転車の大人が横切ったという。ですから、避けようとして、避けようとして起こした事故で、車の運転手には過失がなく、自転車の運転手に過失があったということでございます。

そういう意味で、これはことしのことですが、今、教育長からお話がありました、自転車は乗り物でございます。そういう部分で、もう一度生徒に対するルール、学校の指導体制を確認させていただきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 特に自転車のルール、マナーということについては、瑞穂市内の児童・生徒の交通事故の多くが、自転車使用中という事故になっておりまして、中学校における自転車利用者については、使用許可証を交付されている、そういった自転車を活用しておりますが、指導内容として、必ずヘルメットをかぶる、かばんは必ず荷台に縛る、雨天時の傘差し運転はしない、2人乗りはしない、決められた通学路を通る、道路の左側を通る、1列で走る、並進しない、その他、交通ルールを守って安全に通学するといった内容を毎年指導しております。

しかしながら、実際、子供たちの事故は、登下校のみならず、家に帰ってからの事故も多くて、ヘルメットをかぶらない、道路を並走する、2人乗りをする等のルールを守らない姿が一

部見られます。このような生徒に対しては、学校では、自転車の違反をしている、そういった場合に、本人の反省文、保護者連名の反省文、許可取り消しと、段階を経た指導や、本人に対しての違反報告書により、改善を求める指導を実施しております。

自転車は、スピードの出し過ぎ等、被害者になるだけでなく、加害者になるという可能性もあり、道路交通法の改正に伴い、自転車の使用について、改めて指導を強化する必要があると考えております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 教育長から後でお聞きしようと思ったことも答弁いただいたわけですが、その点も踏まえまして、別の角度から、通学路に問題はなかったということをお話しされましたけど、私がこの市内で一番、一番ではないかもしれませんが、私が存じ上げていないだけかもしれませんが、穂積中学校の北側の市道でございますけれども、この道路というのは、皆さんも御存じのように、道路幅というのはほとんど同じなんですけれども、カラー舗装の部分が、本当にあるところでは2メートル近くあったり、また全くないところがあったり、また両側にあるところなど、非常にばらばらな状態な道だというふうに認識しております。

ここで思うことは、まずそのカラー舗装の部分というのは、セーフティーゾーンなのか、これ当然、生徒さんにとってもそうなのかどうなのかということも感じるわけですし、そういうことを生徒さんはまず理解しているのか。かえて困惑しているのではないかなということを感じるわけです。それほど今、教育長が指導されておるといことで伺いましたけど、中には結構並走して走っておる生徒さんなんか感じるわけでございますけれども、そういう、特に生徒の登下校に関して、私個人的にはこの道を走るのが非常に怖いというか、気を使います。ですから、先ほど通学路に問題はないという答弁がございましたけど、このような極端な環境で、生徒に注意を促すということだけで生徒任せにしておいていいのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。要するに、今教育長がおっしゃった、自転車の運転というのは、被害者にもなり加害者にもなる、先ほど御紹介したとおりでございますけど、さきの痛ましく悲しい事故の再発を防ぎ、最善を尽くすためにも、いま一度通学路のハードの問題、また自転車運転の技術なんかも含めて、児童・生徒への通学路のマナーのようなソフト面も、教育委員会を中心に、各学校でいま一度検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今御指摘いただいた内容につきましては、私どもも同じように感じております。穂積中学校の北側の市道につきましては、カラー舗装の場所が、幅が大変まちまちであって、両側にあるような場所もあり、どのような場所をとということについては、またさら

に都市整備とも相談をしながら、今後の通学路の安全ということについて考えていかねばならないと思っております。

現在、そういった通学路を登下校する場合に、サポーターさんに危険箇所には立っていただいているというようなことで、何とか進んでおるわけですがけれども、これからも今回の事件を踏まえて、各小・中学校で校長からこの安全について御指導をしていただいたところですが、さらに今後ですが、二度と痛ましい事故が起きないためにも、今回のことを教訓として、また子供たちに繰り返し指導をしていきたいと思っております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、教育長が話されたとおり、実はこの見守っておっていただく方からの御意見で、本当に先ほど言ったカラー舗装の部分というのは、生徒さんにとってセーフティーゾーンなのかどうか。中には、広いところは車の駐車場のスペースにもなっているようなところがあります。要するに市民の方も、このゾーンはどういった立場なのかということが明確になっていないような気がします。

今、生徒さんに対しては、自転車の使用許可証の発行があるということでしたけれども、本来、自転車というのは、先ほど言った乗り物ですから、確認ですがけれども、被害者にもなれば加害者にもなるという部分で、各学校独自の、また本市独自の運転免許なんかも発行されてはどうかということも感じますので、その点よろしくお願いします。

次の質問に移ります。

同じく市民の安全・安心、安定のまちづくりの観点からお聞きいたします。

私はこれまで、一般質問で幾度となく防災に関してお聞きしてきました。その内容は、防災訓練のあり方であったり、また情報の伝達の方法であったり、避難所の確認であったり、地域自治会のあり方であったり、たくさん項目を上げれば切りがないことでした。ほかの議員さんも関心の非常に高いところであると思います。我が市は水に弱いとされる弱点も、最新の排水機の設置や、また今後の計画を初め、先ほどの問題同様、ハード面は整備されていても、ソフト面の心配事というのは常について回ると考えます。要は、有事の際に地域のリーダーの存在が非常に大切になってくると思います。折あるごとに、地域といえば自治会長の役職が出ますが、以前から指摘をされているように、自治会ごとでリーダーがかわってしまう。そのたびに市は防災などに関して自治会長さんに指導をされておられると。ということではなくて、市の職員が防災士の資格を取得し、有事の際にしっかりと知識のあるメンバーが指揮をとることが理想と考えますが、その点はいかがでしょう。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） おはようございます。

議員御質問の、市民の安全・安心のまちづくりを目指す観点から、防災士の資格取得についてお答えをいたします。

防災士は、自助、互助、協働を原則とし、かつ公助との連携充実に努めて、社会のさまざまな場所での減災と、社会の防災力の向上のために活動が期待され、さらには、そのために十分な意識、知識、技能を有する人を特定非営利活動法人日本防災士機構の防災士認定基準に基づいて認証されている民間の資格です。平成23年11月現在、全国で4万7,000の方が防災士の資格を取っておられます。防災に関する深い知識を持つ防災士については、地方自治体の間でも関心が高く、職員の資格取得に向けた動きや、自治体によっては市民への資格取得の補助等が広まりつつあります。

市では、平成23年度予算において、防災士資格取得に係る予算をいただいております。今年度は、とりあえず3名の総務課防災担当の職員を受講させる予定であります。また、今後でございますけれども、他の職員や、地域の防災リーダーを担う消防団員等の資格についても検討してまいりたいと思います。そして、資格取得後は、自治会への指導について、地域の防災訓練や出前講座、自主防災組織の立ち上げ等の各種支援等に積極的にかかわっていきたいと思っております。以上でございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、早瀬総務部長、答弁いただきました。これ市の考え方というか、もう予算が3人ほどとっていただいておりますということなんですけれども、ことしの5月30日に、千葉県の船橋市というところのホームページを見ますと、ちょっと市自体が大きいかと思えますけれども、「ことしも市職員が防災士の資格を取得します。防災力アップに向け、10年で100人を養成」という見出しの中で、今お話しありましたこととかぶるかもしれませんが、3月に発生した東日本大震災のような大規模な災害発生時に迅速かつ的確に対応できるよう、市職員が防災士の資格を取得します。防災士は、阪神・淡路大震災を教訓に、防災リーダーを養成する目的で創設された特定非営利活動法人日本防災士機構が認定する資格です。今年度も10人が、これ5月のホームページですから、7月30日土曜日、31日日曜日に行われる防災士研究講座を受講し、修了後に行われる防災士資格取得試験を受験しますと。県内で防災担当以外の職員を計画的に毎年継続して防災士として養成している自治体は、本市のみです。市では、平成21年度に防災課職員3名が取得し、その有効性が確認できたことから、平成22年度から10年間で100人を養成する計画を立てています。現在の取得者は13名ですが、平成23年度中に23名となります。今後も毎年10名ほど養成し、市職員の防災意識の向上や、専門的な知識と技術取得に努め、本市の防災対策の中心的な役割を担うことが期待できますというふうに御紹介しております。

これは、今部長が答弁された、全くそのとおりだというふうに思いますが、要は人数だけに限らないんですけれども、先ほど言ったハード面は、本当にお金をかければできるという問題ではございませんけれども、先ほど話したように、ソフト面というのは常について回る問題だというふうに思います。今この防災士というものが、私も実は、この前お話ししたように、取得してきましたけれども、ここで講師をされる方は、皆さんも御存じかもしれませんが、ストックヤードの栗田代表というのは、このまちの出身の方でございます。地元出身で、防災のエキスパートであり、全国で活躍されておられることは、先日の中濃10市の会合でも、皆様も拝聴されたとおりでございます。船橋市のようにはいかないにしろ、市職員が今とりあえず3人というお話がございましたけれども、最低でも小学校区に何人かおられるような、それがいいか悪いかはまた別問題として、その最初に取りに行かれる方に期待をしたいわけですが、やはりそういう場合というのは、今予算をとっていただいておりますということでしたけれども、そういうリーダーになり得るようなメンバーの養成という観点から、ずうっとそういう資格を取得することに対して市は予算をつけていただけるかどうかというのをお聞きしたいと思っておりますけど、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 県内にも中津川市、瑞浪市、坂祝町等で、そうした2分の1とか全額とかということで助成しておる市もございますし、大垣市さん等もそういう研修会をやっておられるところも幾つかあります。

それで、私どもも、実を言いますと、総務課の職員に一回取らせて、その状況で今後どのようにしていくかと。今、校区ごとということを言われましたけれども、できることならば、消防団が各分団にございます。消防団も、そうした防災の知識をしっかりと身につけるべきこともあるかと思っておりますので、できる限り、それぞれの校区ごとということも考えての今回の研修とさせていただきますので、よろしく申し上げます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） けさ自宅を出てくるときも、ちょうどきのうで震災から9ヵ月がたったわけでございますけれども、マスコミ報道でも、そのときのまだまだ私たちが全然知らない報道なんかもございます。その中で、まだ最近聞いたことなんですけれども、東北の場合は津波という災害が大きなウエートを占めたわけでございますけれども、いずれにしても、先ほどお話ししたように、このまちは水に弱いということで、連絡の手段が全くとれなくなるということは非常に考えづらいと思っておりますけれども、有事の際というのは、本当にまずは自分自身が助かる、自分自身がどういう行動をするかによって、それに伴って家族、また地域の方を支え合っていけるかということが大切になってくるかと思っております。いずれにしても、以前からずう

っと御質問しておるように、災害時じゃなくて平時のときにどれだけそういうことを、訓練と
いうか、知識をしっかりと、リーダーだけでなく、住民が学んでいく機会が非常に多ければ多
いということを感じますので、私はこの防災士の資格を取りに行かれる最初のメンバーさん、
非常に期待をかけるわけでございますし、また部長の方から、こういう質問があったというこ
とで、しっかり激励していただきたいなというふうに思います。

次の質問に移ります。

本年、平成23年6月1日より、住宅用火災警報器の設置が義務化されました。ちょうど半年
がたちましたが、現在、市の設置状況についてお聞きいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 住宅用火災警報器は、平成18年6月1日より新築住宅、平成23年6
月1日よりすべての住宅に設置が義務化されております。岐阜市の消防管内での普及率は
63.9%となっており、岐阜県の平均61.1%より2.8%高い状況となっております。また、瑞穂市
の防災訓練やイベント等を通じてアンケートや聞き取り調査した実態では、66.5%ぐらいに今
なっておるかと思えます。

この住宅用火災警報器については、住宅の寝室及び、住宅火災において亡くなられた方の原
因の約6割が逃げおくれであること、また高齢者、就寝中の方が多いということで、いち早く
火災を発見し、逃げおくれを防ぐことを目的として設置が義務づけられているものでございま
す。実際に岐阜市内では、住宅用火災警報器が設置されておいて発見が早かったということで、
被害が軽減され、負傷者が出なかったという事例が既に出ておるようでございます。今までは
瑞穂消防署を初め、消防団、女性防火クラブ、連絡協議会等を通じて、いろんな行事とか予防
運動期間中にも啓発を行ってまいりました。引き続き消防署による戸別訪問やら訓練時の普及
等、また先般も地域の回覧等を行わせていただきましたが、もう既に終わったからということ
ではなくて、小まめにPRをして進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いま
す。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 以前、この質問をさせていただいたときというのは、当然まだ義務化
になる前でございました。どんな法律も、罰則がないものというのはなかなか普及しづらいも
のだというのは感じておりますけれども、先々月も、先ほど小寺議員からお話がありましたよ
うに、市内で全焼の火災が発生いたしました。不幸中の幸いで、おうちの方は軽症ということ
でお聞きしておりますけれども、現在、市役所の方から来る封筒の表には、こういったもの
とか、こういったものの表には、「つけましたか、住宅用火災警報器。平成23年6月1日、すべ
ての住宅において設置が義務化されます」と。既に半年前の過去みたいな文章なんですけど、

これは、それだけ以前に啓発というか、啓蒙活動をしていただいたことのあらわれだなというふうに思うわけですが、今、総務部長からお話があったように、現在66.5%、半分強というか、そういった部分でございますけれども、この義務化になってから半年が経過する中、今言ったような封筒の部分は封筒の部分として、6月1日以降、今、回覧板等でアナウンスが行っているというような話もありましたけれども、例えば1ヵ月、2ヵ月前の広報を見ても、何かそういった部分でも全然ないような気がするんですけれども、現在の啓蒙活動というか設置状況というのは、先ほどの回覧板とか何かで回す程度のことで終わっておられるのかどうなのかをお聞きします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 先般、組回覧でお願いをしたと思いますけれども、今後もどのようにするかも一遍よく検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。また消防署さんも、それぞれの訓練時、そして戸別訪問等も計画されておるようでございますので、もう少し細かにいろんな啓発方法をも検討をしてみたいと思ひます。また御意見等をいただけたらありがたいと思ひます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 特にこの年末によって、寒さも当然一層増してくる季節になってきます。火災も年間を通して一番発生しやすい季節柄になってくると思ひますので、さらなる啓蒙活動をお願ひしたいというふうに思ひます。

最後の質問に移ります。

地方自治法における自主財源の確保についてというタイトルでお聞ひいたします。

まず最初に、現在の瑞穂市独自の財源確保についてお伺ひします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、若井議員の自治体瑞穂市の自主財源の確保はどのようにという御質問でございますが、まず、瑞穂市の新たな財源確保の取り組みということで報告をさせていただきたいと思ひますが、私ども、平成22年から26年で、瑞穂市の第2次行政改革大綱というものがござひます。その中の第2項に経費の節減、収入の確保という部分がありまして、その事項としまして、一つが、新たな財源の確保を行うということがござひまして、財源確保に努めておるところでございます。

そこで、市の資産ですね、広告媒体として有効に活用したいということで、新たな財源を民間の企業さんと協働しまして確保するために、平成22年9月に、瑞穂市広告掲載要綱を制定いたしました。そこで、まず初めに、ホームページにバナー広告ということで広告掲載を実施しまして、現在、4件掲載を行ってきております。さらに、ちょっと今資料を持ってきませんで

したが、民間の企業さんから寄附を受けるということで、窓口の専用封筒を寄附をいただいて、それを皆さんに配布して、市の方で印刷を極力少なくして経費の節減に努めている、そんな状況で今財源確保ということで行ってきております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今の広告、ホームページのパナー広告、4件ほどということだったと。これ金額的にすると幾らぐらいの税収になるんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 1件1ヵ月5,000円でございます。年間で6万円ということでございます。

それと、今持っていきませんでしたけど、窓口の封筒というのがこういうものを用意して、窓口用封筒ということで、皆さんに、御利用される方には配布させていただいております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） この質問も以前伺った問題でございますけど、本当に今テレビなんかで、全国各地であの手この手で、本気になってというとな変な言い方ですけど、本気になって知恵を出して、汗を出して、時間も惜しまず、B-1グルメに挑戦しておるとか、最初は私も本当にこの緩いキャラクターで「ゆるキャラ」とか言われてもぴんとこなかったんですけども、そういった部分が本当に活躍して、その自治体ごとに必死になって取り組んでいる現状というのは、これは皆さん御存じのとおりでございます。それがまた成功しているところというのは、非常に大きな財源を確保しておるという報道も聞くわけでございますけれども、これ、本議会の議案76号の23年度補正予算でも、個人の税収入が、当市は5,000万円ほど減するというふうにお聞きしました。先月、議員研修で大津に研修させていただいた折に、関西学院大学の林教授の講義の中で、ビジネスチャンスが自治体と住民が考えると。民の力を大きく使用すると。の講義がありました。そこで、これは以前から私も思っていたことでございますし、ここでも話が出たかと思えますけれども、そのことをお聞きする前に、現在、市が保有している公用車というのはどれぐらいあって、どれぐらい稼働しているかということをお聞きします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 市の方で公用車、消防車とかバスとか、そういう専用車を除いた一般車両でございますが、これは総務部の管財情報課で一括管理をしております。その台数ですが、穂積庁舎は24台でございます。巢南庁舎が22台となっております。それで、穂積庁舎の軽自動車10台、普通車が13台、マイクロバス1台、計24台ですが、22年度の総走行距離といいますが、稼働距離ですが、14万8,000キロでございます。それと巢南庁舎、軽が12台で普通車が

10台、22台の22年度の総走行距離にしましては19万7,819キロということで、巢南庁舎は、建設都市整備関係で現場へ出られることがかなり多いということで、穂積庁舎よりは距離がかなりきておるといところでございます。1ヵ月平均しますと、穂積庁舎が1万2,400キロ、巢南庁舎が1万6,500キロという実績が出ております。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 御質問の意味、稼働率って何だという話だと思いますけれども、自分でもお聞きしたいことというのは、要するに公用車が市内をあちこち回っておるといような感覚でよろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） おっしゃるとおりでございます。個人宅をお邪魔することもありますし、現場等を走って歩く、かなり稼働といたしますか、動いている状況も、ほとんど管財情報の方の予約簿は毎日いっぱい、ほとんどの公用車は出払っているという、複数の方で入れかわりということも当然ありますけど、かなりの稼働率はあると思います、時間的なものは。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） これは先ほどから真剣になって財源確保という部分でお聞きしておるわけでございますけど、基本的に市内に公用車が回っておるといことで、公用車に対して民間企業の広告をお勧めしたらどうかということをやちょっと今回お聞きしたかったんですけど、これはことしの10月24日ぐらいの公明新聞に、「公用車に有料広告を」と題しまして、長崎県の諫早市は、今年度から厳しい財政状況を踏まえた自主財源確保の一環として、市の保有する公用車のドア部分への有料広告掲載事業をスタートさせていると。市では、現在、軽貨物自動車など計20台の公用車が市内一円を走行している。市には180台の公用車があり、引き続き広告掲載の企業を募集している。広告は、車体の両側面後部に張りつけられ、掲載料金は、0.5平米当たり年間3万円、市管財用地課は、公用車はほぼ毎日市内を中心に走り回っていると。企業の活性化やPRのため、さらに推進していきたいと語っているという記事がございましたけど、当市の場合もこのような考えはございますかどうか、お聞きします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま長崎県の諫早市の御紹介をいただきました。市の公用車に民間企業の広告を掲載して使用料を徴収するという方法でございますが、しかし、検討の余地を残すところがあるんじゃないかというふうにはまず1点は考えております。と申しますのは、冒頭に、先ほど申し上げましたとおり、公用車は相当の距離を移動しておりまして、広告効果は非常に高いものだといふふうには考えるところでございますが、路線バス等と違って、市民

の皆様の個人宅にお邪魔するケースも非常に多くございまして、その内容もまた多種多様、いろんな個人的なものもございまして、そういう状況からして、市民の皆さんがどのような感じを持たれるか、そして車自体のことでございまして、今後のメンテナンスの関係ですね。広告する場合の、そして安全性等もいろいろ考慮するところがあるところがございますので、そういうことも勘案しまして、今後判断する必要があるのではないかとということもございまして、いずれにしても、御紹介いただきました諫早市等の事例等も検証しながら、今後検討してまいりたいと思いますので、よろしくお願いたします。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 今、部長、御答弁いただきました。

危惧されることというのは、何でもそうだと思いますけれども、あろうかと思えます。私は、常に行政というのは、どこかがやったら何か取り組むというような発想というのは非常に多いような気がしますけれども、議員をさせていただいてからずうっと思っておるというのは、やっぱり瑞穂市独自の、瑞穂市が先頭を切って走っていきけるような、話したように、本当に知恵を出して、真剣になって、財源が厳しいというのであれば、皆さんが力を合わせて取り組まなければいけない問題ではないかなというふうに思っていますので、一つ提案はさせていただきましたけど、御検討いただけるということでしたので、また問題点がありましたら、みんなで知恵を絞ってやっていかないかなのではないかなというふうに思っています。

これは一つのきょう御提案でございましたけど、市長は本議会の冒頭に、所信表明の中でこのように述べられております。ちょっと長いですがけれども、読ませていただきます。

瑞穂市の行く末はどこに向かうのか。いや、向かうべきかであります。政府は、今後の復興財源として、所得税を25年間、住民税を10年間上げることを検討し、一方で、3年間の法人税の実効税率引き下げ凍結を示しており、さらには2010年代半ばまでに消費税率を10%まで上げるとの言及をしています。一方、岐阜県においても、森林環境税の導入が12月議会に上程されるということで、まさに先行きが見通せない中、増税だけ先行する感が否めません。こうした厳しい現実の中で、これからのまちづくりは、10年、20年先を見据えて、市民、議会の皆様と一体となって臨んでいかなければならないと痛感しているところであります。既に新年度に向けて予算編成がスタートしておりますが、今まで以上に市民ニーズを的確につかみ、限られた財源の中で取捨選択する方針ですので、議員の皆様の御理解、御協力賜りますようお願い申し上げますと所信表明されました。

この部分に関しては全くそのとおりだと思いますけれども、この最後のくだりの部分で、今まで以上に市民のニーズを的確につかみ、限られた財源の中で取捨選択の方針は方針として、私は同時に、国や県を当てにしなくて、地域主権、地方分権の流れの中で、今まで以上に市民

に取捨選択を望まれるのであれば、行政も瑞穂市独自の財源に向けて今以上に知恵を出し、専門家を要請してでもその財源確保に努めるべきだと考えますけれども、市長のお考えを伺います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 若井議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

先ほどございましたように、民間企業の協力のもと、広告を市の公用車に掲げ、税外収入の確保を行ったかどうかという御質問もございました。先ほど企画部長の方からそれぞれ答弁をさせていただいておるところでございます。そういう中に、今回の12月議会に当たりましての私の所信の中で述べておることに対してどのように考えておるか、こういう御質問でございます。いずれにしましても、私ども行政を推進する者といたしましては、入りをはかって出るを制す、これが基本的なところございまして、そういう中で、どんどん厳しくなる中で、さらに市民ニーズを聞いてやっていくということ、厳しい中でどうやってやっていくんかというところでございます。

私が申し上げております行政運営に当たりまして、市民の参加、参画、そして協働のまちづくりを掲げております。ですから、これをさらに進める。やはり参加していただいて、参画、計画の方ですね。そして、ともにやっていく、ここの中にそのことを申し上げておるところでございます。この1番ですね、行政を進めるには入ってくるのをいかに入ってくるかということを考えることですが、実は私どもの瑞穂市、人口はふえておりますが、その割に、結局財政は大きくは伸びておりません。本来でございますと、これだけ地の利のいいところでございますので、こんなことを言っただけではあれですが、高額所得者が入ってもらえるような、そういう環境の整ったまちづくりができておればいいわけですが、御案内のとおり、下水道はできておらん、だから、なかなかそういった方が入っていただけん。土地も、本来でございましたら、これだけ環境がよかったら、よそより相当高くてもいいわけですが、他のまちと同じような土地の価格になっておる。これはやっぱり環境整備ができておらないから、これだけ利便性がいいところが、他のまちと変わらんようになってきた。だから、ここへ人が入ってくるだけでして、本当に残念なところで、この環境整備を怠るとこういうことになるということはおわかりだと思うわけでございます。

そんな中におきまして、市としては、入ることを考えますのは、やはりこれまでございました企業がみんな撤退をしました。こういったところにかにいい企業に入っていただくかというところでございます。今回もヤナゲンのF A Lの跡にドン・キホーテということで、正式に私どもの方へ申請も出てまいりました。こういった形におきまして、何とか活性化がされるか、また名古屋紡の関係におきましても、まだまだそのまま放置されております。これがいかにそれなりの税を出していただける企業に入っていただくか、こういうことも大きな課題でござい

ますし、やはり10年、20年先を思いますと、本当に東海環状自動車道につながります岐阜・巢南・大野線、これを整備をあわせて、やはり企業誘致をやろうと、新しくしようとしたら、企業があって、それから土地を用意しておっては、とても企業誘致はできません。当然市の方におきまして開発公社の方で土地を確保して、そして、こういういいところがありますから来てくださいよと、こういうことをしなかったら、絶対企業誘致、もちろんこの東海環状のいろんな沿線におきまして、どんどん企業誘致がされました。それもすべてのまちがそういう体制を整えてやっておるから、ああいった企業誘致があるわけでございます。そういう体制も整えながら、やはり長期の10年、20年先を考えていかな、こういうことを申し上げておるところでございます。

どうかその点もしまして、いずれにしましても、今回、保育所の問題も出ております。はっきり申し上げまして、入ってくるのをはかりながら出ていくのをと、こういうことをしますと、やはり他のまちがもう既にどんどん民営化をされております。このまちも議会の皆さんから、もうぼちぼちそういうことを考えるべきではないか、逆にそういう声が出てくるのではないかと期待をいたしておるところでございます。そういうことを考えることに、運営は民でできることは民でやっていただく。これによって、またやはり、出ていくのを制するというのも同じ民間活力を使う、こういうことも考えていかないかん、いろんなことが考えられるわけでございます。議会の皆さんと十分御議論を申し上げながら、今後のまちづくりをしっかりと進めてまいりたい、このように考えておりますので、よろしくお願いを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔12番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 市長の所信表明の中で取捨選択というのは、私、ふだん使わない言葉で、どういうことかと調べたら、よいものや必要なものを選び出し、悪いものや不必要なものは捨てていくという意味でございました。要するに、市民ニーズにこたえていくということを表示されておるわけでございます。

最後に、10年、20年先を見据えたまちづくりということでありましたので、このまちづくりというのは、当然人づくりだというふうに思います。いろんな分野で、先ほどの防災士の件もそうですけれども、専門分野の人がそういうことに携わっていく、そういうことに関してはこの財源確保ということも専門知識をしっかり持った方が取り組まれることが非常に大切ではないかなということを感じましたので、今回質問させていただきました。

これで、公明党の会派代表としての質問を終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） 公明党、若井千尋君の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開は11時10分より行います。よろしくお願いいたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時12分

議長（星川睦枝君） それでは再開します。

8番、民主党瑞穂会、松野藤四郎君の発言を許します。

8番（松野藤四郎君） おはようございます。

民主党瑞穂会、松野藤四郎でございます。議席番号8番でございます。

ただいま議長さんの方から発言の許可をいただきましたので、質問事項について、瑞穂市の行政の考え方をただしたいというふうに思っております。

私の方は、4点の質問事項でございます。

1点につきましては、大規模災害で発生する廃棄物の処理について、2点目は、保育所の整備計画について、3点目が、放置をされているバスについて、最後に、宅地開発等に伴う道路、背割り水路部の後退部の扱いについて質問をいたします。

まず初めに、日本というのは有数の地震国であり、869年の貞観地震、これは三陸沖が震源地で、マグニチュード8.3の大規模で、1,000名が津波で亡くなっております。また、我々が住む東海地方でも、887年にマグニチュード8から8.5の規模の地震が発生しています。このような状況の中、阪神・淡路大震災では、死者が6,434名、負傷者が4万3,792名、住宅被害は、全壊を含め24万9,000戸、避難人数は31万7,000人、被害総額は約10兆円と言われております。また、今回発生しました東日本大震災では、経済被害額は16.9兆円と巨額であり、現在、復興に向け、政府はもちろん、国民挙げて全力で取り組んでいるところであります。そのような中、当地においても、ここ二、三十年間のうちに巨大地震が発生すると、地震学者は強調しております。

そこで、このマグニチュード7.7から8クラスの地震が発生したときの被害想定はどのようにとらえているのか。また、この災害によって、負傷者というのはかなりの人が発生すると思えます。約2,000から3,000人近くとも言われております。そういった中、医師会、あるいは朝日大学、消防署など、また医療機関等の受け入れの体制はどのようになっているのか。そして、この被害に遭ったときには、避難場所が公共施設で指定をされておりますけれども、その指定以外での避難者というのは多分出てくると思いますが、そういったときの対応はどのようになされるのか。また、独居老人、あるいは寝たきり、要は要支援者といいますが、在宅介護者等、こういったものを含めた人に対する情報、あるいは避難の指示、そして誘導というのは、どのような体制になっているのか。それから、皆さんに周知をするために、防災無線等を活用されますが、その基地局を含めて、市内にたくさんの傍受局があるわけですけど、そういったところにおいて、そういった機器が使用不能のときはどのように皆さんに周知をするのかというこ

と、まずここについて質問をしますので、それぞれ担当部長の方から御回答をお願いします。
議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、松野藤四郎議員さんから、マグニチュード7、8クラスの地震が発生した場合の想定ということでございます。

今現在、県で公表されている調査について、少し御報告をさせていただきます。

瑞穂市において大きな影響や甚大な被害を予想される地震は、内陸型の関ヶ原・養老断層地震、大体マグニチュード7.3と言われております。海溝型の東海・東南海における2連動複合型地震、マグニチュード8.7があり、岐阜県公表の岐阜県東海地震等被害想定調査によりますと、瑞穂市においては、先ほどの関ヶ原・養老断層地震の場合は震度6弱と、この場合ですけれども、全壊棟数が約800、半壊が2,800、亡くなられる方が70、重傷者が150、軽傷者が3,000、避難者数が1万5,000ということでございます。また、東海・東南海における2連動型の複合型の場合は、震度が5強ぐらいと想定されておるようです。全壊が40、半壊が80、亡くなられる方が10、重傷者が20、軽傷者が300、避難者数が2,600となっております。

なお、今、東海、東南海にプラス南海の3連動と、いろいろ報道がされておるようですが、県において今調査が委託されておられますので、その結果が、来年の多分秋ごろには出てくるだろうと思いますので、その際にまたデータを皆さんにお知らせするなり、ハザードマップにもそれなりに見直しまして、皆さんに御報告をさせていただきたいと思っております。

そして2番目の、負傷者の多数の医療機関の受け入れでございしますが、これにつきましては福祉部の方から説明をさせていただきます。

3点目の、避難所指定以外での避難者の対応でございしますが、瑞穂市では、震災による火災等から身の安全を守る目的等のために、避難場所としてグラウンド等を指定しておりますし、また、災害で自宅がなくなった場合は建物が必要でございしますので、そうした場合の一時的保護をするために開設する避難所、これは公共施設、小・中学校、朝日大学等を含めて指定をしています。

こうした避難場所、避難所に避難される前には、各自治会中心に組織されております自主防災組織では、地域の被災の状況の把握とか、場合によっては救出活動等、多分いっときに集合する場所ですね、決めてあられると思います。地域の公民館とかお寺とか神社、こうした場所を決められて、地域の状況を把握されれると思いますけれども、被害の大きさとか、長期化する場合は、市の指定する避難所へ避難されるというふうに考えております。

ただ、先ほどもありましたけれども、今回の東北大震災でも、自宅で過ごしておられる方もたくさんありますし、市の指定した場所以外でも避難しておられる状況がございします。それぞれの避難所において、被災の状況とか避難の状況をまとめていただき、何らかの方法で市の災害対策本部へ連絡をいただきたいと思っております。また、御自宅で過ごしておられる方の状

況についても、自主防災組織、自治会の中でできる限りまとめていただいて、私どもへ御報告をいただくと。こうしたことによって、それぞれの地域へ支援物資、食料等を配布することができるだろうと考えております。

ただ、平常時からにおいては、一応小学校区単位で避難所マニュアルの運営についての勉強会をまたやろうというふうに考えております。災害が起こったときには、まずいつきの集合場所はどこだと。そして、小学校なり中学校へ皆さん集まれるわけでございますが、すべての方がその場所へ集まるというわけにはいきません。いろんな場合があるかと思いますが、基本的には小学校区単位に、自治会の会長さん、防災リーダーさん、各種団体の役員さん、そして副の方とか、お一人とかいうふうに決めていきますと、また災害があったときにその人が見えるかどうかわかりませんということがありますので、そうした複数で、各小学校区単位に防災マニュアルに沿って意見交換会などを実施したいと考えております。

また4番目に、要支援者の方の避難態勢はどうするんだということでございます。援護の必要な方については、要援護者台帳等ができておりますし、多分、各自治会においては、自主防災組織をつくってくださいよということですし、その中には、大体どこの自治会も今、名簿を把握しておられます。そして、お元気な方であれば、防災班、救助班、炊き出し班とか、いろんな役割を決めておられると思いますし、どうしても私は動けないわという助けられる方の方についても、おおむね把握しておられると思います。私どもも避難勧告、避難指示の前に、そうした方々が避難する必要があるときには避難準備情報ということで、速やかにそうした情報を早目に流したいと思っております。

その次、防災無線の機器が不良の場合とはということでございますが、基本的には、災害時に停電で電気が来ない等、いろいろな場合があるかと思いますが、今の防災無線そのものは、おおむねそうした場合でも、通常の使い方をすれば大体3日ぐらいはバッテリーはもっておるといふふうになっておりますけれども、これはまたどういうふうになるかわかりません。電話等も使えるのか使えないのか、そのときもわかりません。基本的には消防団等は無線等も持ちますし、私ども職員等も無線等がありますので、そうしたものを利用するということになるかと思いますが、何もできないという場合には、お互いに使者をつかって、そうした方からお聞きするしかないかなとは思っております。こうしたことも含めて、地域の中で平常時から防災体制を、想定外という言葉がよくありますけれども、瑞穂市の場合は地震と水害でございます。また、水害については9・12の水害がありまして、特に瑞穂市の南半分ぐらいはほとんどの方が被災されておりますので、そうした状況も、排水機等がかなり整備はされていますけれども、これからはゲリラ豪雨等も起こり得るかもわかりませんし、過去の水害のそうした件についても、地域の中で話し合っていていただく機会もぜひつくっていただきたいと思っております。以上でございます。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは松野藤四郎議員の、負傷者が多数発生した場合の医療機関等の受け入れ体制について御説明させていただきます。

災害時の医療救護でございますけれども、平成17年6月に、もとす医師会と瑞穂市とにおきまして、災害時の医療救護に関する協定書を締結しております。また、もとす医師会におかれましては、医療救護活動の円滑な実施を図るために、もとす医師会としても、もとす医師会災害医療救助計画を策定しておみえになります。それから歯科医師会でございますけれども、歯科医師会においても、瑞穂市と平成17年12月に、災害時の歯科医療救護に関する協定書を結んでおります。

その中におきまして、災害が発生した場合ですが、私の方、対策本部によりまして、市は救護所を策定しますけれども、連絡体制としましては、もとす医師会の方に連絡が行きまして、もとす医師会の方も、先ほどの救護計画の中で編成を結んでおられます。そこで、例えばトリアージをして、それから自分たちのところで治療できるものは治療していただきまして、重症の方は、県とか岐阜市、大垣市の医療機関の方に進んでいただくということになっております。その中で、やはり私の方、考えておりますのは、歯科医師会は歯科医師会、それからもとす医師会はもとす医師会、薬剤師会は薬剤師会の中で、それぞれの計画の中でやはり統一性ができていないということで、来年度早々にですが、やはりこういった体制のもとに、瑞穂市の防災計画の今見直しをしている中で、私の方は業務マニュアルをつくろうと考えております。その前に一度、市としても、市と、それから先ほどの関係機関と寄っていただきまして、問題点を洗い出そうと考えておりますので、またその後に業務マニュアルを作成する予定でございますので、御理解いただきたいと思っております。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 災害が発生した場合は、自分の命は自分で守るのが先決でありますし、やはり地域の皆さんが協力しながら、共助しながら皆さんと一緒にやっていくというのが基本だというふうに思っております。いずれにしても、近いうちにそういった災害があるということが予測されますので、行政はもちろんですけれども、自助、共助、公助というのが大切ではないかというふうに思っております。

続きまして、本題の廃棄物に入るわけですが、災害があったとき、非常に大量の災害廃棄物が出るというふうに思いますが、そのときの処理の方法ですね。可燃物、不燃物、生活系、事業系もあるわけですが、そういったときの処理方法、あるいはその廃棄物の優先順位が何かあるのかなあというふうに思いますし、今回、東日本で発生しました石巻市は、600万トンの瓦れきといいますが、廃棄物があるということで、その市の処理能力というのは年間5万

トンだというふうに聞いておりますので、この市が処理にかかるのが110年と言われております。当市において災害があったときには、その廃棄物の量というのはどのくらい出るのか、あるいは処理にはどれくらいの期間がかかるのか、それからその間の処理の管理方法、そういったものについても御質問したいと思いますし、災害で発生した廃棄物は、可燃物系については各家庭で焼却してもいいのかなあとは思いますが、そこら辺の考え方。それから、広域で我々は日常の処理といたしますか、西濃環境整備組合等をお願いをしておるわけですけど、そういったところでも廃棄物というのは可能であるのか。それから、西部の方は、多分4月ごろに環境省から各自治体に、瓦れきの受け入れといたしますか、そういった実態調査をされたような気がします。その当時は、岐阜県は12市6組合が受け入れてもよろしいと、こういう話があったわけですけど、この時点で当市はどのようになっていたか。それから、この10月に、再度環境省から、瓦れきの受け入れ状況調査というのが多分各自治体に送付をされているというふうに思いますが、その回答の内容についてお答えを願いたい。それから、もし当市が災害に遭ったときには、県市町村災害相互応援協定、こういったものがあるわけですけど、周辺の各自治体も同じように災害が来れば、その協定書も不能となるというふうに思いますが、そのときの瓦れきの処理というのはどのように考えているのか。以上についてお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） それでは、松野藤四郎議員に対しての六つの質問にお答えさせていただきます。

第1点目に、大量に発生する災害廃棄物の処理方法と、優先順位はあるのかについてでございます。

災害廃棄物の処理については、東日本大震災においてクローズアップされた大きな問題であります。3月11日の大震災発生以来、被災地を映し出す映像には、必ずといっていいほど積み上げられた瓦れきが映し出されており、9ヵ月たった今でも、その処理の難しさが浮き彫りとなっています。

このような折、現在、当市においては、9月補正のときに予算計上させていただきました瑞穂市災害廃棄物処理計画を策定中であります。この中で、災害廃棄物処理に係る基本方針として、一つ、防疫の観点からの衛生的な処理、二つ、生活衛生の確保、地域復興の観点からの迅速な対応、三つ目、仮置き場の適正配置などの計画的な対応、四つ目、有害物の飛散防止や野焼きの禁止などの環境への配慮、五つ目、廃棄物の分別や効率的な処理によるリサイクルの推進、6番目、収集作業や処理作業に係る安全の確保の6点を掲げております。

そこで、災害時の廃棄物の処理方法については、可燃ごみのほか、廃プラスチック類、金属類、木質系類、コンクリート、ガスボンベなどの危険物など10区分ほどに分別し、できるだけ再資源化のリサイクルに回せるように、解体撤去の段階から分別の徹底を図りたいと考えてい

ます。それで、分別を主にするわけなんですけど、その分別等により焼却等できるもの、それからそのまま埋め立てのものがあると考えております。そして、そのためには、一時的な保管場所として、市内のあちこちに災害廃棄物の仮置き場を設ける必要がありますので、議員御質問の優先順位については、まずこの仮置き場の確保が最優先と考えております。

二つ目の、当市での発生する量とその処理期間は、また、その間の管理方法についてでありますけど、先ほど総務部長がお答えしたとおり、震度6弱で、全壊800棟で半壊が2,800棟が想定しております。そこで、策定中の計画の中では、その際には約23万トンの廃棄物が発生すると予想しております。そして、これに要する仮置き場の面積は、約8万8,000平米と推計しております。そして、この膨大な量の廃棄物の処理期間ですが、阪神・淡路大震災の神戸市の例により、まず解体現場から先述の仮置き場に撤去するのに1年、そして仮置き場から搬出し、処理が終わるのにさらに2年がかかり、計3年は必要と考えております。この間は仮置き場に置くこととなりますが、その積み上げ高は5メートル以下とし、廃棄物の崩落を最小限に抑える予定でございます。さらに、仮置き場の周辺環境への影響を考慮し、必要に応じて飛散防止ネットの装備や、防音シートの装着、消臭剤の散布などを行う計画であります。

三つ目といたしまして、災害廃棄物の家庭での焼却は可能かという質問でございますが、災害時とはいえ、廃棄物の処理及び清掃に関する法律にのっとり、野外焼却は禁止されておりますので、御理解ください。それによって、個人で燃やされた場合に、また残渣等の処理ができないということで、それがまた市の負担となりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

四つ目の質問で、広域焼却炉で対応可能かということでございますが、これは西濃環境の整備組合の西濃環境保全センターのこととしますので、計画の中では、可燃ごみすべて西濃環境保全センターで焼却することとしております。

ちなみに、可燃ごみの発生量は約4万2,000トンと想定しております。

五つ目といたしまして、東日本大震災の瓦れきの受け入れ状況調査の回答でございますが、議員言われたように、4月と10月に環境省からの調査がありました。当市といたしましては、一般廃棄物の最終処分場が、今、美来の森がありますが、廃止の手續中のことから、4月、10月のいずれの調査においても、受け入れは難しいと回答しております。

六つ目の、県市町村災害相互応援協定が不能になった場合の瓦れきの処理はどのように行うのかに関しましては、県市町村災害相互応援協定は、平成10年4月に、県と県市長会、県町村会が締結した協定であります。その第3条に、応援の内容が記されております。その中で、廃棄物の処理に関するものとしまして、清掃、防疫、その他保健衛生のために必要な車両、施設の提供及びあっせんがあり、すなわち当市内で処理し切れない廃棄物について、県内の市町村と連絡をとりながら、可能な限り処理していくことができるようになっております。しかしなが

ら、このたびの東日本大震災のように、一市町、あるいは一都道府県でなく、もっと広い範囲での震災も考えるところであり、松野議員が考えておられるように、県や県内市町村の機能が不能となった場合も考えておかねばならないかもしれません。県外での廃棄物の処理につきましては、平常時の処理として、現在でも木くずや廃プラスチックを長野県とか富山で、それから陶磁器等は三重県などへ搬出しており、災害時については特に具体的な計画は持ってありませんが、策定中の災害廃棄物処理計画の中で少し具体性を持たせて位置づけていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 各項目につきまして、環境部長の方から 1 点 1 点説明をいただきました。

23万トンも、瓦れきといいますか、出るということで、本当にたくさんの廃棄物があるわけですけど、その処理に 3 年かかるということですので、その間の管理方法について、衛生面を含めてしっかりしていかなければならないというふうに思いますし、本市としても、政府から、環境省から言われている瓦れきの受け入れができないというふうで断っているそうでございますけれども、先般の 11 月 4 日の新聞の中身を見ますと、これは東京都の知事が言っておるわけですけど、みんな自分のことしか考えていないと、日本人がだめになった証拠の一つだと、こういうふうに嘆いておりますので、ここを十分に認識されたいというふうに思います。

続きまして、保育所の整備計画についてでございますが、保育所の整備計画につきましては、この 6 月議会の補正予算の中で施設維持管理調査ということで、現在、多分進捗をされておると思いますが、その状況と、それから、今後瑞穂市の保育所でございますけれども、昭和 40 年代に建設をされております、例えば本田第 1 ですと昭和 49 年、牛牧ですと、牛牧第 1 が昭和 46 年、穂積保育所は 45 年と、こういうふうにもう四十数年間経過し、非常に老朽化しているということで、もちろん耐震対策もしてありません。これらの保育所というのは、早急に整備する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、その施設維持管理調査の結果に基づきながら、整備計画はいつからやるのかということをお聞きしたいと思いますし、それから、3 歳未満児の受け入れがまだまだできていないという保育所がございますので、こちら辺はいつから受け入れをしていただくのか。また、できない理由についてもお願いをしたいと思いますし、今回この 12 月の補正の中に計上されております穂積保育所の東側の土地購入、これは先般の 11 月 29 日の全協の中では、次長は先行投資と言われました。その後、総務委員会の中では、駐車場で買うんだと言っておりましたんですが、そこら辺のニュアンスの違いですね。それから、この地権者の土地は、以前の穂積保育所を含めたまちづくりの中でお願いに行った経緯があるわけですけど、当時はその土地は売らないというふうと言われておるんですが、今回は何でこれを

買うのか。私の推測するのは、多分税制面の関係で市の方へ買ってほしいという話があったので、急にこうなってきたのかというふうに感ずるわけですけど、そこら辺についてお願いをしたいし、この穂積保育所を含めた周辺のまちづくり計画というのはどのようになっているかということをお尋ねをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず進捗状況について申し上げます。

6月の議会で補正を御承認いただきました。その後、8月10日に、保育所、幼稚園、小学校、中学校の施設維持管理の調査、改修計画策定業務を発注いたしました。委託期間は来年の3月25日までであり、現在は現地調査をおおむね終了して、設計とか積算、整備計画を策定している状況であります。

なお、先月末に、調査は途中ではありますが、早急に改修が必要な箇所について報告があり、簡易に補修できるものにつきましては、現在補修を行っている最中であります。また必要であれば、新年度予算に計上するような計画をいたしております。

三つの保育所、本田第1保育所、牛牧第1保育所、穂積保育所、老朽化、耐震もしていないということでございます。議員御承知のとおりかと思いますが、これにつきましても、先ほど申しましたように、現在、現地調査を終了したばかりで、それに基づいた計画も策定中であります。この3保育所については、相応な改修が必要だと、そういった改修案が提案されるものと思っております。来年度は、その提案に基づいて、全体的な改修の方針、規模、そして年次計画等を策定したいと考えております。その中で、また議員の皆さんの御意見もお聞きしたいと考えております。

それから、3歳未満の未満児の受け入れについてですが、現在、未満児を受け入れていない施設につきましては、穂積保育所、牛牧第1保育所、西保育教育センターがあります。西保育教育センターにつきましては、地元で私立幼稚園がありますので、そちらに受け入れの施設が整っておるということで、現在考えておりませんが、あとの二つの保育所については、受け入れのできない理由としては、乳児室がないこと、それから未満児用の自園給食もしなきゃいけないということです。それに、年齢に対応したトイレや沐浴室も備えていないということが上げられます。また、未満児、ゼロ歳児3人に対して保育士1人、あるいは1歳、2歳児については、園児6人に対して保育士1名必要ということであり、その確保が難しい状況にあるということが、できない理由の一つとも言えます。

今後、園児の推移を見据えて、施設の整備等を計画していく際に、未満児の受け入れについても検討していきたいと、施設整備できるものはしていきたいと考えております。

それから、購入いたしました隣接の土地についてですが、当面は保護者の送迎用の駐車場として利用していきたいと考えておりますが、将来的には、この園舎を増築、あるいは改築等す

る場合に、その用途に供したいと考えております。また、購入の経緯ですけれども、土地所有者が税金控除のために市へ申し出があったのではなくて、民間の業者へ売りたいということで行かれたと。それで、その民間業者さんが、隣地でもあるので、市でどうですかということで御紹介をいただきました。それで、将来的のことを考えてぜひ購入したいということで、提案をさせていただいたということでございます。

それから最後の質問、この保育所周辺を含めたまちづくり計画ということですが、私ども教育委員会としましては、保育所についてのみの答弁となりますが、9月議会で決定されました、隣接土地について公園用地としての購入が議決されましたが、保育についても、この公園を有効に利用していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 本田第1、牛牧第1、穂積保育所は、当然老朽化をし、耐震設備もないということで、答弁を聞いていますと、補修、あるいは改修というような格好でのお答えだと思んですが、以前いただいた資料の中では、穂積保育所あるいは牛牧第1保育所というのは、鉄骨平家建てで、本当におぞい建物ですので、これは建てかえというふうに言うておるわけですね。本当は建てかえてほしいんですよ。こんな古いやつを補修しておるより、建てかえた方が安く済むんですよ。そうすれば、3歳未満児も受け入れられるんですよ。部屋がないとか何かということで次長は言われましたんですけど、これは市民のニーズですよ。それにこたえるのが私は行政だと思んですよ。何々の理由でできませんじゃなくて、皆さんから税金をいただいておりますので、そこら辺はしっかりとさせていただきたいと思いますが、教育長さん、この古い三つの保育所ですね。具体的にいついつとか、何年度ぐらいに整備をしたいというお気持ちがありますかね。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） ただいまの質問についてですが、この調査の結果を見まして、これから計画を策定をするということで、具体的には申し上げられないということと、それから、もうここ最近で、未満児の保育を、預かるということに関しては、先ほど次長が申し述べましたが、保育士の確保ということが、部屋だけの問題じゃなくて、大きな問題となっておりますので、そういったことも含めて検討させていただきたいと思っております。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） まだ現在は調査中ですので、それに従って順位をつけていく、改修あるいは建てかえ等をされると思いますが、今の保育士の確保ができないというお話でしたね。

何で民間だったら保育士が確保できるんですか。清流が何か3歳児を受け入れるとか言われますね。何でうちではできないんでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林次長。

教育次長（林 鉄雄君） この問題については、瑞穂市だけではなく、どこの市町も同じ問題だと思っております。清流についても同じことだというふうに考えております。同じ、確保に苦労していると思います。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 僕はこの3歳未満児の話は、議員になってからもう数回質問しておるんですが、答えは、保育士が集まらんとか、給食する設備がないとかと、こういうふうに当局は逃げてしまうわけですね。これじゃあ、せっかく僕が質問したことに対してお答えがないわけですよ。市民に答えていないということ。前向きになってもらわなあかんですよ、ここは。ということは、先般は牛牧の第2保育所、これは昭和53年と平成4年になぶっておるんですけど、ここは建てかえていますわね、どんどことんどこと。そして、未満児からも受け入れをしておるわけですね。別府保育所についても、平成19年の12月に建てかえをやっておるわけですね。古いところを改修していただいて、3歳児も受け入れられる状態にして、そして保育士も確保する。いろんな設備を充実させなあかんですよ。穂積地区の人はおとなしい人ばかりおるで、よう言わんですけれど、本当はやはり市民のニーズにこたえて、市長もいつやしらんの答弁の中では、格差があると言いましたね、地域によっては。そこら辺をしっかりしてほしいと思いますね。再度もう一回。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 議員おっしゃるとおりだと思っております。ただ、私ども教育委員会へ保育が移管されたのは、昨年11月です。その時点でどういう計画があるかということをお私どもも調べましたが、施設から、それから3歳未満児の受け入れ、そういったのは何もありませんでした。それで、補正予算で急遽施設の整備を上げさせていただいて、まず入れ物を整備して、それから受け入れようということで、急遽6月の補正、もう新年度は間に合いませんでしたので、6月の補正に急遽上げたというような状況でございます。私ども、やらなければならないということを十分わかっておりますので、進めたいと考えております。以上です。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 今の答弁を心に受けとめておきます。

きょう午前中のお話の中に、保育所の関係と伺いますか、今後の保育についてどうするかという話を小寺議員が多分されておったと思いますが、その中で、教育長さんは公設公営という

ような格好で保育をしていくという話をされておりましたが、先ほどの市長さんの答弁のときには、他市町の状況を見ながら、民営化といいますか、民間を含めてやっていくと言われておりますので、両2人のお答えが、どうもすり合わせされておらんというような感じがするわけですけど、ここについて、お2人の考えがどうも違うというように私は推測するわけですけど、ちょっと御答弁を願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 答弁が、意見が違うということではなくて、市長という立場でのお考えと、私ども教育委員会としての立場でお答えをしているという違いであると思います。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） 私たち議員は、この行政に対してただしておるわけですね。立場が違うというんじゃなくて、市の方向というのは、私は一貫性といいますか、一つの方向だというふうに思っています。市長さんのお考えはどうでしょうか。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えします。

今、未満児の関係におきまして、穂積保育所を初めとしまして、牛牧第一とか、その他、老朽化した施設のことについてお尋ねでございます。このことにおきまして、瑞穂市は、現在、本当の話が、合併しましてから、いろんなことの整備をしております。合併特例債も相当充當させていただきまして、整備をさせていただいておるところで、やらなくてはいけないことが余りにも多いことは御案内のとおりでございます。そういったことの中でこういった問題でございます。

さきの民間参入のあれも、本来でございましたら、この未満児のあれも、あの参入があれば、はっきり言って一発に解決がしておったわけでございますが、残念ながら結果がこういうふうになりました。そういう結果の中で、あといろんな問題が起きたもんですから、私は今回は断念をしたわけでございますが、これが当初からお認めをいただいていたら、いろんな問題も起きずに、すべてが私は解決できたんじゃないか。今、はっきり申し上げまして、時代がどんどん変わっております。やはり公設公営ということで1期目のときは言うておりましたが、私は2期目になって、公設公営ということは一切言うておらんわけございまして、やはり民でできることは、これからはそういったことも考えていかななくてはならない、そういう気持ちは十分に持っておるところでございます。

そんな中におきましての穂積と牛牧の関係でございます。これは今、調査もいろいろいたしております。ですから、これを建てかえる、いろいろするために、実は今回の駐車場も用地を広めて、改築するにも、壊してそこへ建てかえしなくても、くろに建てて古いのを壊すとか、

いろんなことを考えられますので、そういうためにも用地の購入をお願いしておるところでございます。

また、裏側に公園の整備も考えておりますが、その中においても、最もいい形でこの保育所の整備をしながら公園の整備もできないか、こういったことをしっかりと煮詰めてまいりたい、このように思っておるところでございますので、よろしく願いを申し上げて、私の答弁とさせていただきます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 教育長さんと市長さんとのニュアンスの違いがあるということ、これは本当に市民にとって、どちらのお話を信用していったらいいのかよくわかりません。

それから、この東側の土地購入については、隣接という関係で、保育に関する方、あるいは地域の皆さんにとっても非常に利便性のある土地だというふうに思っていますので、これについては反対をしておりますが、ひとつそこら辺を含めたまちづくりをお願いしたいというふうに思いますし、この9月議会での補正予算の中の附帯決議であります公園についてあるわけですが、この保育所の北側の2,500平米の土地、これはもう買われたのか、どのような状況になっているか、そこら辺の進捗状況をお願いしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま御質問のありました穂積野口の土地ですが、今、地権者と交渉中でございます。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎議員にお伝えします。あと2点、問題、時間調整してください。

松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 都市整備部長から、今、交渉中だということですので、なるべく早く公園をつくっていただいて、皆さんが利用できる、万一の避難場所にも使えますので、ひとつ早急をお願いしたいと思います。

最後に、放置されたバスと宅地開発と、これ一括、都市整備部長ですので、お尋ねをします。

このバスについては、別府の前野のところの堤内二之町の付近でございますが、これは平成20年3月、それから平成21年9月に質問をしておりますが、一向にバスが撤去されておられませんし、水防倉庫もあるわけですけど、この字絵図等から官地をしていきますと、これは民地じゃなくて官地だというふうに思っておるわけですけど、その進捗状況、それから、農地法で例えば4条、5条で田んぼ等を転用をした場合に、道路あるいは背割りの部分で協力をしながら、地権者は1メートル下がったりと、こうやっていくわけですけど、そういったところの扱い

について、下がった方に対する税制面の関係、あるいは、これは本当に無償でほかっておくのか、そのときにお金を出して市が買うのか、そこら辺についてちょっと確認を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず第1点目の、以前から御指摘いただいております放置されておりますバスの件ですが、これは21年9月の質問でも御指摘いただいております、現地確認、それから所有者調査、それから現地付近の住民の皆様や区長さん方を初めとして聞き取りなどを行いました。申しわけございませんが、明確なことがはっきりせず、今日に至っております。そんなこともありまして、不法占用、不法投棄、放置自動車、いろいろ条例もございまして、これに該当するかどうかを改めて調査をして、関係機関と連携をとりながら、処理に向けて対応していきたいというふうに考えております。

それから土地の件につきましては、先ほど御指摘ありましたように、別府堤内一之町に位置しております。先般の地籍調査の際にも判明しましたが、堤唐敷であるということで、国有地でございます。この管理につきましては岐阜県の管轄になっておりますので、関係機関とも相談しながら、なるべく早い時期に処理をしたいというふうに考えております。

それからもう1点目の、今現在、宅地開発等によりまして、4条、5条の転用がございまして、それで、宅地開発業者がやられる場合については、分筆とかいろんな処理がされますので、市の方で購入をしておりますが、一般の方については、前からもありますが、分筆とか用地調査については、個人の方をお願いしております。22、23年度でいきますと、背割りですと32件の後退をお願いしておりますが、買収できている部分が、ほとんどが開発業者ですが、7件ということでございまして、残り25件については未買収という形になっております。大体総額としては、例えばこれを買収とか調査をやりますと、約6,000万ぐらいかかるのではないかとというふうに試算しております。以上でございます。

それから、すみません、ちょっとおくれましたが、税制面につきましては、特に背割り道路については、明確な道路計画があるわけではございませんので、一般買収という形をとっております。それから、後退の道路部分については、道路計画がございまして、税制面の控除があるという形でございます。以上でございます。

〔8番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8番（松野藤四郎君） バスの件ですが、国有地だというふうでございますね。ということは、水防倉庫も国有地というふうで解釈していいですね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 水防倉庫も堤唐敷にあるということでございます。国有地です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） 前回の質問のときには、まだ土地がはっきりしないと、所有者がだれかわからないということでしたが、今回は国有地だというふうに御答弁をされておりますので、関係機関等、密接な連絡の上、早急にバスの撤去をひとつお願いをしたいというふうに思います。

それから、背割りとか道路後退の分の関係ですが、これは強制力等は発生はしないというふうに思いますけれど、御答弁の中では、分筆をしていただければ土地を市は買うというふうで理解してよろしいでしょうか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） そのとおりでございます。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） これから農地転用のところをやっていかれる方はいいんですが、じゃあ今までにやってきた方が、もう10年も20年も前から協力しておるわけですね。そういった方に対して、今回例えば分筆したときに、その間の地権者に対する何かありますか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 長い歴史もございますので、そこまでは検討しておりませんが、基本的には、本来は市が分筆もすべてやって買うのがあれだと思っておりますので、それも含めて、狭隘道路の関係もございますので、前向きに検討はしたいと思っております。以上です。

〔 8 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 松野藤四郎君。

8 番（松野藤四郎君） お金の支払い方はいろいろあるわけですね。遡及払いができますので、何年かさかのぼってできますので、そういった今までに協力された方については、遡及が何年、10年か20年か、期限があるかわかりませんが、そこら辺まで適用されながらしていただくといかなと思います。

この4点について質問しましたんですが、最近の日本人といいますか、東京都知事が言ったように、自分のことしか考えていないということで嘆いております。この大震災の関係ですね。ですから、当瑞穂市も、そういった受け入れ体制がないとかというんじゃなくて、努力をしてやっていただかなければ、やはり日本のきずなというのは大事ですから、なでしこジャパンじゃございませんけれど、日本人の魂といいますか、日本のきずなというのは非常に大事ですので、ひとつそこら辺も十分留意されながら、我々議員も頑張りますとともに、行政の方も、議会と行政は一体となって市民のために行っていくのが最大限の奉仕だというふうに思ってお

ります。

以上をもちまして、瑞穂会、松野藤四郎の一般質問を終わります。ありがとうございました。
議長（星川睦枝君） 民主党瑞穂会、松野藤四郎君の質問を終わります。

時間の都合によりまして、暫時休憩をいたします。

午後 1 時15分から再開しますので、よろしくお願ひいたします。

休憩 午後 0 時12分

再開 午後 1 時16分

議長（星川睦枝君） それでは再開いたします。

改革、熊谷祐子君の発言を許します。

2 番（熊谷祐子君） 議席番号 2 番、改革の熊谷祐子です。

私は、本日、瑞穂市の就学前保育・教育施設の全体計画についてと、生涯学習課における校区及び P T A 事務の位置づけについてと、2 点について一般質問をさせていただきます。

まず最初の件についてですが、9 月議会において建設補助金として 4 億円が提案された私立保育園の定員計画は 200 人でした。市は、牛牧第 1 保育所、定員 120 人も現在のところに起こす計画であると 9 月議会後半の 21 日に答弁しております。建設予定地とされた牛牧地区には、さらに定員 220 人の牛牧第 2 保育所があり、現在、合計定員が 340 人ある牛牧地区に、さらに定員 200 人の私立保育所参入を計画したことになります。また、老朽化した他の 2 保育所、定員 90 人の穂積、定員 150 人の本田第 1 の保育所も残すと明言しております。

市は、全体の保育・教育施設の施設計画、定員計画について、民間参入を計画されましたときにどのようなお考えをお持ちであったのか、お聞かせください。

あとは一問一答で続けさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず老朽化した 3 保育所の計画については、先ほどの松野議員の答弁のときにもお答えしましたが、昨年度 11 月に教育委員会へ保育業務が移管しまして、そのときに施設の整備計画、あるいは定員計画等がされておりましたので、急遽補正予算を 6 月にお願ひして、まず調査をして、そして整備を進める。それにつきましては、その老朽化した 3 園も改築、建てかえですね、あるいは増築、そういったことも視野に入れて、施設そのもの、そして定員、そして未満児保育、そういったものの整備をあわせてやっていきたいということで、現在、ことし調査を行っております。今年度末に終わりますので、来年はその調査に基づいて、こういった方向で、こういった順序で計画をしていくのかという計画づくり、これを行いたいと思っております。

御質問にありました、民間が牛牧地区で参入してきた 200 規模の私立保育園につきましては、ことではありますが、子どもは将来を見据えて需要があると、また保護者の選択肢の拡大につな

がるということで、まだ定員計画はできておりませんが、そういった先を見て判断したようなわけでございます。事実、お答え申しますと、この牛牧地区で現在3歳児、4歳児、5歳児が393名おります。そこで、この牛牧1と2で定員340名ですので53名の余裕しかないということなんですが、この園が計画した来年、再来年開園ということになるかと思いますが、現在393名が来年は3・4・5歳児は412名になります。さらに開園が予定されます再来年については451名、451名ということは111人の増になります。340名から111名の増になるということでございます。さらにその翌年、3年後には497名になります。ということで、3年後には157名の増になるということを考えます。それと、これは3・4・5歳児ですので、未満児を含める、あるいは他地区、例えば古橋の南地区、あるいは横屋地区からも通園可能な距離になると思いますので、そういったものを含めると200人というのは決して無謀な数字ではないということをお断りいたしました。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） よくわかりました。ですが、牛牧第1については、どうしますかという議員たちからの質問に対して、21日までは、わかりません、わかりません、現在のところ決まっておられませんという返事で、21日からは、残しますというふうに言ったわけですね。ですから、その時点で例えばこういう説明をすべきだったと思いますが、私はあの時点のことをお聞きしていますので、その時点でそのようなことはわかっていたんでしょうかしら。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 公設公営というのは基本で申しておりました。したがって、現在ある9園は公設として残すというのが前提でありまして、私立保育園等の民間参入はそれも一つの方法であるということでもあります。私ども考えておりましたのは、残すというのは基本ですが、調査をして、それと動向を見て、例えば私立保育園へ園児がすごく通う、そして牛牧第1保育所への入園者が少なくなった、そのときには廃園ということも視野に入れなさいいけないだろうと。廃園ですね、例えば園児がもう来なくなった場合にはそういったことも考えなければならぬだろうということは私どもは考えておりました。ただ、それはまだ将来先の話ですので、私立保育園が出てくるこの時点ではそういったことは全く考えておりません。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 本年の5月までは、安心こども基金を使う予定はないと県に対して答えていらっしゃいますね。6月から、使うというふうに言われたわけですから、5月までの時点では、議会のずうっと記録を見ますと、牛牧第1保育所はJRの北に移転するということにな

っていましたね。公園と、6月の総務の記録を読みますと、それ以前からもありましたけれど、十九条の要望も市長は取り出してこられました。牛牧の第1はもうちょっと北の方へ持っていくと。それで、5月までは私立の計画は全くなかったわけですので、この牛牧第1を建て直すときに、移転して。将来廃園と言われますが、その時点のことをお聞きしていますので、牛牧第1を移転して建て直すとすれば定員200人の私立はもちろん過剰になったわけで、御答弁を検証すると、今までのも含めて。非常に計画的ではなかったと見受けられます。

瑞穂市全体の定員を考えますと、3歳以上時、普通「以上児」と言いますが、以上児につきましては定員にゆとりがあり、待機児童は未満児だけです。そうしますと、例えば牛牧第1を現在のところ、または移転するにしても、大きなものをその時点で建てる必要はなく、未満児の解消だけが問題であったと思いますが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 未満児対策については大きな問題だと思います。これは単に牛牧だけに限ったものではありません。瑞穂市全体です。牛牧の保育所そのものもどうするかというのは、これはまた大きな問題でして、JRの北へ持っていくというのも一つの考えであろうということで市長は申されましたが、私どもはそういった計画はまだ何も立てておりませんし、聞いてもありませんでしたので、それがあって私立をとすることは安易に考えたということですが、北へということも聞いておりませんので、そういう計画もありませんでしたので、そういったことは考えの中になかったということで御理解願います。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ですから、本年の5月までに定員計画が非常にしっかりしていなかったと。しっかりしていない時点で、清流会の新しい保育所計画は、以上児は160人計画と出ていますね。ですから、牛牧第1を残すというふうに話が続くわけですから、非常に過剰な投資になるわけです。それから、未満児の待機児童は一応15人という数字が上がっておりますが、清流会の新しい計画では40人計画ですね。これも牛牧の第1、本田の第1、穂積を老朽化しているけれども残すというふうな御答弁ですので、さらにこれも過剰になるのではないかと思います。

つまり何を申し上げたいかということ、午前中市長が民間参入ができれば一気にすべて解決だったと言われましたが、非常にそれは粗い話であって、全体計画がないところに、ないという御答弁だったのでね。そのとおりだとすればなかったんだし、それから、いいえ、残す計画でしたという御答弁もなさっているわけですから、残すとなれば余計、非常に過剰な投資になったのではないかと。そこにお気づきだったんでしょうか。つまり、民間参入は入るをはかりて出るを制するためだと。周りはどこも民間参入して財政的なものを削減しているという

御説明なもんですから、そうじゃないと。過剰な投資、全体計画と照らし合わせてこの200人の計画を考えた場合、非常に過剰な投資になるおそれがあったと思うんですが、いかがですか。議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず未満児ですが、平成22年度決算時では待機児童15人とあります。ちなみに平成21年度は14人、平成20年度は35人でした。ただ、この数字は市全体の枠の中で考えておりますので、どこかの園で余裕があれば未満児がゼロになるということになる。と申しますのは、例えば別府保育所へ入りたいと。しかし、別府保育所は満員ですと。遠いですが、清流保育園へ行ってください、おひさま保育園へ行ってくださいということになるんですね、向こうがあいていれば。そうすると、それじゃあやめるわということになります。その方は本当は入りたいけれども遠いので入らない、そういう方は未就園ですね、待機児童にはならないんです。だから人数は減っておるんです。そういうことが南保育所でも言えますし、別府、いろんな保育所で言えます。そのために待機児童が少ないということになるんですけれども、実際はもっと多く見ると。その数はつかんでおりませんが、もっと多いということで、そういった人の解消にもつながるという思いでございました。よろしくお願いします。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 御説明のとおり、待機児童の数は、4月当初、年度当初はゼロなんですね、昨年度。4月から、誕生日が来ますと3歳を超えとか10ヵ月を超えとか、保育園に入れる年齢になるということで待機児童がふえていくわけですね。それから今御説明のとおり、どこでもいいから入りたいと、でも入れないという子だけ待機児童としてカウントされるわけですね。ですから、待機児童の定義を一つに絞っていただかないと、清流は33人、多く考えれば100人もいるという文書も出ていますが、今の教育委員会の御説明もどっちかに定義をきちんとしていただかないと、そのときによって本当は15人ではない、もっと大勢いるというような説明では、大変、計画上も困りますよね。ですから、そこのところはやっぱり新しい計画を出すときにきちんとしていただきたいと思います。それは、今回も清流会の計画を出さないと午前中に市長が言われましたが、私はそれで万々歳だとは思っておりません。9月議会から、6月からですね、正確に言うと。6月の総務常任委員会以降、半年にわたって行政や市民や親や、それから市議会は非常に振り回されてきました。やはりきちんとした計画があつての上の民間参入の説明もいただきたいと。もしくは民営化の説明もですね。今後どういう流れになるかわかりませんが、それはやはりお願いしておきたいと思います。

次に、全体計画の具体的なことに話を進めたいと思いますが、代案というものです。

私は9月議会でも、例えば牛牧の第1を残すというふうに行行政はおっしゃっているわけですから、ここに、例えばですが、赤ちゃん保育、未満児保育を寄せるというようなこともあり得

るのではないですかと代案を申し上げました。それから今までも、3年前にほづみ幼稚園を清流会に無償譲渡するという計画がありましたときも、今、公立幼稚園というのは2歳児もプレ幼稚園として受け入れることを文科省は認めていますので、2歳児をあの3,000坪のところ
で吸収したらどうですかということも御提案いたしました。

今回のことで三つ目に私が考えましたのは、別府子育て支援センターの利用です。これを行政はお考えなのかどうか分かりませんが、あそこの2階はほとんど使われておりませんね。ですから、子育て支援センターは親子で来るわけですから2階へ上げて、1階はもともと赤ちゃん保育をしていたわけですから、あそこを使ったらどうかと。つまり、今、老朽化した3園を残す、残すことに反対ではございませんが、大きなものを建てても、行く行くその施設は非常に無駄な、さっき申しました過剰な投資になる可能性があるわけですから、現在あるほづみ幼稚園の土地もしくは別府の子育て支援センターのあの大きい建物を未満児保育の吸収場所として使ったらどうかと思うんですが、三つ申し上げました。老朽化している3園の改築をする場合と、ほとんどそれは未満児保育が未実施ですね、穂積と牛牧第1は。それから2番目に、別府子育て支援センターの活用、3番目に、ほづみ幼稚園に2歳児を受け入れと、この三つを全体計画代案として今改めて提案申し上げたいんですが、いかがでございましょうか。これは今後の問題でございます。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 老朽化している3園につきましては、先ほど申しました計画づくりをやっていきたくて思っておりますが、議員おっしゃるように、大きなものを建てても、人口ですね、子供の数も将来減ってきます。これはもう間違いなく減ってきますので、どのくらいの規模を建てるかというのも一つ考えていかなきゃならないなと思います。

そういった中で、拠点保育ですね、未満児について。現在も別府保育所で行っているというような状況です。例えば穂積保育所がありませんのでそういったことですが、あそこの2階ですね、子育て支援センターの2階ということですので、これも考えていきたいと思っております。

もう一つ、プレ保育ですか、ほづみ幼稚園ということですが、ことしから3歳児を受け入れたんですが、そのために施設改修をしました。それで、20人規模のクラスで3部屋が今現在のキャパです。さらにこれ以上、あるいは2歳児となると現在の施設では無理ですし、建物に余裕がありませんので、そういった方向であるということも知っておりますが、これも検討させていただきたいと。そういった方向であるということも知っていますし、来年の、再来年になりますか、子育てプラン、こういったことにもまた提案されてくると思っていますので、そういった動向を見ながらまた考えていきたいと思っております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子議員。

2番（熊谷祐子君） 今後の全体計画に過剰投資となることはやっぱり避けるべきだと思うんです。同時に、特に未満児ですね、それから増加する3歳以上児も含めて、一時的という言葉を使ってもいいと思うんですけれども、どのように吸収し、後に施設が無駄にならないような計画を立てるか。非常にきめの細かい、大ざっぱにやっていかないで、粗くやっていかないで、きめの細かい計画をぜひ立てていただきたいと思います。

次に、清流会関係の陳情書の内容について事実確認をさせていただきたいと思います。

清流会関係の書類としては、正式な陳情書が2通、議員各自に郵送されてきた投書が1通、それから投書扱いとなった陳情書が1通、保護者会あてに清流会から出された文書が1通と、全部で5通出ています。これらの中に書かれている公の保育所 市の行政ですね に関して非常に疑問がございますので、ここで公の席で確認をさせていただきたいと思います。市民の皆様や若い親の方は、市の事実を知らないで「へえ、そうなの」というのが流れますと、市の行政は非常に無駄だと、信頼が揺らぐことになりますので、確認をさせていただきます。

10項目ほどございますが、一つずつ、障がい児の受け入れをほづみ幼稚園はしていない。事実をお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） ほづみ幼稚園、障がい児の受け入れはしております。年少、年中、年長とありますが、年少におきましては現在7名、年中におきましては現在8名、年長が8名受け入れております。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 園児1人当たり年間100万円かけていると。事實は、お願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 22年度の決算で幼稚園費、総額で1億6,270万、園児数が148名ですので、単純にこれを割ると確かに109万9,000円という数字が出ます。ただ、この総額の中には大規模改修の費用5,800万、私立幼稚園就園奨励補助金3,368万、これが入っておりますので、単純に恐らくそれは割られただけだと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） ということで、大規模改修もない今年度、また私立保育園就園補助金、その二つを抜いて、今年度、平成23年度、つまり通常年度の維持管理は53万円というふうに、これは担当課とも確認しましたので、出回っている文書のおよそ半額だという事実でよろしいですね。

三つ目にですが、保育士の時給が1人当たり1,500円もらっていると。いかがでしょうか。
議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 書いてある数字は間違いです。基本給は時給1,000円です。それに加算手当分がありますが、基本としては1,000円ということをお願いします。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 加算を入れてもせいぜい1,200円程度だとお聞きしました。

退職者が非常に多いので園児を受け入れることができないと。これはいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 退職者が多いのもありますが、募集しても応募されないというところがありますので、そのために保育士が集まらないと言った方が正しいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 公立の方がベテランの保育士さんは当然大勢いるわけですね。若い保育士さんが多い方が私立に多いわけですから、この退職が多くて預かれないというのも事実と違うと。

五つ目に、別府保育所の建設費ですね、土地だとか抜いて。つまり、清流会の新しい園舎は6億円の予定でしたね。6億7,000万ですかね、土地代を抜いてですね。ですから、これは建築費だけで比べないと、税金の無駄遣いだということが盛んに書いてありますが、同じように建築費で比べて、5番目、別府保育所の建設費、6番目、牛牧第1保育所の建設費、合わせて11億円だというのが出ていましたかしら、文書には別府保育所は建築費が11億円、牛牧保育所は増改築費が7億円だと出ていましたが、いかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 別府保育所につきましては用地取得費も含めて10億574万ということですが、用地費3,460万も含んでおります。計画のあります清流の牛牧の保育所は総事業費6億7,600万ということでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 建築費だけちょっと調べたので、土地代は抜きます。総事業費ではなく、建築費だと別府保育所は6億8,000万、牛牧の増改築費は3億4,500万、大体3億5,000万ということで、これも過剰に文書は出回っております。

次に、今回、清流保育園への補助金が認められなければ最大6億7,600万円の税金の無駄遣いだ。この記述はいかがでしょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 6億というのは事業費総額になりますので、補助金ということになれば間違っていると思います。補助金は、国・県補助金が2億925万1,000円、それと市が負担するとなれば2億506万9,000円ということで、合計4億1,432万ということになります。6億ではありません。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） そして今御答弁にあった後半は、市単ですので、安心子ども基金、純粋な安心子ども基金は2億ということになると思います。

それから8番目に、議員は代案を出さないで反対したと。これは午前中にいただいたと思いますが、答弁をもう一度ちょっとお願いします。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） 代案を議員さんが出すというよりも、執行部からこういう計画であるという出して、それを了解いただくのが本当かということだと思います。そのための今計画づくりをしているということで御理解願いたいと思います。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 失礼ながら補足させていただきますと、午前中、たびたび議会、議員からも計画を再三聞かれてつくっているという御答弁でよろしいですね。

それからあと二つですが、地方自治法第2条第14項の費用対効果ですね、こういう言葉は使っていませんが、これに法律違反だと、否決することは。それからもう一つ、10番目ですが、待機児童の解消ということを否決したので児童福祉法にも違反だと。この二つの見解はいかがでございましょうか。

議長（星川睦枝君） 林教育次長。

教育次長（林 鉄雄君） まず否決したのはというのは、これは議会、議員さんが持っている権利ですので、これは違反でも何でもないと。当然の権利を主張されたものだと思いますし、福祉法で申しますと、本来市がやらなければならない事業ですので、私立さんがあってそれを否決した、それが福祉法に違反するかといったら、そうではないと思います。本来、もっともっと市がやらなければいけないことだということだと思います。以上です。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 大変健全な良識的な御見解、御答弁をいただきました。

ということでして、その出回っている文書は事実関係だけでも、誹謗中傷は抜くといたしま

して、事実関係でも非常に間違いの多い文書がそのまま出回っております。こういうことに対して、先ほどたしか小寺議員も言われたと思いますが、市として、または市議会として、両方に文書が来ているわけですから、事実関係の誤りだけでも訂正を求めるといふか、正しい事実をお知らせして御理解、御了解を求めるといふことはなさらないのでしょうか。まず市の行政としてどのようにお考えか、お聞きしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 小寺議員の御質問にもお答えをさせていただきましたが、清流会、いわゆる社会福祉法人清流会、学校法人総純寺学園から来た陳情書については、陳情書というものは一応市としては、等しく国民に認められた権利であるということで、一応公文書として受理をしまして対応を検討したと。ただ、おっしゃられるように、この陳情書の中にも数字的には異なったこともありますけれども、そこら辺は向こうの主張であるということで解釈をしております、それでもって小寺議員にもお答えをさせていただいたような措置をさせていただきました。ただ、匿名、いわゆるあて先人が不明なものについては、それは正規な要望書ではないということで、投書というような扱いをしております。以上でございます。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 最初に清流会関係の書類、一括して中身をお尋ねしたんですが、市の保育行政、保育行政だけに限りませんが、非常に信頼を損なう文書が出ているわけですね。私が市長か教育長だったら、やっぱりきちんと訂正すべきは訂正して文書で理解を求めておきたいと、訂正をしておきたいと思うんですが、それをなさらないという副市長の御答弁だと思っておりますが、市長または教育長さんはいかがでしょうか。このまま出回っていることは放置するのでしょうか。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今、副市長が答弁していただいたとおりなんですけれども、私として、午前中にもお話ししたように、差出人の名前も住所もない、そういった、一市民の声という理解はしますけれども、それについて何かアクションを起こすとか、そういうことは考えておりません。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 私は非常勤公務員ですが、非常勤公務員以上に常勤の公務員、それからトップで、トップは公務員というよりは特別職ですが、非常に公のやっていること、行政事務、施策はやっぱりとても重要だと思っております。それを損なうような、そしていたずに攻撃するような、不信をあおるようなことに関しては、きちんと行政は訂正をやっぱりしておくべ

きだと。それでないと、あれはそのまま流れて、非常に行政がやっていることは無駄が多いとか、「へえ、そうなの」と、若い方たちとか事実を知らない方たちはそういうふうに流れるおそれは十分あるわけですね。しかし、教育委員会も市当局もそれはするつもりがないということで、わかりました。

市議会もちょっとお聞きしたいんですが、幾つか文書が出ましたけど、特に市議会あてに来た文書は、初め、受け取ったという議会事務局、それから議長の印を押した後にバツテンで受け取らなかったことにしたわけですね、投書扱いというか。でも、名前がない、だれから来たかわからない投書というのも、市役所同様ですね、投書箱には来るわけですよ。あれは公文書扱いですよ。部長さんの印鑑が全部押されて、私たちが情報公開請求すれば全部見えて、そして私たちは施策に大分参考にさせていただいております。もちろん取捨選択はしますけど。

そういう意味で、市行政も市議会も、こういう事実関係がすごく違う文書ですね、しかも何通も何回も文書が出回ったことに対して、市議会も何も対応しないということですかね。よろしいでしょうかね、議会事務局長さん、ちょっとその辺の見解を。

議長（星川睦枝君） 熊谷議員さんの御質問の中で、暫時休憩をとらせていただきます。10分ほどとらせていただきます。

休憩 午後 1 時58分

再開 午後 2 時00分

議長（星川睦枝君） 再開します。

今の熊谷議員さんの御質問に対しまして、議会事務局としての扱いを報告させていただきます。

議会事務局長（田宮康弘君） それでは、議会事務局の方に来た投書についての扱いを報告させていただきます。

議会事務局には、瑞穂市親の会ということで郵送で参りました。11月の頭ぐらいだったと思います。ちょっと日付は記憶しておりませんが、11月の頭だったと思います。そのときは一人受け付けをいたしました。ただ、後で調べて見ているうちに、請願者の住所、氏名がないということで、ちょっとこれは陳情書には当たらないんじゃないかという疑問がありまして、議長さんと相談の上、これは一般投書扱いというふうにさせていただきました。以上、議会事務局での取り扱いの経過を報告します。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 瑞穂市議会も、それから瑞穂市の行政も、このような劣悪と申し上げてもいいと思いますが、文書が出回っていることについて、しかも中には会派の問題について書いてあることもあり、これは一般市民では知り得ず、手引をしている者がいるという発言も委

員会ではございました。こういう文書について何ら事実の訂正と抗議もせずにいるということは、非常に瑞穂市の行政への信頼を失うとともに、今後の瑞穂市民の質ですね、これを行政として育てていく責任があるわけですから、そういうことを放棄したものと云わざるを得ないと思います。

次に、民営化について少し確認をさせていただきます。

市長は、午前中も、それから9月議会でも、公設公営で老朽化した3園も残すと言いながら、しかし周辺では民営化をどこも進めていますと言われますが、これはお調べに、どういうやり方をしているか、調べていらっしゃると思えないような言い方だと思うんですね。私は電話で調べましたのを、岐阜市、各務原市、羽島市、大垣市、四つほど周りを調べましたが、時間の関係で岐阜市と各務原市だけ申し上げますが、いずれも保育園、まず保育園を申し上げますが、市の単独建設補助金はありません。それで、どういう方式で民営化しているかといいますと、市立 公立ですね だった土地を提供し、建物も無償譲渡すると。こういう方式です、まず方式は。2億円近く市の単独補助金を出しているところは、どこもございません。

また、どこも民営化しているようなことを言われますが、岐阜市で、全38園中、民営化は15園、半分以下ですね、ここで一段落したという説明でした。各務原市は、全17園中、民営化は8園、やっぱり半数よりちょっと欠けますね、ここでやっぱり一時目的は達成したと言っています。それで、この民営化をするときに全部公募をかけています。それから選定委員会方式でプレゼンテーションなども行って、非常に透明、公正・公平な選択を、市民からも議会からも見えるようなやり方をしております。私は民営化に必ずしも賛成ではございませんが、もし市がしたいということであれば、やっぱり長いスパンで、岐阜市は第1次民営化計画、第2次民営化計画、各務原市も10年のスパンでやってきましたと。そういう、性急に粗くやらないで、きちんと議会とも話し合い、保護者の皆様とも話し合いながら、御理解と同意を得てですね、やるんだったら。来たからやりますみたいな、こけますよね、いきなりやるとやっぱり。こういうやり方をほかはしていると。だから、今回の民間参入とか民営化とは大分違うということはいよいよきちんとお調べいただいて、今後心して、乱暴なやり方はなさらないでいただきたいと思います。

以上、保育、教育の全体計画に関して御質問申し上げます。

次に、2番目の生涯学習課における校区及びPTAの事務の位置づけについて申し上げます。

行政改革の観点から、市が携わる行政事務は本当に必要なものかどうか厳しく精査される時代となっております。市の職員には、10年、50年、100年かけて瑞穂市をつくる市政のプロとしての仕事をする能力を求めたいと思います。この観点から、校区活動やPTA事務を生涯学習課で取り扱うことについては見直しが必要ではないかと考えますが、いかがでしょうか。

事務分掌を調べますと、現在、市のPTAや地域コミュニティーづくり、三つ目に生涯学習

地域振興組織補助金、つまり校区活動ですね、この三つは生涯学習課の管轄になり、市長部局の総務課の管轄は自治会とコミュニティセンターに関することになっております。これは行政事務の見直しから見直されたいかがかと思いますが、まずは御見解を伺いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 生涯学習課における校区活動及びPTA事務の位置づけということで、改善を図ったらどうかという指摘ですが、私ども校区活動、地域コミュニティー活動事業につきましては、瑞穂市が大切にしている人づくり、まちづくりのかなめ、原動力となっている活動だと認識しておりますが、その校区活動推進のための事務は、規約・要綱上は校区活動の事務局は会長宅に置くとなっており、基本的には各校区ごとに自治会を核として、社会教育推進員や各種関係団体役員を中心に、主体的に進めてくべきものであると考えております。しかしながら、校区活動の担当が教育委員会生涯学習課に位置づいておりまして、活動充実のための指導・助言、物品貸し出し等の行政諸手続の支援をすることになっております。現状として、長い歴史の中で、多くの校区において具体的な準備や運営等に生涯学習課の担当者がかかわっているということが課題として私どもも考えております。

そこで、本年度、この23年の3月あたりから各校区の活動委員会の方に生涯学習課でお邪魔をして、校区活動を自主運営化するように、できるだけ校区ごとに主体的にやっていただくように、そういうお願いを各校区活動にしてみました。そしてまた執行部の方でも、総務部長、自治会を担当しておりますので、自治会長を中心にそういった校区活動が展開できないかということで繰り返し協議をしておるところでございます。

〔2番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2番（熊谷祐子君） 前から非常に疑問でもあり、そしてコミュニティーづくり、地域づくりが自立した市民が育つためにはぜひ必要だと思っていましたので、これは課題じゃないかと思っていましたが、行政におかれましては、もうそういう動きがあるということは初めて知りました。例えば旅行へ、どこの地域でもやっているかどうかわかりませんが、バス旅行など行きますが、市の職員が一日つくというようなことは、あれは手当がついているのかどうか知りませんが、本当に地域で役員がやるべきだというふうに思っていますが、その辺、いかがですかね。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 今指摘をいただいた内容について、瑞穂市の地域コミュニティー活動事業実施要綱を見ますと、その組織というところで、瑞穂市地域コミュニティー活動事業は、市内の小校区または中学校区を単位として、校区内の自治会、市内各種団体等をもって組織し、各団体はその運営に責任を負うものとするというふうに明記してありまして、実際そうい

ったものについては、できるだけ校区ごとで主体的にやっていただくように、これからもお願いしていきたいと思っております。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） 私は、この問題を取り上げるときに行政事務の無駄を省くというふうな入り口から入りましたが、その矢印の先にあるのは無駄の削減どころか、本当に積極的に地域づくりをする、地域のことは地域の住民が活動し決め、自分たちでやっていく、自立した市民をつくっていけると、それが大事だと思っております、少しシステムを、来年度、事務分掌を見直していただいて、これから無駄な事務を省くと同時に、積極的に市民が自分たちのことは自分たちでやっていくと、助け合ってますね。そういう方向にいけばと思って提案をしているんですが、市長部局としてはいかがでございますか。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、教育長さんが言われたように、実を言いますと私どもと教育委員会の方でそうした意見交換会をしております、将来的にはやはり、先ほど教育長さんが言われたように、小学校区なり中学校区を単位として、各種団体や自治会等の中でやっぱり責任を持って、お互いに助け合って一つの校区をまとめていくというのが本来の姿だろうと思えます。ですので、私どもも先般、職員の間だけですけれども、一応案をつくって、こんな規約はどうだろうということで一応示してはございます。

ただ、一度にいろんなことを、実際は何も変わらないんですけれども、お互いに各種団体の人たちが協力し合って地域をつくっていくんだよということで、特に何もシステムは変わるわけではございませんけれども、そういう気持ちを持ってもらう、そして自分たちで運営していくという気持ちを持っていただいて、各校区の中で役割分担をうまくやられれば、そんなに難しくはないと思っておりますが、私どもの指導が悪いとまた抵抗されたりとか、いろんな反対の御意見も出てこようかと思えますけれども、決して難しいことではないと思っておりますので、内部できちんと調整をしがてらまた進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

〔 2 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 熊谷祐子君。

2 番（熊谷祐子君） まとめて言いますと、総務課に自治会があり、生涯学習課に校区があるというのは、やっぱり非常に分裂しているということですね。校区活動のネットを引きますと、例えば校区の福祉部会、校区文化部会、校区学校部会、校区環境部会と、この四つぐらい、やっぱりその校区ごとの課題に自主的に取り組んでいるようなところもありますので、ぜひ行く行くはそういうふうにしていけたらいいなと思えます。

私も、学校が地域の人間関係で、子供も親も、地域の人間関係で非常に手間暇をかけていることにちょっとかかわったりするんですが、こういう問題は話し合ったから解決がつくというものでは決していないんですね。ずうっと10年、20年、30年見守り、話し合いながらでなければ大人同士も子供同士も解決していかない問題ですから、そういうところは校区の人たちが皆了解し合って、問題を認識し合って、かかわっていくほかないと思います。行事をこなすだけの校区活動ではなく、地域の課題に地域の人たちがみずから取り組んでこの問題を解決していくという瑞穂市になっていけば、その地域の保育園の計画とか、そういうこともエゴから言うだけではなく、全体も考えながらやっていけるようになるのではないかと考えております。

以上で、きょう2点取り上げましたが、私の一般質問を終わりとさせていただきます。

議長（星川睦枝君） 改革、熊谷祐子君の質問をこれで終わります。

続きまして、瑞穂市民クラブ、山田隆義君の発言を許します。

14番（山田隆義君） 14番、市民クラブの山田でございます。

議長よりお許しをいただきましたので、ただいまより一般質問をさせていただきます。

3年前にはアメリカによるリーマンショック、かつまた、ことしは景気が回復するかと思いましたが、タイの大洪水、未曾有の大洪水で日本企業も打撃を受けました。かつまた西欧においては財政規律によって金融不安、大きな世界はグローバル化によって、どこが風邪をひいても日本経済へ押し寄せてくるという状況でございます。

日本はどうかといいますと、3月11日に東日本大震災により、大洪水、津波による大被害を受けたわけでありまして。かつまた、現在も進行中でありまして、原発によって放射線を浴びた汚染処理と、大変な日本は国難でございます。そういう時期において、瑞穂市においてはどうかと。限りなく地方分権が流れてきておると。いわゆる国においては財政難によって仕事の移譲、それから交付金とか補助金は削減されていくと。これは現在あるべきものではなく、限りなく押し寄せてくるものと思われまして。

そういうときにおいて、瑞穂市政はどうだということを総括して質問してまいりたいと思うわけでございますが、12月定例会初頭の市長の所信表明の中で、こういう国難といいますか、とにかく国に頼っておってもだめだと。地方自治確立に向けて自主財源のもとに健全運営をしなければならぬというようなお話があったかと思いますが、まさしくそうだと思います。

それで、堀市政におきましては第2次本格市政でございます。もう1年たちました。来年の3月をもちまして1年たつわけでございますが、2年目に入ろうといたしております。この3月には2年目の本格予算になるものと思われまので、来年の1月、2月に向けて予算編成等を踏まえられますので、そういうことも網羅をしながらしっかり市長執行をやっていただきたい。私は、任期は来年の4月を境にして任期は終わろうとするわけでございますが、私も老骨にむち打ってこの瑞穂市の姿勢をしっかりと見届けてまいりたいと思います。

そこで7点について質問をさせていただきますが、あと3点か4点、私のひとりしゃべりをしながら、執行部はしっかり耳を傾注して、第2期市政に反映をしていくべく努力をしていただきたいと思います。

それでは、ここに1番目から7番目まで申し上げますが、1番目に、包括外部監査を今現在やっておりますが、その状況について伺いたいと思います。二つ目に、福社会館、商工会館の建設について、3番目に、駅前開発について、4番目、下水道・環境対策について、5番目、美来の森、ごみ処理について、6番目、企業誘致について、7番目、グループホーム、ケアハウスの整備についてということになっておりますが、制限時間が1時間しかございませんので、簡潔明瞭に、その場限りの答弁ではなくて、やはり各執行部は課の責任者でございます。瑞穂市の市政の牽引役でございます。そこで簡潔明瞭に実効性のある、その場限りの答弁ではなくて、しっかり御答弁を期待するものであります。よろしくお願ひしたいと思います。

あとは一般質問席で質問させていただきますので、御容赦のほどお願ひ申し上げます。

包括外部監査状況ということで質問いたしておりますが、これは過去において、穂積町時代からいろいろ町政にはございまして、いろいろ不祥事もございました。そのひずみもあるということも踏まえて、堀市政の誕生になって、定例監査だけではだめだと、包括外部監査をしっかりとやれということで質問いたしまして、ようやく堀市政になってから、いろいろ費用対効果のこともございまして予算はなかなか認めていただけなかったわけでございますが、ようやく認めていただきまして、3回に分けて外部監査をやらせておられます。

1回目の外部監査は昨年終わりました、本年、予算執行の中で2回目の外部監査をやらせておられるわけでございますが、ただ、その報告に対してどのように、ただ報告を聞いて横流しではだめでありまして、実際、報告を聞いてそれをどのように執行されておるか、概況だけをお尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） それでは、山田議員の包括外部監査の状況ということで、平成22年度、23年度とことして2回にわたりますが、まず平成22年度の包括外部監査の結果というのをちょうどいいいたしました。これは公共施設の利用状況云々ということでございますが、その結果、9月には措置状況を監査委員さんに報告させていただきました。その結果を議員の皆様方にも事前に配付させていただいておるところでございますが、今後は、さらに半年ごとですね、3月、9月というスパンで定期的に皆様方に御報告、さらには公表をしていきたいと思っております。

指摘事項の改善というか措置につきましては、おおむね2年をめぐりに実施を考えておられて、今年度末にはその措置は8割までに目標を持っていきたいと、結果を出したいというふうを考えております。そこで、この中の結果で大きく指摘されておりますのは施設の使用料の見

直しですね、これについても喫緊の課題であると認識しておりますので、現在、庁内でプロジェクトチームをつくりまして、担当課の職員になりますが、取りまとめており、その内容をそれぞれ詰めまして、早いものにつきますは、見直しの改定案、条例改正を3月には上程させていただきたいと、そんなふうに考えております。

また、今年度、平成23年度の監査のテーマ、これは補助金及び負担金、交付金の執行状況について実施をしておられますが、今現在、包括外部監査人が担当課のヒアリングをほぼ終えて、今現在、取りまとめをされております。その結果は間もなく報告されると思いますので、これにつきますも、その結果を踏まえて今後の行政事務に生かしていきたいと、そんなふうに考えております。その結果につきますも議員の皆様方にまた報告をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 第1回目の指摘事項の執行に対する状況の報告を聞いたわけですが、第2回目の監査報告が来年あると思います。最後に残った3分の1ですね、入札関係のことについてはことしもやっていないということでございますので、恐らく来年の3月予算には入札関係の予算も計上されると思いますので、3回目、計上されて全部監査をした時点でしっかりと質問して精査をさせていただくつもりでございます。ということは、監査委員の監査報告、それから執行に対する執行機関の執行状況、全部記録に残っておりますので、記録を網羅して、いわゆる口先だけで適当に逃れるようなことはさせませんので、しっかりとしゃべったこと、ここで記録になっておりますので、それを全部精査して、私が機会があった場合は、しっかりと精査して市民の信託にこたえてまいりたい。そうすることが、一回予算を使うと八三・二十四の240万円、240万円を使うことが惜しいことにはならないと思うんです。恐らく数年間の間には1億か2億の節減になると思います。そう思って信じておりますので、しっかりやってください。

包括外部監査の報告に対しては、これで終わります。

それから2番目の福祉会館、商工会館建設についてということでございますが、福祉会館は、5万人規模の市民が住んでおられますと、当然、福祉会館をつくるべきであると。いわゆる福祉関係については社会福祉協議会へゆだねておられると思いますが、やはり市の一般財源でフォローしながらやっておられますので、関連がございますので、福祉会館の建設についてはどう位置づけをされておるのか、執行部にお尋ねしたいと思います。

それから商工会館の問題については、やはり地方自治における瑞穂市のいわゆる活性化のためには、今現在、何となく人口がふえております。これは地の利がいいということでふえておるのではないかなと思うわけですが、活性化にはなっていないと思えるんです。この

近隣の商工業者の潤いを見てまいりますと、ただ一生懸命やっておられるけれども、あまり商工業者は潤っていないような感じがする。駅前周辺においては、岐阜駅前周辺においては非常に大規模開発が行われまして、10年前の岐阜市と違って非常に人が集まってきておる。それから商店街の繁栄にもつながっておるといようなことで、瑞穂市においては駅周辺はどうかと。かつまた、いわゆるそれに対する、潤いがないために税金があまり払えない、払おうと思っても払えない、そういう沈滞ムードでないかと思えます。そのために、商工会館を建設して、商工業発展のためにリーダーシップを握っていただきたいと思えます。

それから福祉の問題でございますが、福祉においては、私は単刀直入に申し上げますと、瑞穂市は福祉、福祉と言いながら、近隣市町村から判断しますと、まだおくれておる。大変よくなりつつありますよ。よくなりつつありますが、まだまだおくれておると。後でグループホームの問題、ケアホームの問題も申し上げますが、なぜおくれておるかというのは具体的にそこで触れさせていただきますが、あくまでも福祉会館を早急につくっていただきたい。そして、そこを中核にして、いわゆる障害者の関係、いわゆる障害者には老人福祉もありますが、老人福祉、それから3障害の皆さんの連動としての福祉会館をつくっていただくようお願いするわけでございますが、今現在の状況と今後の展開の決意をお聞かせいただきたいと思えます。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） それでは私の方から、福祉会館の建設についてお答えいたします。

県内の他市町の福祉会館について調べてみました。高齢者福祉はもとより、あらゆる福祉活動の地域活動の拠点と位置づけられておりまして、市民の福祉増進や教育・文化の向上を目指す目的のものが多くございます。このような位置づけから考えますと、瑞穂市においては総合センターの中にあります福祉センター、それから老人センターがその機能を持つ施設だと考えております。旧穂積町時代に福祉センター建設構想がスタートいたしまして、平成6年に、福祉・保健・生涯学習及び文化の四つの機能を有する総合施設として、総合センターを建設しておりまして18年目になります。また57年の3月に、老人福祉法の規定に基づきまして、老人の健康増進・教養の向上及びレクリエーションのための便宜を図る総合的なものとして、老人福祉センターを建設しまして30年になっております。

この中におきまして、瑞穂市の福祉施策を担う施設として、議員御指摘の福祉会館でございますけれども、ことしは障害福祉法において25年の8月に障害者総合福祉計画の施行が予定されておりますし、現段階では障害者自立支援法に基づいている、その移行時期と考えております。今後、国とか県の動向を見ながら、福祉の核になるものを進めていきたいと考えておりますし、また総合計画の後期計画を策定しておりますので、その計画との整合性も図っていきたいと考えております。また来年、24年4月ですが、介護保険法が改正されますので、地域の老人福祉の中心となる老人福祉センターでございますけれども、施設の今計画を立てている中で、

この施設ですが、おふろの故障が頻繁に起きておりまして、総合的にあの建物をどうするかということも検討していかなければと考えております。

したがって、山田議員御指摘の福祉会館建設でございますけれども、先ほど述べられましたように、自主財源におきます健全予算の中におきまして、今ある総合センターの中の福祉センター、それから老人福祉センターのあり方をもう一回どういうふうに位置づけてしていくかを考えまして、また必要なときには福祉会館の建設ということも必要性とか財源の問題を含めて検討していかなければいけないと考えておりますので、御理解をお願いします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員御質問の商工会館の件でございますが、商工会館の建設につきましては、商工会が現在、瑞穂市役所第3庁舎の2階を借りて業務を行っており、特に支障が発生しておらず、建設の計画は今のところございません。国においては昭和48年に商工会館建設補助金が制度化されまして、県内各地の商工会が独自の商工会館建設を計画したところから、瑞穂市合併以前の穂積町商工会の時代に商工会館建設の機運が高まり、商工会館建設を目的とした積み立てを開始した経緯がございますが、これが現在の瑞穂市商工会振興資金引当預金でございます。平成23年3月31日現在この預金は約3,000万ほどございますが、今のところ県とか市の補助金等も削減の方向でございますので、資金的な余裕もないことから長きにわたり積み立てをしていないという現状もございます。現在は商工会館の建設については一切動きがないような現状でございます。瑞穂市の商工会の方、組織率が50%を切るような状況になっておりますので、まず組織率の拡大が必要ではないかというように考えてございます。以上です。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） いろいろのりくらりと御答弁されますけれども、6番目に入ったところで、総合的に瑞穂市の船頭であります瑞穂市長から、最終執行権者である瑞穂市長から御答弁をいただきますので、その由頭に入れておいてください。

3番目に、駅前開発について。

穂積駅は、近隣の岐阜市も駅前が非常に10年前と見違えるようになりました。そのために、集積能力があると同時に繁栄もいたしております。大垣もまさしくそうであります。瑞穂市はどうかといいますと、穂積駅は非常に乗降客が多いわけです。同駅、多いときには1万9,000人とも言われておりますし、それから少ない平日でも1万6,000人強と、平均すると1万8,000人ぐらいは現在乗降客があるのではないかなと。そのお客様を駅周辺へ、どうして購買力のあるようにしないのかと。可能な限り駅周辺の皆さん方には、篤とひざを交えて構想を練った後、お話をし、折衝して、そして駅周辺をしっかりと開発していただいております。

だくと。そうすることが商工会の発展につながるのではないかなと思うんです。JRだけが黒字になってはならないのでありまして、そのお客様を取り込んだ、瑞穂市の商工発展のためにやられる気はないのかどうかと。やれない、どうしても協力してもらえないとするならば、駅を東の方へ持って行って、一大的などにかく瑞穂市の繁栄につなげねばならないと思うんですが、のりくりと横いざりの行政を私はやってくださいとは申し上げておりません。

地方自治を確立するためには、自主財源を担保しながら、いわゆる活力のある、市民の声に耳を傾けて実行していただくと。そのためには、自主財源が豊富でないと支出もできないわけです。財政規律の円滑な上に中身の濃いサービスをするのが、行政側のやることなんです。ただ現在におぼれて、のりくりと横いざりすればいいというものじゃないんです。少々、今度の市長はとんでもない構想を練るなということを言われても、いわゆる体を張って市民の負託にこたえることが大事なんです。そうすることが、将来の活力ある瑞穂市につながるんです。閉塞感のあるような、いわゆる何となく、住んでもあまりいいことないと、ただ交通の便がいいから住んでおるんだと、いわゆる中京圏へ通勤をしている通過点の穂積駅だということではあかんです。そういうことも踏まえて、しっかりと駅前開発をやっていただきたい。そういう構想はあるか、そういう決意があるか、ちょっと執行部から聞きたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 駅前開発の問題でございますが、駅前商店街は「まちの顔」と称され、旧来から中心的な役割を果たしてきましたが、車社会の到来等によりシャッター通り等がふえてきました。そんなことから、商店街の現状の把握と調査により、商店街の活性化の方策や駅周辺の整備を研究することによって、駅前商店街の活性化に資することを目的としまして、商業関係者、学識経験者、消費者、行政、商工会役員、専門家などで構成する駅前商店街等中心市街地活性化構想策定調査研究委員会を今年度7月に立ち上げました。さらに8月には、駅周辺を調査対象地区として、小売業者及び飲食店、市内の住民の方々に中心市街地まちづくりアンケート調査を実施しました。第2回委員会を10月に開催しまして、アンケート調査による現状と問題点の整理、中心市街地活性化課題の把握について研究をしました。

また、専門委員から滋賀県野洲市の野洲駅南口駅前広場整備計画等の話を聞きましたので、11月に委員会のメンバーによる、野洲市都市計画課へ内容の説明と、現地調査を実施いたしました。今後は、駅前商店街等活性化構想に関する具体的な方策について、この委員会の方から報告を聞いて、これをもとに研究していきたいというふうに考えておりますので、これをベースに地域の方へまた構想が出たら相談等していきたいというふうに考えております。それと、経営者協会からの方も数年前に計画をいただいておりますので、こういうものも参考にしながらまちづくりを進めていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 4番目の下水道・環境対策についてというところでございますが、公共下水の問題については、昨日、公共下水特別委員会のお骨折りによって、最終処理場は6カ所あって1カ所に絞ったということで、執行部が折衝に入るということでございます。大変ありがたいことでございます。この財源については、瑞穂市の市政が破綻しないように、財政規律を守りながら、効率よい下水道の完備をしていただきたいと思います。願うものであります。

いずれにいたしましても、私は下流地域に住んでおります。昔はセンパラとか蛍が飛んでおりましたが、現在はセンパラも蛍も飛んでおりませんし、ちょっとつついてみると汚泥ばかり沈殿しておると、こういうところに住んでおります。朝早くちょっと目覚めて行くと、五六川、起証田川の上の方から黒い水が流れてくるということもありますし、そんなことでは瑞穂市は近代的な瑞穂市になりません。しっかりと財政規律を守りながら公共下水道工事を完結していただきたい。その話は、言葉はいいかもわかりませんが、その折衝の中には困難な道があると思いますが、財政規律の範囲内で積極予算の中にしっかりやっていただくなれば、私は可能な限りお手伝いをするものであります。しっかりやっていただきたいと思います。

5番目に、美来の森のごみ処理についてというところでございますが、美来の森については、十九条の皆さん方には大変その当時、誓約がなっておる。美来の森のごみ処理場については、町の土地でありましたけれども、住んでおられるのは十九条の方ばかりですね。十九条の方とのいわゆる誓約があるんです。それがあつたけれども、十数年もたつておるけれども、いまだに二つか三つの約定を果たしただけです。これは十九条の皆さんが怒つておられるのも当然なんです。けれども、堀市長との契約じゃございませんが、市は継続されておりますので、堀市長の手でもつて、しっかりやっていただきたいわけなんです。

その過程の中で、今のごみ処理場は、今、ざつとならしてしまつて上から1メートルぐらいいい土を乗せて押さえるというようなお話も聞いたんですけれども、それはだめなんです。ダイオキシンの問題を提起したら、いや、産業廃棄物やないでいいわと言う方も見えるんです。しかし、これは実際に検査したんですか。検査をした上で申し上げておられるんなら私は黙りますよ。検査もあまりしていなくて、いや、産業廃棄物はほかつてあらへんのやで大丈夫やと。それで埋めてしまえば、知らん人が見たら、まああの上はいいから、まあ済んだんやなと。それじゃあだめなんです。ということは、10年、20年先にしみていって水道の方へ入り込んだり、水道水に入つたりなんかしたら大変ですよ。だから、しっかりとこの辺を精査していただきたいと思いますが、簡潔明瞭にお答えいただきたい。

議長（星川睦枝君） 弘岡環境水道部長。

環境水道部長（弘岡 敏君） 山田議員の質問で、美来の森のごみの処理、特に最終処分場の

この件だと思しますので、最終処分場に関してのことを申し上げたいと思います。

この最終処分場は、安定型の処理で、廃掃法にのっとりまして今廃止の手続で行っております。それにより、水質の検査、それからガスの検査は当然行っております。それから、合併の平成15年から8年たっておりますが、その間にはあそこへは廃棄物を埋め立ててはおりません。中へは捨てておりません。そのものは県外、特に長野県の方へ、小諸の方ですが、搬出をしております。その15年当時のときには、議員も御記憶だと思いますが、山のような形で地面よりか上に乗かっておった状態でありまして、その部分を県外へ搬出したものでございます。それで、今、今年度中に廃止の手続をしていきたいと思っております。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 次に移ります。企業誘致についてというところでございますが、企業誘致については再三にわたって一般質問をいたしておるわけでございます。

これも自主財源担保のために、お金を使うのはだめでありましてけれども、税収はアップしなければこれは使えません。財政規律を守りながら瑞穂市の活性化のためにいわゆる指針を出してほしいというのが私の願いでございますから、放漫経営をやってどんどん使ってよくしようというのは、これは最後に財政破綻になりますので、これはだめですよ。だめだからゆえに、しっかり金を使って市民にサービスしなさいというならば、財政をもたせるために税収アップをどうするかということなんですね。

税収をアップするためには、商工業の活性化のため、駅周辺の活性化のためにしっかりやってほしいと。それから企業誘致もしっかりやりなさいと。小さい土地しかないんで大企業は持ってこれんかもわからんけれども、ハイテク企業とかバイオ関連の中小企業、それを持ってきて、そしてそこで税金を瑞穂市に払っていただくと。それは至難の業ですよ。至難の業であります。やるのが、市民の信託にこたえていくのが行政なんですね。それを精査していくのが議員なんです。だから、しっかりやってほしいと申し上げております。その結果、宝江地区には、今までは紀文でしたけれども、キッコーマンソイフーズのいわゆる増設ですね、今現在の敷地の倍ぐらいの増設をされるとか、それからヤナゲンホームセンターの跡地にいわゆる優秀な企業が来るということだね。いわゆる優良企業ですよ、これね。来る予定だということ市長からいただきました。

しかし、その後、名古屋紡績の跡とか、三興紡績の跡は住宅団地になっておるんですけども、その他、旧巢南地区においては農業の活性化のために会議等がなされておりますけれども、なかなか子供、その孫の時代まで従事するという事は、なかなか今現在の中で後継ぎがないと思うんですね。だから、そういうところにも十分中小企業の誘致をしていただいて、しっかりやっていただきたいと。そのためには、いわゆる企業誘致をできる能力のある専門職員を置

いて、しっかり僕はやっていただきたいんです。それだけの、いわゆる企業活動ができる能力のある人を採用してやっていただきたいわけですが、その点についてお尋ねします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） まず企業誘致の問題でございますが、本年4月より瑞穂市企業立地促進条例が制定されまして、現在、数社の問い合わせ等もございます。具体的な話にはまだ至っておりませんが、先ほど言われましたように、ヤナゲンFALの跡地のドン・キホーテ、それから先ほど言われましたキッコーマンソイフーズについては地区計画を策定して工場の拡張というふうに動いております。それと旧の巢南地区の方につきましても、十七条地内では工場の拡張等も今計画されております。こういうものにつきましても、事業計画等ができましたら市としても支援をしていきたいと考えております。いずれにしましても、企業誘致するには、午前中にも市長が言われましたように、市として土地の集積などを行って積極的に受け皿をつくる必要がございます。こういうことも当然検討していきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） あと7番目が残っておりますが、7番目が私の本題でございますので、さてその前に、質問事項に入っていない部分がありますので、私は質問いたしません、ひとり言だと思って、しっかりと行政側は耳を傾けて今後の職務に当たってほしいと思います。

瑞穂市の活性化のためには、旧巢南地区、西部の南北縦貫道、これを、東海環状道路が本巢市にできます。縦貫道路のアクセスができるわけでございますので、いわゆる本巢も一体となって道路整備をしていくために、旧穂積地内は南北道路が通っております。北方・多度線が通っておりますが、旧巢南地区は、この前、古橋地区は広げてまいりましたけれども、横屋地区からJRを挟んで下へ岐大道路があるんですね。そこから信号のところへ、いわゆる宝江地区へ南下して紀文フードの横を通過して、プラントを通過していきますと北方・多度線へ入ると。そうすると、北方・多度線から今度は穂積の方へ入ってくるという、循環するわけですが、その道路整備をしっかりとやっていただきたいと思います。そうしないと、道路整備がきちんとなされていないと企業誘致もできませんし、商工業の活性化にもならんと。

それから教育問題について、小・中学校、特に中学校はあまり聞こえてきませんが、中へ入ってまいりますと、教育問題から端を発して、その象徴が、いわゆる生徒のいろんな問題が起きておるわけですね。問題についての解決は言いませんが、生徒の問題を、ただ単純に問題が起きたら警察へ突き出すというものじゃないんです。問題が起きるということは、子供も悪いかもわからんけど、それ以上に親も悪いし、地域も悪い。そして先生の質的な問題もある。学校、いわゆる大学を出て、受験してですよ。いわゆる公務員になったと。勉強はできる

かもわからんけれども、思いやり、人を思いやる、自分だけよければいいということではなくて、人を思う気持ち、優しさというものが、植えつけておられるけれども、現実においては道德教育がなっていない。しゃべっておるだけではあかん。

私の一つの案を申し上げれば、各地域に何らかの障がい者が見えるんですよ。障がい者を大事にするような教育というものをなぜやらないのかと。やっておるとおっしゃられるかもわからんけど、そういう現象が出るということは、やっていないんですね。やっておれば、親もそういう気持ちにもなるし、先生もなるし、地域もなるんです。まだまだ足らん。足らん象徴が、小学校、中学校の問題生徒になる。問題生徒は、悪いことは悪いけれども、そう僕は悪くないと思う。社会が悪い。だから、それを解決するのがいわゆる職業としての先生である。先生を採用するときしっかりと採用してもらいたいし、いわゆる道德教育のできる先生に培養していただきたい、醸成していただきたいというのが私の願い。

それから、いわゆる公費のスリム化、公費の節約をするためには、巢南庁舎と穂積庁舎、合併10年たちますので、いわゆる有効的に経費を減らしながらサービス向上を図るというためには、庁舎の統合というものを考えてもらわないかと思いますが、その問題についても執行部はしっかり精査をして考えていただきたいと。

それから建築関係、土木関係のいわゆる積算、設計積算は外部委託でなされております。それを基準にして、いわゆる歩切りとかをやって予定価格を出すわけですが、それだけでは不十分です。5万人規模、特別枠も入れて180億から200億とも言われるような予算執行をするわけですから、建築土木のしっかりとした専門査定ができるような専門職を正式に正職員で採用してもらって、その外部委託の設計監理をしっかりとリードしていただく、精査していただく。その上に立って予算査定というか、予定価格の決定をしていただく。そうすることが一番市民にこたえることだと思っております。

それから、先ほどちょっと触れましたけれども、名古屋紡績、ヤナゲンの問題は解決がつかいましたが、徐々に公設公営じゃなくて民営化も含めて、いわゆる活力のある、有効利用のある行政改革をやっていただきたいと。そうすることが一番大事だと思っております。旭化成も、優良企業でありますけれども、穂積工場は減退しつつあります。ラインを半分に減らしておるとか、それは企業努力によってなされておるわけでやむを得ませんが、駅の問題、どうしても駅の活性化につながらなければ駅を西へ持っていくとか、とにかく問題を提起してしっかりと瑞穂市の活性化のためにやっていただきたいと思っております。

以上、これは質問事項に入っておりませんので答弁は求めませんが、頭に入れてしっかりと行政をやっていただきたいと。

次、本題の7番目に、グループホーム、ケアホーム（障がい者）の整備についてということですが、「ノーマライゼーション」という言葉、福祉部長、わかりますか。ちょっと

答えてください。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 市長が機会あるたびにこのノーマライゼーションというお言葉を使っているんですけども、私の方、障がいのある方もない方も地域社会において要は同じように日々過ごしていただくということで考えております。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 福祉部長はなかなか勉強されておりますので、よくわかりました。

そうであるならば、私は、この予算は教育の方へどえらい使っておるわけですね。障がい者関係も人数によって比例配分して使ってくださいませんか。それで福祉部長にお尋ねしますが、瑞穂市全体で精神・身体・知的障がい者の人数は何人ほどか、お尋ねします。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 身体障がい者の手帳の保持者でございますけれども1,500人ほど、それから精神障害者保健福祉手帳を持っていらっしゃる方が200名ほど、それから療育手帳を持っていらっしゃる方が300名ほどでございます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 身体障がい者1,500、精神障がい者200、知的障がい者300、2,000人ほど住んでおられるわけですね。約5%住んでおられるんですね。5%ということは、5%のお金を、いわゆる身体障がい者関係の方にどれほど予算を執行されているかといいますと、私はその3分の1も執行されていないと思うんやわ。特に、特にですよ、知的障がい者の中には自閉症、いわゆる多動性のある障がいなんですね。時には健常者に見えるけれども、時には頭の中がどこか異常があって、そういったときには莫大な力を発揮して荒びるんですよ。そういうおうちへ行かれたことはあるんですか。そういううちへ行ってくださいよ。一家心中したいという気持ちもあるんですよ。うちの中、幾らいいうちでも散らけてしまうし、散らけるどころか壊してしまうし。その方も平等の生きる権利があるんです。また行政もそれを救っていきなきゃならん。何も好き好んでそういう子供をつくったわけじゃないんですから。その子供も、喜んでそういう子供になったわけじゃないんでしょう。だから、そういう方もみんな、地域として、また行政として救い上げていく予算執行をしてあげないかんのですよ。そのためには、いわゆる本巢郡全体の中で療育センターが立派にできました。しかし、あんだけ立派な大きい施設ができたけれども、まだまだ待機があるんですね。毎日行って少しでも指導してもらいたいけれども、毎日受けられんで週に1回か2回しか行けれんという人がある。それでも行かれん人も見えるんですよ。これは社会構造のせいでやむを得ない状況になっておるわけですから、

やはり現代社会においてそれを救い上げていく。地域としては、行政としては、あるんですよ。

そのために、いわゆる小さいときには療育センターとか、義務教育の課程における子供は各小学校、中学校で特殊教育をする特殊教室もあるんですね。補助職員を置いてやっておられるんです。これは義務教育ですから、学校へ行かせるなということなら問題になります。高校、大学は自分の勝手で行くんですから、おまえは問題やで来るなということと言えますけれども、小・中学校はそういうことは言えません。大変難しいんですよ、小学校、中学校の先生は。難しいことはわかるけれども、先生になりたいという人が、今、競争率が高いんでしょう、先生になりたい人が多いわけでしょう。だから、先生になった限りは、知的能力だけじゃなくて、道徳教育も含んで、クラスの先生、担任の先生は、きのう帰ったときはいいことばかりやったけれども、明るく日、みんな寄ったらちょっと動作がおかしいと。いろいろなことが起きるんですから、それが掌握できないような担任の先生ではちょっと問題がありますよ。だから、そういうことも含めて先生の指導をしていただきたい。

一つの案として、障がい児（者）のいわゆる現場の研修をやっていただいて、人の心がわかる先生になっていただいて、現場の担任の先生になっていただきたい。そうすれば、もう少し人の気持ちができる先生になっていただけるのではないかなと思うんです。

そこで、小学校、中学校、卒業します。卒業しますと、普通の小学校へ行けない、特殊学級へ入れないときは大垣養護と岐阜養護へ行きます。それを出ます。それを出ると、どこへ就職するんですか。健常者でも雇用の空洞化でなかなか今は就職難ですね。そういう子供たちは行くところがないから、最後にうちで、体は大きいし、精神は発達障がいでございますからプレーキがききませんし、うちを壊してしまうがな。その子供と一緒に心中したくなってしまうわ。そういう子供が瑞穂市の中に結構おられるんですね。だから、そういう子供たちを救う世の中にならなきゃならんのです。救うことができれば、健常者の学校の問題もおのずから解決できるんです。これは社会の責任です。地域の責任です。家庭の責任です。それをなおざりにして、問題が起きたからちょっと警察を呼んで逮捕させるとか、問題外。その子は好きでやっているわけじゃないんだから。何かの孤独感で、家庭が乱れておるとか、友達がやれと言ったもんでやらざるを得んようになってしまったとか、そういう子供たちもいるんですから、それを探究・究明してやっていくのが地域でありますし、先生は職業としているんですからそれをやらないかん。そのためにしっかりやってほしいと。

そこで、小学校、養護学校を出ると社会へ出る、社会へ出るにも出れんという子供たちをしっかり守っていくために、いわゆる能力に応じた住まいですね。個人的な人権を認めた上でしっかりフォローをしていくのが、能力に応じて、ケアのできる人はケアハウス、それから能力がある人でもちょっと足らんと、就職もできんし、うちでもちょっとえらいわという人には、社会復帰をする前提条件のいわゆるグループホームをつくって、自分一人で、十分自活はでき

ないけれども、まあまあ生活はできるという方を世話するのがグループホームなんです、そういう、いわゆる重点的につくって、世話をする人、とにかく炊事をやるとか、身の回りの時々世話をするとか、夜遅く帰ってきたらちゃんと戸締まりして、そういうことを世話する世話役を入れて、そういうのがグループホームなんです。それから、そういう身障者のケア、ちょっと重い人は、うちでは世話できないけどという人を世話するのがケアホームなんです、そういうことも世話をできる施設を瑞穂市がつくってやらないかんですよ。よそはもっと、財政規律の低いところでもやっているじゃありませんか。なぜ瑞穂市はやらないんですか。これからしっかりと私はそれを質問・究明してまいりますので、あまり私が声酸っぱく動かさせる前に、堀市長は心のこもった、裏表のない表裏一体の市長でございますことを信じておりますので、しっかりと御答弁を、あと4分しかございませんので、1分か2分間、福祉部長に答弁をしていただいて、あと2分間で市長の答弁をしていただいて終わります。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） ケアホームとかグループホームは、やはり県内にもございます。議員御指摘のように市内にはございませんけれども、今、7人の方が他市町に行っておみえになります。

国は、平成23年度から、こういったグループホームとかケアホームのことについて、地域で暮らす住まいの場や日中活動の場の整備として計画を上げております。瑞穂市におきましても、今年度、障がい福祉計画を立てておる最中でございますけれども、策定委員の中にはやはりそういう障がい者の関係の方もお見えになりますけれども、それから、ほかの保護者の方からもこういった要望が出ております。そういう方々の御意見をまず集約したいと。それから、やはり集約だけではなくて、その必要性があるかどうか十分議論させていただきまして、調査をして、私の方としてはやはりこれについて、ほかとかそういうことではなくて、前向きにそういう調査研究をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） それでは私の方から、山田議員の御質問にお答えしたいと思います。

これまで何点かにわたりまして質問いただきました。個々のそのこともお答えするといいわけでございますが、時間もございませんので、最終的な、障がい者の関連におきましてグループホーム、またケアハウス等々についての御質問、この必要性につきまして切々とお話をいただいたところでございます。

私どもとしまして、この行政と、何といいましても、これは行政だけではできませんので、社会福祉協議会としっかり連携をして、今福祉部長の方からお答えをさせていただきましたように、早い時期に計画を立てさせていただきまして前に進むようにと考えておるところでございます。このことには私も関心を持っておりますので、早い時期に計画を立ててお示しができ

るような形にしたいなとは思っておりますが、まずいろいろ社会福祉分野としっかりと連携をとっていきたい。このことを申し上げまして、私の答弁とさせていただきます。

〔14番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 山田隆義君。

14番（山田隆義君） 各部長から各項目に対しまして答弁いただきました。最終的に市長から御答弁いただきましたので、今後の展開を注視しながら、質問を終わらせていただきます。

議長（星川睦枝君） 瑞穂市民クラブ、山田隆義君の質問を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩します。午後3時30分から再開します。

休憩 午後3時17分

再開 午後3時34分

議長（星川睦枝君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

本日の会議は、議事の都合によってあらかじめ延長しますので、よろしく申し上げます。

それでは、みづほ会、堀武君の発言を許します。

1番（堀 武君） 議席番号1番、みづほ会、堀武。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、福祉総合会館の必要性について、国旗・市旗について、市の花・アジサイについて、側溝の管理について、インターネット、これは本田コミュニティセンターにインターネットをとという質問について、一般質問席にて質問をさせていただきます。

最初に、福祉総合会館の必要性についてですけど、今、山田議員の質問にもありまして、かぶるところがあるかもわかりませんが、その辺は誠意を持って御答弁願えればと思っております。

私は、瑞穂市において福祉センターの必要性についてというのは、今回初めて質問をするわけではなく、今の副市長が企画部長のときに質問をさせていただきました。そのときの私の質問の内容を少し読ませていただきます。「私は、瑞穂市においても福祉センターの設立の必要性があるのではないかと考えております。なぜならば、福祉は市民参加型の福祉を目指すべきであり、行政はその方向性を見据え、長期計画を策定する必要があるのではないのでしょうか。この会館に行けば、福祉に関することはもちろんですが、市民の皆さんのための情報、活動、相談等のできる、そういう充実した会館の必要性を感じます。まだまだ旧穂積地域と旧巢南地域との一体化という面では意識のずれがあるのが現実です。特に福祉という面では、そのようなことから発生する無駄が非常に多くあります。無駄をなくし、より充実した福祉を行うためにも、総合福祉会館の設立は必要ではないでしょうか」、このような質問をさせていただきましたが、そのときの企画部長の御答弁は、現在のところそのような計画はまだないというような答弁だったと思います。ただ、今回、山田隆義議員の質問に対して前向きな答弁がありまし

た。

私は、なぜそのようなことが必要かといいますと、無駄を省く、そして市民のニーズにこたえる、そのような総合的な観点から、設立に対してニーズがどこにあるのか、そしてその無駄はどこにあるのかを精査して、そして諮問機関をつくるなりして総合的に判断し、そして議会なら議会に答申をしてやるという、そのような工程を経てやるということが必要ですし、今それをやるべきではないかと。ちょうど来年ですか、合併から10年になると言われておるならば、特に福祉というものに関しては幅が広い、すごく。ですから、教育の観点からもそうですよね、福祉は教育にも関係しています。すべての面に関係しております。そのようなことを総合的に勘案して、その必要性を検討するべきではないか。そのような観点で、全体の、答弁された現在副市長の奥田副市長、御答弁願えればと思うんですけど。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 堀議員の御質問にお答えをさせていただきたいと思います。

以前にも御質問いただいて答弁させていただいたということでございますが、施設については、今ほど御指摘がございましたように、巢南と穂積と二つ施設がある面もあります。そこら辺を包括外部監査についてやっぱり御指摘もいただいておりまして、その必要性がどうかということで、例えば老人福祉センターと総合センターにある福祉施設を統合してはどうかというような観点も検討しておりますが、ただ、以前にもお答えをさせていただきましたように、それぞれの施設は住民のニーズにこたえて今あるわけですね。それを、そのニーズと、それからランニングコストの面との比較考慮ですね、どちらをとるかということなんですわ。そもそも税金というのは住民福祉に資するためにいただいておる、それを還元する形で施設という形になっておるわけですね。そういった中で、今二つあるのは無駄だから一つに統合したらというような御提案でございますが、箱物についてはランニングコストも考えなければなりません。そういった観点で、本当にそれが住民のニーズということになれば、それはやはり耳を傾けていく必要はあると思いますが、今の時点では、先ほど来、福祉部長も言っていますように、福祉計画とか老人福祉計画を今立案中でございます。そういった中で、住民の要望がどういう形であらわれてくるかを見ながら検討していくべきものと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 副市長の答弁だと、前向きととりかねぬような答弁でした。なぜかといいますと、今言うように、穂積の総合センター内においても完全にその機能を発揮しているかといえば、やはりその辺の矛盾点ですか、これが起きているのも事実です。ですから、そういうようなことを勘案すれば、すぐつくれと私は前のときにも言っていないんですよ。やはりそ

れに関しては、さっき副市長が言われるように、ニーズがどこにあるのかとか、じゃあ立地条件はどこがいいのかとか、だからそのときには、例えば今、みずほバスが赤字だとか云々ならば、その活用はどうしたらそういうことができるのかと。そういうような総合的な判断を、一つの会館だけでなく、そこにニーズがあるなら、あらゆる交通機関をうまく利用して、市民の不便さをいかに軽減することができるか。そして、やはり福祉立市のような、他市に先駆けてできる、言われるように、土地の単価の価格も、固定資産税も所得税も、そのような形で豊かな市に持っていくには、やはりそのような、ある意味でのニーズにこたえることのできる施設、方法論、それを検討するのが行政の務めだと私は思っております。

常に私は言っているんですけど、瑞穂市は、市長もよく言われる、5キロ四方しかないんです。中心部では2.5キロです。歩いて、速い人だと、4キロぐらい、極端に言えば1時間で歩くぐらいの人もおられるように、本当に他の、例えば本巢みたいに根尾からすべての広い地域のぼつぼつではなくて、人口密度も家屋の密度も高いこの瑞穂市におけることだからやれることがあると思うんです。だからそういう観点からも、今言うように、この後に質問しますけれども、巢南の老人福祉センターなども現状はどうなのか、それから総合センター内の健診に使っている今の場所がどうなのか、そういうようなことを勘案すれば、やはり不便さも出てきておると思います。そのような観点からも重々に検討をしていただきたい。ぜひそれに関してはよろしくをお願いします。

次に、巢南の老人福祉センターの耐震性と、古くなっておるもんですから、リニューアルがきくのか。それとも、その辺のことでも辛抱しながら現状のまま使うのか、その辺の観点から御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 老人福祉センターのことをございますけれど、耐震については、平成16年3月にその結果が出ておりまして、問題はないということで報告を受けております。老人福祉センターのその内部におきまして、やはり30年も経過しておりますので、先ほど答弁で述べさせてもらいましたけれども、おふるについて、それから1階の床に関してはカーベットの改修工事も行いましたけれど、この前、厚生常任委員会で視察をしていただきましたけれど、かなり老朽化しているその部分ではあります。けれど、本体におきましては何ら問題ないというふうに報告を受けております。

それから、今後この老人福祉センターのあり方についても、今年度予算でこの老人福祉センターの改修についてまたどういった計画をしていくかという予算づけをしておりますので、またその点についても御報告させていただきますので、よろしくをお願いします。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 今、福祉部長が答弁されたように、この老人福祉センターの老朽化というんですか、内部の改修というのは必要だろうと思います。やはりそのようなことも含めて、使ううちは、やはり使わなければならないと思っております。

さて、総合センターの中にデイサービスの施設があると思うんですけど、この施設の機能というのは大分古くなっておるような気がするんですけども、その辺のことは大丈夫ですか、御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 宇野福祉部長。

福祉部長（宇野睦子君） 総合センターの1階部分でデイセンターを行っておりますけれども、これは市が社会福祉協議会に委託して行っていていただいております。この施設面に関しましては、平成20年に県の実施指導を受けておりまして、施設は基準どおりで問題ないというふうに報告いただいております。このデイサービスについては、やはり民間に市内の業者でも9カ所開設されておりまして、今後このデイサービスのあり方について、市が保険者となってデイサービスの事業を行っていくことについて、やはり皆さんの御意見、利用者の御意見を伺いながら24年度中に方向性を決めたいと考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） このデイサービスの問題に関しても、私も質問をずうっとさせていただいて、これに関しても公営でやっていくような状況の答弁をいただいておりますけど、そのような形から、やはり瑞穂市内においても民営というか民活というんですか、その活動が盛んになっておるものですから、やはりこのセンターなりを、例えば社会福祉協議会に委託をしてあるならば、そこで運営はできないかとか、いろいろなことも含めてぜひ検討をしていただきたい。ここに職員の方も見えることですから、その総合的な判断はぜひひとつよろしく願います。

次に、国旗・市旗についてですけど、これはインターネットからとったんですけども、国旗は国のシンボルであり、時に応じ、国の領域、国家の権威、国民の統合を表徴する。また、近年では国連における掲示がそうであるように国の加盟をあらわしたり、国際会議のように参加を表示したりすることに使われていると。これは表面的なことでありまして、国旗・国歌に関して言えば、大阪市長になられた橋下市長が言われるように、その国の根幹をなす象徴としての国旗・国歌があると思います。なぜならば、さきの山田議員も松野議員も、やはり精神面の充実さというのは、国旗・国歌に象徴される、天皇も象徴の代表的な方でありまして、これの日本精神で言えば、祖先を大切にし、それから先輩を大切にし、尊敬をする、そういう構成が日本国民のいい特徴であると思われま。

そのような観点から、教育は学校だけではないとは思いますが、ただし、やはりその

教育の現場の先生方は生徒だけを教育するのではなく、やはり教育長、教育委員会というのは、父兄も含めてその方向性というんですか、精神面をいかに健全に導くかという重要な私は義務を負っておると思う。そのような観点から、国旗・市旗についてどのように位置づけられているのか、どのように考えているのか、教育長、ひとつ御答弁を願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 国旗、また市旗の位置づけということについてお話をさせていただきます。

小・中学校は、学習指導要領というものによって指導を組み立てておりますが、社会科の指導内容として「世界平和と人類の福祉の増大」という項目がありまして、世界平和の実現と人類の福祉の増大のためには、国際協調の観点から、国家間の相互の主権の尊重と協力、各国民の相互理解と協力及び国際連合を初めとする国際機構などの役割が大切であることを認識させ、国際社会における我が国の役割について考えさせるという内容があります。また、その取り扱いについて、国家間の相互の主権の尊重と協力との関連で、国旗及び国歌の意義並びにそれらを相互に尊重することが国際的な儀礼であることを理解させ、それらを尊重する態度を育てるよう配慮すると、こういった内容で小・中学校ともに指導をしております。

また、特別活動という領域におきましては、入学式や卒業式などにおいては、その意義を踏まえ、国旗を掲揚するとともに、国歌を斉唱するように指導するものとなります。本市においても、各小・中学校で入学式、卒業式等そういった場で掲揚し、また国歌の斉唱等を行っております。学校の中には毎日掲揚しているという、そういった姿もあります。

市旗についても、市のシンボルであるとともに、ふるさとへの誇りと愛着を持てる人づくりを進めるという点で、国旗と同様に大切に扱っております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 教育長の前向きな答弁を聞きまして、瑞穂市の教育の原点が見えた気がします。ぜひそのような精神観念で教育・指導をしていただければと思います。

では、そのような国旗と市旗の管理状況はどのようになっているか、ちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 横山教育長。

教育長（横山博信君） 管理ということについては、掲揚台に掲げる国旗等、市旗等、そういったものは職員室もしくは校長室で管理を夜間はしておるということですが、体育館で使用しておりますパネル型のようなものについては、そのまま掲げているところもあります。以上でございます。市旗そのものについては、また企画部長の方から願います。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） 国旗の方の管理、購入という部分をちょっと御説明させていただきたいと思いますが、国旗におきましては市販されたものがございますので、各部署での予算計上で購入をしていただいております。市旗につきましては、一括を総務課の方で作成しまして、それを所管の方に配付し、各施設で管理している状況でございます。市の庁舎の掲揚にしましては、総務課で管理をさせていただいております。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） 私はどことは言いませんけれども、掲揚された「日の丸」ですけれども、私は青空に真っ赤な赤と白地というイメージを持ち、それらが精神的にもきれいな形での国家すべてをあらわしておりますけれども、これが、赤いところはピンク色に変わり、白地が茶色になっている、そのような国旗が掲揚されていたとしたら、これはやはり少しまずいのではないかと。どことは言いませんから、そのようなことはないようにぜひ指導して、子供さんが、さっき教育長が言われたように、国旗・国歌を象徴として、やはりそれに尊敬の念を持ち、家族、祖先、国、すべてについての敬愛を持ち、そして他の国の国旗を大切に、それを燃やすようなことのない、健全なる日本国民を育てる一つの重要性があると思うものですから、ぜひひとつよろしくお願いします。

次に質問をさせていただきます。市の花・アジサイですけれども、これは穂積町のときにアジサイを花とし、そのときは桜ではなかったんですが、瑞穂市になりましてから桜とアジサイが一つのシンボルになりました。桜に関しては、市長も桜の文化的なということで推進しております。そのようなことで、現在のアジサイの花の管理はどこがして、それが何カ所ぐらいあるのか、そして状況をちょっと御説明願えればと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 市の花・アジサイの件でございますが、現在市で管理している箇所は、穂積北中学校より東の糸貫川の右岸堤防と、牛牧団地東の五六川堤防及び本年度一部植栽をしました苗田橋南側の只越花と緑の公園東の3カ所です。管理につきましては、市内の業者に委託をしております。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） アジサイの管理で、穂積北中から本巢縦貫道を通りまして長良川までの、ちょうどこのところのアジサイの植栽帯は非常にきれいに現状もなって、そして6月ごろにはきれいな花を咲かせております。ただし、状況を見ていただくとわかるんですけれども、アジサイが植わっているところは下の土手もきれいになって、ああ、これはきれいだなと、北中から見ていくと。そうすると、縦貫道を過ぎますとまたアジサイが植わっていますが、植わって

いないところは草ぼうぼう状態、またそれを越すと、アジサイが植わっているときれい、またそれを越すとぼうぼうの状態。私は、あれだけきれいになった修景があるならば、ほんのもう少しのところを管理といいますか刈っていただいて、あそこを一体的に、補植するかしないかは別にしても、きれいな形でいけば、あそこから車で行かれる方も、散歩道として行かれる方も、見た目が一体になったきれいさを味わうことができる。現状で、今の時期だと、ちょうど北中から少し北の反対側にはカンツバキがもう咲き始めております。

そのように、修景としては非常によいところなものですから、市の花のアジサイ、これは最初、穂積のときに一回ぐらい写真コンテストをやられたような気もしているんですけども、そのように、あそこの修景というのは非常にいい場所だと思っております。糸貫川はむちゃくちゃ汚いわけでもなく、少し汚れてはおりますけど、あれもきれいにしていただければ本当にいい場所になるものですから、そのようなことで、もう少し一体的に管理といいますか、刈り込みというんですか、下刈りをしていただけないかと思っておりますけど、その辺のことはどうでしょうか、御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 御指摘のように、糸貫川の南側、右岸側につきましては、アジサイの植栽が老人クラブを中心にされた経緯もございます。中にはアジサイを取ってくれという話もございますが、市の花でございます。それからマニフェストのセカンドステージにもございますように、アジサイロードの計画も掲げておりますので、よく研究して対応したいと思っておりますので、よろしく願います。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 前向きということは、やっていただけるという解釈でよろしいですね。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） やるようにながけたいと。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） やるよなとよなことは、やっていただけると私は解釈をして、議員の皆さんも傍聴の皆さんもそのよな解釈だと理解されたことと思ひまして、次の質問に移らせていただきます。

市道における側溝は市の管理ですか、その辺のところをちょっと御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 道路側溝につきましては、道路施設として市で管理をいたしております。以上です。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） その辺を踏まえまして質問をさせていただきます。

その側溝の破損箇所がわかり、市民からもその危険性から早急に対処をしてもらいたく要望があった場合、どのように対処されているのか。原状復旧を速やかにし、その危険性を取り除く必要があるのではないのでしょうか。その辺のことを御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 道路側溝の破損等の箇所があれば、速やかに担当職員が現地の方で現地確認を行い、対応については検討して処理を現在しております。それと、本年度ですが、道路舗装、それから道路側溝について市内全部の地区を調査しました。この結果に基づいて、現在、破損等については補修をしておる状況でございます。以上でございます。

〔 1 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1 番（堀 武君） ちょっと特殊な例かもわかりませんが、次のことについて御答弁を願います。

市民の住まわれている道路の反対側の側溝ですが、家屋の解体時に側溝のかさ上げの部分が破損し、側溝ふたが斜めに現状なっていると。前に住んでいる方は、その側溝のふたがずれていくもんですから、そこに自転車のタイヤが挟まったりいろいろなことがないか、非常に神経を使っておられるみたいです。その側溝が壊れたというのは、昔のことですから、側溝ふたがない時代に施工されたもんですから、その後、全体に側溝ふたをしたもんですから、その段差が宅地側にあるもんですから、それをかさ上げしたわけです。かさ上げというのは、ただ単に上に乗せた状態で、それが相手の塀かなんかにもたれかかって、そこを縁を切らずにやったもんですから、その状態であるもんですから解体時に一緒についていったと思われま。はっきり言えば、そんな状態で残るわけないんですから。そうすると、やはりその責任問題というのは、壊した方の責任なのか、そういう施工をした行政側の責任なのか。僕は責任追及までするつもりはないんですけれども、現状的に今言うように、朝起きますと目の前に側溝ふたが斜めになっている、そしてずれかけておると。そのような精神的な不安な状態を市民の皆さんにさせておくこと自体がいいのか。そこに何かあるかという、カラーコーン、瑞穂市のカラーコーンが二つあるだけなんです。それが長い期間置かれている。これに関して恐らく都市管理課の方にも御相談があった。でも、現状はそういうことなんです。

私はこれに関して、この間、メモでお渡ししたんです。片方とこっちの差をつけたグレーチングをつけて、そして滑りどめをつければ一番簡単な方法かなと思うんですけれども、その方法は別にしまして、それを対処していただきたい。このような精神状況が悪いというのは、こ

の前質問した液状化現象のときじゃないですけど、斜めになった状態を見ておるといのは精神的にすごく悪い。本来は水平になっている状態を見ているのが感覚的には当然ですね。それが今言うように、危険性があります、斜めになっていますというのを朝晩常時見ているというのは、これは行政側としてもやはり早急に対処していただくというのが当然なことだと私は思っています。市民生活を円満に遂行していくようにするのが行政の務め。無理なことを要求したりする市民では僕はないと思います。その辺で、いかがですか、早急に対処していただけますか。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） ただいま堀議員からありました道路側溝につきまして、先ほど言われましたように、家屋解体の際に、もともとはU字溝が入っていたところへ、道路側溝じゃなしにU字溝が入っておったところへふたをかけて、先ほど言われましたように、両側にかさ上げと擁壁をつくって、それからもう片方については民地の方であごをつけてあるということで、車庫とか壁とかなんかにもたれかけてつくってございます。それで、特にこれは2地区ほど市内にございます。旧の牛牧団地と本田団地の方にございますが、これについては片側が民地という形になってしまいますので、補修の仕様も簡単ではございません。宅地であれば側溝が移動せずにはいますが、かさ上げだけではもちません。

それで、先日も堀議員さんの方から提案をいただきました。それで、この方法でできないかということで調査もしました。ところが、調査しました結果としては、3センチから10センチぐらい箇所によってすべてが違いますので、一律、例えば5センチだけかさ上げという形ならその方法も可能だと思んですが、現場が、液状化の話じゃないですけども、波打っておりますので、一箇所一箇所がすべて高さが違いますので既製品を持ってきてやるというわけにもいきませんし、今現在、過去から家屋の取り壊し等によって破損した場合については、同じように皆さん、原因者、建物を取り壊して次をやられるわけですが、原因者の方をお願いしておりますので、これは長い歴史もございますので、引き続き、この件については現場も確認しておりますが、土地所有者の方もわかっておりますので再三お願いをしている状況ですし、ちょっと市でも明確な補修方法が見つからないということで、宅地開発をされたときに一緒に含めて民地側であごをつけていただくような形で補修をお願いしている状況ですが、どうしても危険であれば、また一度地区の皆さんとも相談しながら対応については検討したいと思います。今現状では、さきにやってみえる方もございますので、なかなか難しいんじゃないかなというふうに考えております。危険ということもありますので、よく地域とも相談していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そのような宅地の方との話し合い等云々すると、これはやはりいつになることかわからん。非常に不都合なこと。こういうような場合には、ある程度先行して行政でやって、それからの折り合いをするような方法論というのとられるべきじゃないかと思っております。

市長、どうですか。市長もこういうことに関してはある意味ではプロだと思うものですから、このような状態はいかが思われますか。やはり側溝そのものですね、現状、片一方は、壊したのは確かに解体時に壊したかもわからんですけど、でも、解体時に壊したんだけど、その縁が切っていないために一緒にくっついていった。その縁を切らなかった施工というのは、極端なことを言うと、これは今言うように民間だけに責任があるのか。私は民間だけに責任があるとは言い切れんと思います。やはりそここのところにそのような状況でなったことに関しては、やはり行政側も僕は責任があると思う。だから、一緒にくっついていっているのを離して取れと云って、そこに縁が切れていればそれは民の解体の責任ですけれども、くっつけちゃっているということに関しては行政側の施工上の問題も僕はあると思います。その辺の施工上の問題というのに関しては、市長もその辺ではプロだと思いますから、よくこのことに関してはわかると思うものですから、少し市長なりの御答弁を願いたいと思います。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 今、市の管理します側溝について一部いろんな問題があるというところから御質問をいただいております。そのことにおきまして、都市整備部長の方からお答えをさせていただいております。これまでの対応等々もお話ししたところでございます。そんな中におきまして、私としてどのように考えておるかという御質問でございます。

できればこれまでどおりでお願いしたいと思いますが、私も現場を見ておりません。また現場を見まして、断面が少し小さくなくても中で支えることもできることでありますので、そこら辺も踏まえまして、一度現場を私も見させていただきまして、そして担当の方とも協議をしていろいろ対応してまいりたい。このように思っておりますので、よろしく願い申し上げて答弁とさせていただきます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） そのようなことで、よく精査しまして、やはり前向きな形をとっていただきたいと思っております。苦労しているのは何にも罪のない市民なものですから、ぜひその辺で、市長、よろしく願います。

さて、次の質問ですけれど、これは前回も私はインターネットの設備をつくってほしいという、本田コミュニティーにという形で質問をさせていただきました。そのときの林次長の答弁は少し違っていましたけれども、それに反論するつもりはありません。

私は議員としての一般質問権を行使して、市民のニーズにこたえる、そのための一般質問をさせていただいております。それに関して、誠実、誠意ある答弁をお願いしております。ですから、このインターネットを本田コミュニティーというのは、市民の、全員ではないんですが、ニーズもあります。瑞穂市にインターネットが、市民が使って学習をしたり情報を得たり、いろいろなことのできるものが入っていない。ならば、本田コミュニティセンターにインターネットの設備をすれば、何も全市の施設につくれと言っているわけではないわけです。なぜならば、そこに特徴を、常に総務部長も市長も言われておると思うんですけども、その特徴のあるセンターをつくれれば、そこへ行けば、さっき言われた5キロ四方ですか、インターネットで学習をしたりとか、それについてやりたいというならば、ああ、本田コミュニティーへ行けばやれますと。牛牧の南部はプールがありますよと。アスレチックというんですか、器械的なものもありますよと。そのような特徴を出しながらいくことに何ら抵抗は私はないと思っております。

そのような観点で、私は本田コミュニティーにインターネットをということをお願いできないかと。市民のニーズもあって、その活用方法は、何も市が民間を圧迫して教室を開けとかそういうことではなくて、いろいろなボランティアが利用したり、情報を得たり、そこで学習をしたりするのに一番いいんじゃないかと。そういうような観点から、インターネットを本田コミュニティセンターにということ再三にわたり質問をさせていただいております。

そのような観点で、私は本田コミュニティセンターのセンター長に会いました。インターネットの家庭と同じようなものを入れて、その管理は入ればさせてもらおうと。先行的にそういうことがあれば、これからの利用は多くなることでしょうし。だから、それを使用した方に関して、例えばあそこに調理施設があると。それを使用した場合は、電気代も食うし、いろいろだから高くしていると。そのような観点から料金設定をすればいいんじゃないかと。セキュリティーもかける方法だってありますし、いろいろなことで、やることをやればできると思います。これに幾らお金がかかるかと、設定、維持費にですね。コミュニティセンターの利用が少ない、そして利用率を上げるとかいろいろ言われるならば、やはりそこに特徴を出して、あちこちへつけるんじゃないかと、そこの1カ所でいいじゃないですか。

まずそのような観点で、私は、議員としてこの一般質問、市民の代表としてここで一般質問をするということに関して誠意ある御答弁をお願いしたい。まずはその答弁をしていただいたことから私なりの質問をあればさせていただきます。御答弁願います。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） それでは、インターネットについて、私の方も工事費とか維持管理費等、一度調査をしてみました。おおむね三つぐらいの方法があるかと思っております。インターネットを利用してパソコン研修もある程度できるような感じだと、工事費で120万円

ぐらい。維持管理費は、どの方法にしましても、プロバイダーの契約とか月額の使用料で大体毎月約1万円ぐらいかなと思っております。二つ目の方法としましては、だれもがインターネットができる設備ということで、インターネットのようなコーナーをつくってパソコン1台を含んで約70万円ぐらい。また、公衆無線LANですね、そんなことも考えますと約65万円前後と、このような方法があろうかと思っています。

確かに今、インターネットはほとんどの方が利用されて、4人に3人の方が利用されておりますし、各家庭にはほとんどのお宅が入っておると思います。それから公衆無線LANにつきましても、鉄道、空港、ホテル、喫茶店等、そうしたところへもかなり増加をしているのは事実でございます。また一方、最近では携帯電話の機能が随分よくなってきて、パソコンに近いインターネット接続機能を備えたスマートフォンなどもかなり普及してきております。こうした状況を考えますと、このインターネットの利用設備をどこまで整備するのがいいのかどうかも含めて、私どものコミュニティセンターどうこうだけでなく、全体の中で考えるべきかなと、そんなことを思っております。この近辺ですと、大垣市の情報工房さんが自由に使えるような設備もできておるようでございます。市では今のところは図書館2カ所ということでございますので、こうした質問の機会を得ましたので、また十二分に考えてみたいと思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 私は、図書室にあるような個人的な形でのインターネットを使う施設をと言っているわけではないのです。それを勘違いしてはいかんですよ。だから、それに関しては、個人的なもので使うならいろいろな問題点が多分にあると思います。だから、それに関しても、公の形で、そこでいろいろサークルをしたり、いろいろな形をしたりする、そういうような形のできるインターネットの接続だけでいいわけです。家庭のインターネットと同じことです。何も難しいことを言っているわけじゃない。家庭の云々で百万もかかっていますか。かかっていないでしょう。そんな難しいことを言っているわけじゃないんですよ。簡単でしょう。インターネットの接続設備をして、プロバイダーや抑制、いろいろな設備とかがあれば、それに関してクリアする方法だってあると思うんです。系列を別にすればですね。

そのような観点から、何も市のあちこちに入れよと言っているわけじゃないんですよ。こんなもん入れておいて、センター長だって、管理はできると、入れていただければという前向きな話がお話に来るのに、ちょっとも総務部長の話は前向きじゃない。そんなことで、市民のニーズをどう思うんですか。自分たちの行政側の機能強化はしながらも、市民の皆さんの文化的な向上に対する設備だとできるのか。こんなことが瑞穂市の行政の姿なんですか。

私は、そのような答弁ならもう少し言いますよ。私がこの質問をしたときに、総務部長はど

うですか。インターネット、本田コミュニティー以下、行政側としては入っているじゃないですか。この答えを私が一般質問したときに答えましたか。それに関して言えば、コミュニティセンターにインターネットを云々すればというのは、行政側のことも含めて僕は質問しているはずですよ。それに関して、去年の11月に工事は終わってこの4月か5月に使用を開始している、この答弁はされましたか。自分たちの機能に関しては、自分たちの使いやすいことに関しては入れておいて、市民のニーズ、欲しいということに関しては、量の問題だ、あれの問題だ、これの問題だ、逃げているだけじゃないですか。さっきも言ったように、一般質問することに誠実、誠意に答えているんですか。それは私にとっては行政側の傲慢としか思えないんですよ。違いますか。あるものを、例えばそんだけ質問して云々だったら、私はまだこれに関して言えば、まだ行政側の誠意というのを感じておったわけですよ。それが一片の、こういうものが入っていますと、行政としては。その情報は、センター長に言わせれば、インフルエンザのあれがあったときに引き出して見たりすることができる。そういう機能を入れておるんだと。そういうものを入れておること自体に関して、私の一般質問のとき、何ら答えていないじゃないですか。議員を侮辱、ばかにしておるんですか。違いますか。意味が違うというんなら意味が違うと言ってくださいよ。どういうことか答弁してください。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 私ども本田のコミュニティセンターにインターネットを引いてあるのは、基本的には事務の執行に係るものということで、市民の皆様にご利用いただくという観点では少し当初は違っておると思います。それから、事務でどの程度までというのがありますがけれども、いろんな問題がありますので、私どものセンター長がどのように説明したかは確認する必要があるかと思っておりますけれども、やはり市の全体、コミュニティセンターのみならず、市の全体の建物の維持管理の中で十分に調整する必要があるかと思っておりますので、そのあたりを御理解いただきたいと思っております。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） 答弁になってないと言うんですよ。そうでしょう。入れたことに関しては私は何も無い。ただ、今言うように、私が一般質問でインターネットの必要性云々でいろんなことを言っているんだから、市としてはそういうふうに入れておりますけれども兼用はなかなか云々とか、いろいろ答弁するのが当然じゃないですか。それを、いや、関係ないんだと。堀議員の一般質問には全然関係ないと。何も答弁する必要ない、そんなことは必要ないと。これはまさに行政の傲慢、違いますか。副市長、答弁してください。

議長（星川睦枝君） 奥田副市長。

副市長（奥田尚道君） 総務部長がお答えした内容について、私らもその必然性というのは確

認しておるところでございますが、そのいわゆる住民の要望の形態ですね、使われ方、そこらに関してちょっと調べる必要はあると思います。先ほど総務部長がお答えさせていただきましたように、住民の一般的に資するためには図書館の方に2台設置しておりまして、以前は市民センターの方にもあったようでございますが、いわゆる運用上問題があるということでなくしております。図書館については管理が行き届いているということで2台設置しておるという情報は得ておるわけでございますが、本田コミュニティセンターでどのように市民の方が利用されるかということをもう少し調べまして、必要とあれば設置をするということで検討したいですが、ただ、本田コミュニティセンターに設置をすることによって他のコミュニティセンターもやはり要望が出てくるということになってきますと、その使われ方がどういう形であるかということを経査しないとイケませんので、もう少しお時間をいただきまして、内容を詰めまして御回答させていただきたいと思ひます。

〔1番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 堀武君。

1番（堀 武君） どうもピントが合わないんですが、図書館にあってインターネットを使うというのは、個人的に見て、そこから発信して使う。そうでなくて、グループ・サークル、そんならあそこでグループ・サークルというか、そういう使用はできますか。できないんでしょう。私の言っているのは、今言うように文化的な形を持っていくならば、例えば会議室に無線で飛ばして、そこからサークルの方たちがいろいろ利用したり勉強したり、文化的なことをするために必要だと言っている。個人のインターネットを開くために入れてくれと言っているんじゃないんです。

だから、私が言うように、まだ純粋に市の方を信頼していたもんですから、コミュニティセンターにインターネットの設備を入れれば、例えば災害が起きたときとか、いろいろなときの利用価値もある、いろいろな方法論もあるんじゃないかと、両方兼用の質問をしているわけです。それに関して私の言っている個人的なことだけの答弁で、聞けば、行政の仕事の一部としてインターネットは引いてありますと。私はこれを市民の方から聞いた。余りにも不誠実だと。私はこれに関して3月の議会にも同じ質問をするかわかりません。また4月以後にも機会があれば、私は徹底的にこの行政側の矛盾を、議員をどう思っているのか、一般質問権をどう思っているのか、それに誠実に答える意思があるのか、私の言っていることが違うのか。あるものを隠匿して報告しないわけですよ、私の一般質問に。違いますか。どう思いますか、部長もあって、私の言っていることは違いますか。こんなもん、こういうふうに入っていますとってもらえれば次のことが質問できるでしょう。

私は純粋に考えて、まだ行政側の立場に立って、いろいろやりやすいように、市民と行政の橋渡しということでいろいろなところでやらせていただいております。ただ、こんな情けない

答弁を行政側がすることに関して、議員の皆さんはどう思われるかわからんですけれども、こんな情けないことがありますか、一般質問する議員として。私はその辺のことを、行政は市民の公僕である。私は常にサービス業ではないと。平等の原則の中でも不平等の点も多分にあると、行政に関しては。やむを得ん点も多分にあると。それも百も承知です。ただし、今言ったニーズと、その辺のことの情報の正確な伝達と、すべてのことに関してやるのが行政じゃないですか。確実に隠匿ですよ。隠しておったんや。違いますか。

そのようなことで、もう時間もないですから質問事項としては終わりますけれども、せっかくの答弁、市長、最後に答弁願えるならしてください。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えさせていただきます。

今、議員さんの質問権について云々ございます。実は過去、私もこの市議会の席を汚しておったところでございますが、実は私の場合は、選挙に具体的なことを掲げまして、ここで三十何質問させていただきました。一つも私の議員のときは聞いていただけなかった。質問権はありますけど、聞いていただけなかったのが現実。だから、自分に倣ってはいけないということで実は出させていただいて流れを変えた、こういうところでございます。聞けることは聞かせていただきます。この問題におきましては前向きに検討するように言っておりますので、御理解をいただきますようよろしくお願いして答弁とします。

議長（星川睦枝君） 以上で、みづほ会、堀武の質問を終わります。

続きまして、新生クラブ、森治久君の発言を許します。

5番（森 治久君） 議席番号5番、新生クラブ、森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、これより以下5点において一般質問をさせていただきます。

1点目は、瑞穂市合併10周年に当たる記念式典、記念事業について、2点目は、市街化区域における総合的インフラ整備について、3点目は、牛牧（五六西部）排水機場の整備計画について、4点目は、県道美江寺・西結線ほか県道、国道の整備計画について、そして最後、5点目に、樽見鉄道の今後と発展性ある瑞穂市の未来像についてでございます。詳細は質問席においてさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず1点目に、午前の若井議員の質問等にもございました、かぶりますが、市長の平成24年度予算編成に向けての市長から職員各位に出された文書、書面の一文だけ読ませていただいた上で、以下5点を質問させていただきます。

職員に、ハード・ソフト事業の別なく、市民の声に耳を傾け、そこから市民ニーズを的確につかみ、取捨選択する力が強く求められています。そこで、平成25年5月1日には合併市制施行10周年を迎えることもあり、より一層市民に市政への参加を促し、いま一度原点に立ち返っ

て、これからの瑞穂市の10年、20年先を見据えた予算編成に臨むことを強く要望する。

そこでお尋ねいたします。瑞穂市合併10周年に当たる記念式典、記念事業についてでございます。

合併して10周年を迎えるに当たり、市としての節目であり、また今後の10年先、20年先の瑞穂市の飛躍のためにも、市としての記念式典、記念事業が計画されるべき、また必要であると考えますが、そのお考えと現時点での計画等をお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 伊藤企画部長。

企画部長（伊藤脩祠君） ただいま森議員から再来年の平成25年5月1日に合併10年になるというお示しをいただきましたところでありますが、このような状況で、市ではこの節目を迎えるに当たり、その前年である平成24年の5月から25年の5月末ごろまでを10周年期間として位置づけまして、各種記念行事等の開催を計画し、平成24年度の予算に計上をさせていただきたいと考えております。また、経常的に各関係部署で実施しておりますイベント等の事業につきましても、「合併10周年記念事業」という冠名詞をつけて実施していきたいと考えております。

さらに、記念式典というのも実施したいということで、これは平成25年度5月ごろをめどにという計画を進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

現在のところ企画立案段階でありまして、具体的な内容まではお示しすることができないのでまことに申しわけございませんが、各担当が今積み上げておる、さらに今後、予算査定の段階でいろいろ詳細に決定していきたいと思っておりますので、ぜひ皆さんの御参画をお願ひしまして、答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。ただいまは詳細な、今後のことであるので細かな事業計画等々はお伺いできませんでしたが、先ほども私が申し上げたように、10年の節目であり、また今後10年、20年、30年、将来においてのステップになるべくためにも、市民参画・協働を促すような式典事業を行っていただきたいと思ひます。

それでは2点目に移らせていただきます。市街化区域における総合的インフラ整備計画についてでございます。午前の質問でも、松野議員の方でも背割り水路の御質問がございました。重なる部分もあるかとは思ひますが、御質問をさせていただきます。

背割り水路沿いの東西道水路整備計画及び市街化区域間での整備格差の解消と均等化、そして市民が納めた税金が公正・公平に使われるためにも、総合的インフラ整備計画を立案し、計画に基づいた道水路整備計画等を進めることが重要であると考えますが、お考えをお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 瑞穂市のインフラ整備と言われますと道水路整備ということになるかと思いますが、先ほど言われましたように、背割り道路の関係の道路整備も一つあります。まだ市内には1カ所か2カ所しかできておりません。まず瑞穂市としては、道路整備計画を一昨年立てましたので、まず道路整備を進めていきたい。それと治水の安全上、水路整備も進めていきたいとふうに考えております。着実に毎年度、道路整備、水路整備も進めておりますし、幹線道路網整備も先ほど質問にありましたように順次、瑞穂市の環状道路計画もございまして、こういうものについて整備を進めていきたいと思っておりますが、なかなかそのすべてを一度にやるわけにはいきませんし、基本的には市街化区域の整備については、馬場や生津地区の方でやられましたような区画整理ですと、公園、それから道路、水路も含めて一度にできるわけです。それで今年度、一部地区については、本田地区の方ですが、八束田地域について、区画整理について年度末も含めまして今地元の説明に入っておりますので、こういうような形で、総合的な区画整理事業による整備が一番早いとは思いますが、順次市内のインフラ整備については財政の許す範囲内で進めていきたいというふうに考えておりますので、御理解をお願いしたい。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 背割り水路は、これは先ほどの松野議員のお話もございましたし、以前にも私も一度一般質問させていただきまして、ほかの議員からも質問等が出ていることかと思えます。これは一、二路線は既に整備をしたということでございますが、そのとき私が御質問させていただいたのは、絵にかいたもちにならないように、これは何十年かかる事業でございますが、そんなようなお尋ねをさせていただいたと思えます。順次後退をしていただけたところから整備をしていきますという御答弁でございましたが、これをずうっと待っていては、既に家が建っているところに関してはやはり老朽化を迎え、建てかえるときにそのようなお話がなされるのであろうと思えますが、いずれにせよ今現状は一、二路線であるということですが、すべての条件が整っている箇所は今現在あるのかないのか、お尋ねしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 背割り道路につきましては、整備できるような状態にあるところはほとんどないというふうに言ってもいいかと思えます。さきの質問でありましたように、市内、今年度、23年度ですが、35カ所それに該当するところがありますが、そのうち後退部分もありますし、協力できないというところもございまして。瑞穂市内の旧の穂積地区については大半のところはそういう指定がしてございますので、都市整備部としては開発とか宅造、こういうところについて指導をしておるわけですが、区画整理をやらないという形で、ちょうど30軒ずつに水路が、大半のところは旧の土地改良事業ですので、10軒、30軒の区間がほとんどで

すので、30軒ごとに水路がありますので、ここを道路側溝と、それからもう少し大きい排水路のかわりになる水路に伏せてやるという計画ですが、今の中ではまだ、水路よりも、道路の方がまだできていませんので、道路整備計画の中にもありますように、まず区画道路を先行しておりますので、なかなかそちらへ手が回らないというのも実情ですし、いま一度見直しも含めて検討、そして整備の手法を考える時期に来ているのではないかというふうに思っておりますが、同じ話になりますが、過去からこれは長い歴史の中でこういう事業を進めていますので、後退していただいた方もございますので一遍に見直しというわけにいかないと思いますが、当然そのあたりも検討する必要がある時期に来ているのではないかなというふうに考えております。以上です。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 今の背割り水路沿いに、近年、たくさん開発され、宅地化がされております。そんな中で、よく部長も、また執行部の皆さん、また議員の皆さん、また傍聴席にお見えの市民の皆さんもよく御存じであろうと思いますが、そこに開発道路として南北に通り抜けできるような道路があるのであれば、将来、背割り水路が道水路の整備で有効活用ができるやもしれませんが、中には、今、なるだけその土地が有効活用できるように、水路に面したところに宅地化開発をされて、そこに住宅を建てられるというような形態も多々見受けられると思います。そのような宅地造成がされていった中で、20年、30年先に本当に東西道路が必要になるのか、背割り水路沿いの水路が道水路として必要になってくるかという点、今まさに、市がその方向性をしっかりとお示しされた中で、土地を活用していただくようなことをその土地の所有者、または事業者ですね、開発業者等にお示しされなければ、そんなときに家の背面に道路がある、また片や庭の前に道路がある、玄関先にもならん、勝手口にもならんというような道路ができて、僕はこれは本当に望ましいことなのかなと思います。今できれば、それは大きく土地活用がいろんな多方面において活用できるであろうと思いますが、その時点では遅いことになるかなと思いますが、その点はいかがお考えですか、お尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 福富都市整備部長。

都市整備部長（福富保文君） 議員の言われるところはごもっともだと思いますし、区画整理をやらなければ、今のような背割り道路を道路として活用するというのが一番有効的な方法です。市街化区域が市街化区域の用をなしておりませんので、これを整序するにはその方法が、地区計画からいろんな制度を活用してそういう形でやるのが一番有効な方法だと思いますが、現実、なかなか市の方もそこまで投資ができない状況にございますので、まず土地を買うことが、買うことすら皆さんの協力を今いただき、午前中にも松野議員からもございましたように、土地を買うのですら市民の皆さんにおんぶしている状況にございますので、そういうところか

らでも進めていきたいというふうに考えております。先ほど言いましたように、見直しも含めて地域ごとによく精査をする必要がありますので、都市計画審議会、また議員の産業建設委員の皆様方とも相談して、何らかの方向性をきちんと出す必要があるのではないかと思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） よくわかりましたので、その点、先ほどの私が冒頭に申し上げた、10年、20年先を見据えた予算編成に臨んでいるのであれば、10年先、20年先に間に合わないような計画等を持たれておっつては、それこそ本末転倒になるのであろうと思っておりますので、その点十分に精査されて、地区によって必要性のないところ、また必要性の最大限優先しなければならないところを見きわめていただきたいと思っております。

また、苗場と言われるところですね、これはどの地区においても近年は農業に従事されないというような見通しの中で宅地化が進んでおります。ここにおいても地区の格差ができております。中には、苗場の前に十分な宅地化ができるような道路を整備されておられるところもありますし、まだまだそのようなニーズ、要望がある中でもいまだに未整備のところもあると思っておりますので、その点も十分に注視した中で整備を進めていっていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。牛牧（五六西部）排水機場の整備計画についてでございます。

整備計画がおくれております牛牧排水機場において、国・県との協議内容及び整備計画の進捗状況についてまずはお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） それでは、ただいま御質問ございました牛牧（五六西部）排水機場の協議の内容、それと進捗状況についてお答えしたいと思います。

牛牧排水機場、五六西部排水機場とも言いますが、これにつきましては、花塚排水機場、それから別府排水機場、現在工事をやっておりますのが花塚、それと今計画中でありますのが別府排水機場でございます。これらと同様に、設置後50年以上が経過しております。ちょうど昭和32年にこの牛牧排水機場はつくられておりますが、老朽化による補修などを行っておりますけれども、議員御指摘のとおり、万全な状態での操作なども懸念されるところであると思っております。このため、県及び国へ改修に向けた現状を伝えているところでございます。この牛牧排水機場は、県が管理します起証田川から国土交通省管理の五六川下流部、上流部は岐阜県管理になっておりますけれども、ここに排出されますけれども、排出先の五六西部排水機場の下部では、犀川遊水地内でございます犀川排水機場、これが第3排水機場、それから統合排水

機場がございます。これらの影響を大きく受けることとなりますので、犀川流域の内水排除の一体的な整備を要望しているところでございます。

まず進捗状況でございますけれども、犀川遊水地内でございます排水機場ですが、国におきましては、老朽化しておりました犀川の第1排水機場、それと犀川の第2排水機場にかわる犀川統合排水機場がことしの6月に完成となったことは記憶に新しいかと思えます。現在はこの第1排水機場と第2排水機場の撤去を今年度から着手し、平成24年度内に完了予定と聞いております。ちょっと契約状況を見てみますと、平成23年10月6日から平成25年3月15日までを工期として、約4億1,000万でT S U C H I Y A株式会社さんが受注されております。また、排水機場の撤去後は、天王川と犀川合流点でございます墨俣城の周辺で未整備となっている箇所を整備を進めると聞いております。

議員御指摘の牛牧排水機場は、五六川下流部に隣接設置されておきまして、五六川の改修の影響を受けることが予想されますことから、今後、国において五六川と犀川合流点の堤防の検討を進めると聞いております。また、当排水機場は、犀川遊水地の五六川取り付け区間に近接し、県管理区間でございます牛牧閘門の整備計画によりまして、この取り付け区間の影響線、計画線が現況堤防より変わる可能性でございます。このため、県では今年度より、直轄区間と県区間の境でございます牛牧閘門については歴史的な建造物ということもございまして、閘門周辺を対象としました五六川河川改修概略検討に着手し、関係機関と協議に入っているところでございます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 進捗状況も今の御答弁の中でよくわかりました。ただし、今お聞きしておりますと、犀川第1・第2の撤去がされた後、今その撤去工事が平成23年10月6日からの工期で25年3月25日ということで業者の方へ発注され、既に着手をされているということでございますが、またその後は墨俣城付近の整備を施して、先ほどのお話にございました起証田川から放流する五六川、また犀川遊水地等、また五六川の牛牧閘門等の整備計画をもって排水機場の総合的な詳細計画に入るというような御答弁であったかと思えますが、それではよろしかったですね。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） そのとおりで結構です。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） そうすると、こう指を数えますと何年先になるのかなというような懸念をする次第でございますが、牛牧閘門は私も常々、前からも一般質問の折にも御質問させてい

ただきました、今現在、花塚の排水機場が整備に入られて、能力はアップはしないということでございますが、それなりに50年前の排水能力と現在の能力では、当然その能力的なものの数値のアップは多少あっただけで大きくはないということでございましたが、当然、短時間で排水をすることになるかと思えます。そうすると、やはり牛牧閘門でもともと、今閉めているようなことで、もともとは長良川の逆流を防ぐための樋門として設けられたのが今の牛牧閘門でございますので、あそこでどんと狭くなっておるんですね。そうすると、その計画は墨俣城の付近の整備をした後だということでございますが、それが果たして、花塚の排水機場がここ一、二年で整備が完了するということになりますと、三、四年間は少なくとも、その後ですから、26年、27年から後の二、三年は五六西部の排水機場、牛牧排水機場が未整備のまま花塚排水機場が運転されることになるかと思うんです。その辺の危険な、安全面も含めて、危険・安全率も含めてどのような見解をお持ちか、再度お尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 施行の順序につきましては、国土交通省さんの方が行われておりますのでなかなか詳細にはわかっておりませんが、その内容から私が推測させていただきますと、まず統合排水機場というものができまして、この能力を最大限生かすためのものとして、先般行いました新堀川の放水路とか、そういったものがございます。それから犀川が、ずうっと下流の方に行きますと、ちょうど一夜城のあたりから下流へいくものと、それから統合排水機場と第3排水機場を動かすことによりまして上流部に流れ込みます。この上流部へ流れ込む断面が小さいものですから、本来ある能力が生かせないまま排水されるということになります。ということは、その上流部にございます五六川自体の水位が下がらないということがございますので、優先順位としましては、まず断面を確保し、犀川の統合排水機場、第3排水機場の能力をいっぱい使っていただきたい。その後五六西部の排水機場という順序になるかと思いません。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 水は上流から下流へ流れるものですので、下流の整備がしっかりとされない中では、確かに今の調整監がおっしゃられた、見識のあられる中で、あくまでも国の事業、また県の事業ということでこの牛牧排水機場は整備計画がなされるであろうと思っておりますので、その点は十分に理解するところでございますが、やはりこちらも50年優にたっておる排水機場でございます。そんな中で、自然災害というのはいつ何どき起こるやもしれませんので、少なくとも瑞穂市として、そして流域の市民の皆さんの大切な生命・財産を守るべく、行政の役割として国・県へは一刻も早い整備の要望を引き続きお願いしたいと思うと同時に、今まで国・県の整備でお願いする事業であるということでの最後まで待った事業でございます。中途

半端な整備にならないように、先ほどの牛牧閘門の整備も含めて、五六川の流末、また起証田川から五六川、犀川への流水断面もしっかりと確保できる中で、総合的な整備計画を持っていただき、また今現在はこの牛牧排水機場においては、本来なら国の事業また予算でかんがい事業として整備された排水機であるにもかかわらず、下畑の地元の皆様が初め牛牧の皆様が日常の維持管理、また運転、機械の操作においても行っていただいておりますということを考えますと、整備された後は、先ほどの犀川第3排水機場、また統合排水機場のように、宝江川排水機場等のように、国・県が管轄する1級河川であれば、やはりそこは出水時も含めて日常的な管理を国・県が責任を持つ中でやっていただけることを望むわけですが、いかがその点についてはお考えでしょうか。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 牛牧排水機場につきましては、花塚排水機場、それから別府排水機場と同様に管理をされていくものと思っております。なお、牛牧排水機場につきましては、今回、犀川調整地を整備するに当たり影響が出る、そのために補償をしますよということで、従来国の方でやっていただく、あるいは県の方が関与するというございますので、そのあたりを一度御確認いただきたいと思います。

それから、今後も河川管理者と慎重に協議を重ねまして、大変財政厳しいとは思いますが、今までどおり要望を続けていきたいと思っております。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 最後に、この牛牧排水機場は、やはり五六西部の皆さんにおいては大切な排水機場でございます。何か花塚排水機場、また別府排水機場にとりおくれたような形で、今のお話ですと2年、3年先ではまだまだ整備が、詳細な計画はもちろんのこと立たないのが現状かというようなことでございますので、もう一度この瑞穂市の行政首長であります堀市長に御答弁をいただきたいと思っております。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 五六西部の排水機場にかかわりまして御質問をいただいております。それぞれ御質問に対しまして岩田調整監の方から御説明をさせていただきましたのが、現況の状況でございます。

実はこの瑞穂市は、御案内のように51年の9・12から、ちょうど35年を経過いたしておりますが、その間、ありがたいことに本当にこれという水害もなく今日まで来ております。もちろんこれまで犀川の統合排水機場第1・第2を初めとしまして統合廃棄場の整備等々、そういうこともございますし、ゲリラ豪雨も降っていないと。こういったところから、今のところは大きな災害は起きておりません。

私は、特にこの統合排水機場の新堀川の関係におきまして、本当にこれはゲリラ豪雨があったらとんでもないことが起こるといふ懸念をいたしておりました。そんなところが、何とかこれは自分の任期中にということ、整備をお願いしたい、国や県がやってやろうというときに市の方で用地買収ができません、こんなことでは申しわけないということ、何とかということ、一生懸命取り組ませていただきました。ようやくそれもできまして、ことしの6月28日に完了の竣工式を行ったところでございます。それにあわせて、それができたものですから、花塚をことし計画させていただき、来年度は別府というところでございます。

そんな中におきましての五六西部の排水機、本来はこれが終わりましたら本当に五六西部の方へお願いしたいところでございますが、実は木曾上の方におきまして、墨俣の一夜城の東側ですね、ここの水路が上へ上って統合排水機場の方へ水が吸い込まれるわけでございます、これだけの断面ではとても犀川の水が吐けないということ、ここに一夜城がございます。ここにあれがあります。この間にもう一本細い水路がございます。これをきちんと整備して水が十分に排水機の方へ行くようにと、こういう計画をされております。それが終わってからこちらというところでございます。

私は、このことも知らなかった、先般、木曾上の方から聞いたわけでございますが、実はこの工事をやりながらこちらの工事もやってくださいよと、こういったことを強烈にこれから要望活動したいなど、このように思っておるところです。それには、木曾上でございませぬ、県の方が五六の今の閘門の関係とかそういったところで、そういったのを早く計画を立てていただく。それによって、こちらとあわせて国の方でやっていけるような計画が出てくると私としては思っておりますので、県の方へこの議会が終わりましたら即強烈にお願いしてまいりたい、このように思っておるところでございます。

一年でも早く着手をしたいというのが私の考えでございます、本当に今はゲリラ豪雨がないもんでいいんですが、もしあの9・12のときのような雨が降りましたら絶対に今の排水機ではどうなるか自信が持てません。そんなところから、それまで何とかないように私としては祈っておるところで、一年でも早く着手できるように、またその起証田川におきましても県の管理でございます。いろんな事業も考えておるところでございます。そういうことも考えますと、余計に一年でも早く着手がしていただけるようにしっかりと要望してまいりたい。そのことを申し上げまして、私の答弁にかえさせていただきます。以上でございます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。いずれにせよ、今市長に御答弁いただいたとおり、一年でも早く整備がなされるように、またその折には地元としっかりと協議をしていただいた上で整備に臨んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に質問させていただきます。県道美江寺・西結線ほか県道、国道の整備計画についてでございます。

市民の重要な主要道路であり、かつ、ふえ続ける子供たちの安全・安心な通学路として、また企業誘致を進める上でも、現在ＪＲ線により交通網の分断を余儀なくされている県道美江寺・西結線高架下拡幅整備が重要であると考えますが、市としていかがお考えかをまずはお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） お答えいたします。

現在、一般県道美江寺・西結線におきましては、県道路維持課の方になりますけれども、平成22年度より県が唯一の新規事業となりました十九条の交差点の改良計画がございます。また、これは県の河川課の方の関係になりますけれども、犀川河川改修計画の一部でございます下犀川橋のかけかえに伴い、当該県道のＪＲ高架部北側で交差点改良で行われております。また、国土交通省関係では、一般国道21号が県内地域間の流動台数が最も多い岐阜と大垣の間でございます。朝夕の通勤時間帯には多くの箇所では交通渋滞が発生していることを踏まえまして、6車線化の要望を行っております。これによりまして、下牛牧の交差点もこれにあわせ改良されるのかなというふうに考えております。

これらの整備が進みますと、各交差点が改良されることで、ＪＲ高架部にあつては、議員御指摘のとおり、これまで以上に不便さや危険性が際立つことになると思います。このため、市としましても県土木へ毎年要望活動を行っております。なお、県からは、犀川の河川改修計画によりＪＲ東海道本線の切りかえが発生する、これに伴い、影響範囲が県道のＪＲ高架部、今御指摘の箇所でございますけれども、ここに及ぶこととなりますので、これにあわせて改修したいということで回答をいただいておりますので、報告させていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） この後に国道21号線のこと御質問させていただこうと思っておりましたが、国道21号線が、今、片側2車線ですね、4車線であるところが6車線化された後には、今現在のＪＲ高架下ですね、県道美江寺・西結線においての。こちら側、今以上に交通を分断するとか、安全面も含めて支障を来してくるのではないかということの御答弁でございました。

そんな中で、犀川にはもう一つ、ＪＲの陸橋が犀川改修に伴った事業として計画があるかと思えます。以前は、この犀川にかかるＪＲの陸橋とあわせてＪＲ高架の県道の拡幅というようなことをお聞きしておったことがございます。これは、犀川改修も随分おくれております。県の方も当然限られた予算の中で、税収も減る中で、随分進捗状況も鈍化しておるのが現状かと

思います。そんな中で、やはり地元住民、また企業誘致においても、JRから北側においては工業地域であって、今現在も多くの運送会社等々が進出をしていただく中で一つの工業地域として形成をされておりますが、このJRによって分断されているということで、やはり企業が進出するにも、なかなかそれがネックになって進出できないというようなことも聞いております。

やはりJRの高架下の整備計画ですね、県道の。こちらを一つの単独の計画として県の方に強く要望していただくのが、瑞穂市の企業を誘致する上でも、また地域近隣の住民、また子供たちの通学路として活用できることにもつながると思いますので、その点を十分に優先した中で要望をしていただきたいと思います。市長はどうお考えか、お尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 私の方からお答えします。

美江寺・西結線の関係でございます。東海道線の下の関係ですね、この関係について御質問いただいております。

御案内のように、昭和伝説でございましたあそこの拡幅も、私が出させていたしまして即県の方へ対応をお願いして実は整備できました。今度はいよいよ本線の下でございますが、実ははっきり申し上げまして、県の財政、県道でございます、県の財政は御案内のとおりでございます。新規の事業とかそういったことは全くできんような状況でございます、継続の事業でというところで、なかなか新規の事業に手をつけていただけない。なぜかといいますと、はっきり申し上げておきますが、これまで県の方、平成の十二、三年には大体240億ぐらいの土木事務所の予算でございました。現在、去年で約90億、ことしでは68億ぐらい、そのぐらいどんどん減っている。これが6市3町、岐阜地域ですね、人口80万の地域をしておりまして、到底新しい新規の事業は無理であります。私どもは本当に市内のいろんなことを県の方へ要望しておりますが、はっきり申し上げましてなかなか新規は無理でございます。この事業はまだまだとても要望しましても、私としましては、はっきり申し上げまして、優先度もいろいろございまして、なかなか厳しいという感触を受けております。要望はしっかりとさせていただきますが、なかなか厳しいと、そのことだけ申し上げまして私の答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 厳しい、厳しいと3回、4回もお聞きいたしましたので、少しは厳しくないであろうという案件の方に移らせていただきます。

市長のファーストステージのマニフェストには、安全・安心な明るいまちづくりという施策の一環で、防犯灯、街路灯の設置拡充の事業がございました。こちらは執行部の方の評価基準には達成した事業ということで御報告をいただいております。

しかしながら、市道である部分には、本当に明るく、安全・安心なまちづくりに結びつくような街路灯、また防犯灯の設置ができておる、またできつつあるというようなことの認識は私もしておりますが、県道、国道、例を挙げますと牛牧・墨俣線においての、現在では牛牧の小学生の子供たちが登下校をしておる県道牛牧・墨俣線でございます。こちらは、上は県警の県道美江寺・西結線とぶつかるところから、新しく新犀川橋ができ上がったところへつながって行って墨俣城の方へ行く路線でございますが、こちらは県の県道でございます、また下、五六橋からは河川が国交省の管理になるところでございます。

そういう中で、長く、こちらに子供たちの登下校、また近隣の方の生活道路として、墨俣の桜高校へ通われる高校生もおられます。また日常の生活道路として多くの方が使われる中で、街路灯、防犯灯がなかなか設置していただけないというのが現状であるということを経験の方からも聞いております。その辺を、やはり市民にとっては、市道も県道、国道も、大切な道路ということでは同じ思いでおられると思います。どうして県道、国道には設置できないのか。これは当然、河川堤防でもございますのでなかなか一丁両端にはいかない部分もあるかと思いますが、本当に必要なところには立っておるのが、墨俣の桜まつりをやる場所ですね、これは同じ条件の中で立っておると思います。そこを考えると、なかなか要望の仕方、お願いの仕方がうまくいっていないのかなと考えますが、どうお考えかお尋ねをいたします。

議長（星川睦枝君） 岩田調整監。

調整監（岩田勝之君） 現在、御指摘のお話としましては、県道でございますので、これは道路管理者の方でございますね、こちらの方が使っております道路構造令に基づき、その設置が可能かどうかを判断しております。これは、照明灯等がつくことによって道路が狭くなるというようなことも危険でございますし、またそこが見えなくなるということの視距性が悪いということも懸念されますので、そういったことも多分判断しながら許可がおりていくものだと思っております。また、河川につきましては、河川管理の手引と申しますか規定にございまして、これに基づき多分許可がおりてくるものと思います。ここで一番懸念されますのが、照明灯など基礎がございませうけれども、この基礎が堤防に入ることによって堤防が弱くなること、これが一番懸念されておりますので、こういったことに注視しながら判断がなれるものと思っております。これらではございませうけれども、市の実情を伝えまして今後要望していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

〔 5 番議員挙手 〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5 番（森 治久君） ありがとうございます。引き続きしっかりと国・県への要望、また折衝をしていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは最後になりますが、樽見鉄道の今後と発展性ある瑞穂市の未来像について御質問を

させていただきます。

瑞穂市が今以上に発展・発達するために、また10年、20年先を見据えた瑞穂市の将来ビジョン、未来像を考える上で、存続が危ぶまれる樽見鉄道への対応、支援、そして活用等を瑞穂市としていかがお考えかをお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 早瀬総務部長。

総務部長（早瀬俊一君） 今、森議員さんから御質問のありました、とりあえずまず樽見鉄道の現状の方を少しかいつまんで御説明したいと思います。

樽見鉄道さんにつきましては本当に非常に頑張っておられまして、平成22年度の収支決算の中でも、経費の中では特に人件費等は7.3%の節約をしておられまして、国・県、沿線市町村の補助金などを含めてではございますけれども、一応黒字ということで営業努力をしておられます。ただ、今後でございますけれども、車両更新の時期が来ておりまして、経費が非常に膨らむことが見込まれているというのも事実でございます。一般的に経費の削減については、もう人件費の削減はかなり限界に達しておるとというのが事実で、その中で本当に非常によく頑張っておられるのではないかと考えております。

また、経営の価格等の高騰が非常に続いておりますし、通勤・通学の利用者の減少にも歯どめがかかっていないという状況で、非常に厳しい状況であるというのは事実でございます。その中で一生懸命、特別企画等を計画しておられます。私どももそうした計画については広報「みずほ」等でもお知らせをしておりますし、できる限りのことはしておるのではありますけれども、非常に状況としては厳しいという状況がございます。今のところ私どもが出している補助金というのは1,000万円に固定資産税を加えた額を補助しておるということで、22年度は1,083万4,720円ということを補助しておるわけでございますが、そうした厳しい中、今後どうしていくといいかということでございますが、私どもの市長の方からちょっと答弁をさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） ありがとうございます。残りも10分しかございませんので、やはりさきにも本巣市においては、同じ沿線市町ということで、樽見鉄道の支援を継続するというのを今議会の12月議会で藤原市長が言明をされたということでございます。5市町がございますので、瑞穂市、本巣市、北方町、揖斐川町、そして大垣、この沿線5市町でしっかりと協議をしていただくことは大切であろうと思いますが、やはりそのまちまちによって、その必要性であったり、将来においての可能性を秘めた鉄道交通網であるかということの温度差はあると思います。大垣においては前年度に協議をされた中でも難色を示されておるとするのは、こちらのさきの12月8日の岐阜新聞でも明記されております。瑞穂市が今後10年、20年、30年、50年先

を見据える中で、これは瑞穂市だけではないかも知れません。広域、本巢、またこの近隣他市町が将来において一つのまちとして形成するときには、しっかりとした樽見鉄道のあり方というものが、今、大切な時期ではないかと考えます。

そのようなことを考えた中で、横屋の、今現在ございますバイパスと横屋の間の調整区域でございます、こちらがまだ未整備で、住宅も5軒か6軒ほどしか建っていないのが現状でございます。こちらの開発と含めた中で、横屋駅からJR東海の鉄道まで樽見鉄道をつなぐ形で存続させ、そしてそこに一つの一大商業地域、また都市地域を形成されるということが、今後、瑞穂市として将来においての発展性ある施策になるのではないかと考えますが、夢を語るのも政治家として市長として必要であろうと思いますので、その点をいかにお考えか、市長にお尋ねいたします。

議長（星川睦枝君） 堀市長。

市長（堀 孝正君） 樽見鉄道の継続か廃止か、そういうことに絡みましての御質問であろうかと思えます。

この樽見鉄道におきましては、二、三日前に本巢市の市議会一般質問におきまして市長の方から答弁がありましたとおりでございます。この鉄道の廃止云々は、何といたしてもやはりすべてこの運命は本巢市にかかっているところでございます、本巢市が存続ならば瑞穂市は当然継続をしていかななくてはいけない、このように思っているところでございます。

現在、樽見鉄道の延べ利用者数は約年間60万人でございまして、瑞穂市の延べはどれだけかといいますと8万人でございまして。そこで、瑞穂市は1,000万円の要するに補助をしておるわけでございますが、私どものバスは3路線走らせておりまして四千何百万使っておりますが、年間5万人乗るか乗らんでございます。ところが、この樽見鉄道は1,000万で8万人、延べでございますよ、8万人利用しているところでございます。本当にこれはもう本巢市次第でございます。そのことをはっきり私はいろんな会議で申し上げておるところでございます。

そういう中での、それじゃあ存続するならという夢は持っておらんのかという御質問ではないかと思っております。実はこのことにおきましては、過去、巢南の町長のときに、あそこに巢南駅をつくりまして樽見鉄道をそこへどんとつけるという計画で、そのまちづくりも区画整理で整備をしたいということで平成5年あたりからしっかり取り組んできたところでございますが、御案内のように、市街化でございますから当然まちづくりは区画整理でやる。区画整理ということは、どういうところがそういうまちづくりをしてあるかということ、これは御案内のように、この瑞穂市におきましては生津地区が区画整理でできておりますので、道路も水路も河川も公園も一遍にやはり整備がされますし、そして幹線道路ですね、都市計画街路事業の道路は国の補助金によって用地費からその道路の施工費も出てくるわけです。大きな補助金がついてまいります。本来でございましたら、やはり市街化のまちづくりは区画整理事業で整備を

しなくてはいけない。このいい例が、北方町がすべてその整備手法でやっておりますから、きちんとした整備がされておる。これも御案内のとおりでございます。

そんな中におきまして、旧の巢南におきましては、28%の減歩がどうしても土地をお持ちの農家の皆さん方が協力ができない、もうわずかのあれでございましたが、できなかった。ここに区画整理で駅をつくってという、これは千載一遇のチャンスでございました。100年に一度あるかないかのチャンスでございました。そのチャンスをつぶしたわけでございます。そういう一つの経過がございます。今、あの地域の皆さんは、なぜやっておかなかったかと皆後悔をされておるのでございます。そのときに、やはりまちづくりをするなら、最終的には地権者が決めるんだというところで、もちろん地権者でございますが、やはり強いリーダーシップを持ってやっぱり進めなくてはいけない。もう少ししっかりとしたあれで進めなくてはいけなかったなという反省もいたしておるところでございます。

そういう中におきまして、樽見鉄道が存続ならばどうかというところでございます。私は一度そういった経過を踏まえております。これは本巢市の方がこの存続で前向きでございましたら、十分その協議をする、そういう気持ちは十分持っております。やはりあくまでもこの問題は、今、旧本巢郡の人口も、合併前には9万8,500ぐらいと私は記憶しておりますが、現在では10万6,000人でございます。そういう10万6,000人の中でそういったことが考えられないか協議をする、そういう用意があるのではないかとすることは思っております。

また、今のバイパスまでの間のところにおきまして、実はある企業の進出が出ておりますが、土地利用がなかなか市に権限がございません。すべてこれは県でございます。県が認めれば、本当にこれは有数な企業でございますが、できるわけです。そこら辺のところを、合併しまして財源と権限を与えと言いましたが、権限は何もまだ与えていただけていない、市では何ともならない、そこら辺の県のあれもクリアをしなくてはいけない。そういう諸般の事情をいろいろ考えなくてはいけない。

いずれにしても、今御質問がありましたことは、はっきり申し上げまして、やはり広域の中でしっかり協議する問題ではないかと、このように思っておりますので、よろしく願いを申し上げて答弁とさせていただきます。

〔5番議員挙手〕

議長（星川睦枝君） 森治久君。

5番（森 治久君） 今、企業が進出のお話もあるということでございます。おっしゃっていただけて差し支えがなければ、企業名をおっしゃっていただけたらまた瑞穂市の市民も未来が持てるのかなと思っておりますが、それはえらい質問ですか、はい。

それでは、これにおいて全質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

議長（星川睦枝君） これで、新生クラブ、森治久君の質問を終わります。

これで会派代表質問を終わります。

散会の宣告

議長（星川睦枝君） 以上で、本日に予定しておりました一般質問は全部終了しました。

本日はこれで散会とします。

傍聴の皆様におかれましては、早朝よりありがとうございました。

散会 午後 5 時36分

